福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の取組状況

1 防災の推進	柱立記号	ページ数
(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化		
①情報連絡体制		
災害対策本部等	1－1－1－1	1
武力攻撃事態等及び緊急対処事態における県対策本部	1－1－1－2	1
火山防災協議会	1－1－1－3	1
水災害対策協議会	1－1－1－4	2
阿武隈川上流洪水情報・水防連絡会、阿賀川水防連絡会	1－1－1－5	2
住民への情報提供	1－1－1－6	2
土砂災害に関する情報提供	1－1－1－7	2
山地災害に関する情報提供	1－1－1－8	3
②応援協定		
広域相互応援協定	1－1－2－1	3
民間企業、関係団体等との応援協定	1－1－2－2	3～5
災害時医療の関係機関連携	1－1－2－3	5
③被災地への支援体制		
災害ボランティアセンター	1－1－3－1	5
被災市町村への職員派遣	1－1－3－2	6
雪害予防及び雪害応急対策	1－1－3－3	6
緊急消防援助隊	1－1－3－4	6
住民避難における市町村との連携	1－1－3－5	7
広域避難の支援	1－1－3－6	7
被災建築物応急危険度判定士による支援	1－1－3－7	8
被災宅地危険度判定士による支援	1－1－3－8	8
上水道施設の被災時支援体制	1－1－3－9	8
下水道施設の被災時支援体制	1－1－3－10	8
(2) 消防防災活動の充実		
①地域住民の意識の醸成		
地域住民の連帯意識の醸成	1－2－1－1	9
②防災に当たる人材の育成		
消防団の充実強化	1－2－2－1	9
災害担当職員の育成	1－2－2－2	10
警察官からなる部隊員等の育成	1－2－2－3	10
消防職員等の育成	1－2－2－4	10
被災者支援のための人材育成	1－2－2－5	10
自主防災組織活動の促進	1－2－2－6	11
③防災体制の整備		
防災通信機能の整備	1－2－3－1	11
消防防災ヘリコプターによる消防防災活動	1－2－3－2	11
学校における災害対応マニュアルの整備	1－2－3－3	11
災害派遣医療チーム（DMAT）の整備	1－2－3－4	12
災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備	1－2－3－5	12
災害時健康支援、栄養・食生活支援活動マニュアルの整備	1－2－3－6	12
(3) 防災意識の向上のための教育		
防災に関する普及啓発	1－3－1	12～13
地震防災対策に関する普及啓発	1－3－2	13
林野火災防止に関する普及啓発	1－3－3	14
山地災害防止に関する普及啓発	1－3－4	14
がけ崩れ災害防止に関する普及啓発	1－3－5	14
水災害防止に関する普及啓発	1－3－6	14
学校教育における防災教育	1－3－7	15～16
震災教訓の継承	1－3－8	16
(4) 防災訓練の実施		
総合防災訓練	1－4－1	16
石油コンビナート総合防災訓練	1－4－2	17
災害対策本部の図上訓練	1－4－3	17
国民保護訓練	1－4－4	17
救助救出活動の実践的総合訓練	1－4－5	17
災害時医療に関する合同訓練	1－4－6	17
山地災害避難訓練	1－4－7	18
水防訓練	1－4－8	18
土砂災害時のための訓練	1－4－9	18

	トンネル内事故に備えた防災訓練	1 － 4 － 10	18
	航空機事故発生時の初動体制確立等のための訓練	1 － 4 － 11	19
(5) 要配慮者及び被災者に対する支援			
	市町村における要配慮者避難支援対策の促進	1 － 5 － 1	19
	水害時の要配慮者対策	1 － 5 － 2	20
	土砂災害における要配慮者対策	1 － 5 － 3	20
	避難所における災害派遣福祉チーム派遣体制の整備	1 － 5 － 4	20
	市町村等との連携による各種被災者支援制度の運用	1 － 5 － 5	21

2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

(1) 原子力発電所の安全監視			
	安全確保協定	2 － 1 － 1	22
	廃炉に関する安全監視組織の設置	2 － 1 － 2	22
	専門家等の配置	2 － 1 － 3	22
(2) 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びに測定結果の県民等への情報提供			
	環境放射能の監視、測定及び公表	2 － 2 － 1	23
	測定結果の情報提供	2 － 2 － 2	23
	監視測定機器等の計画的な更新・整備	2 － 2 － 3	23
(3) 原子力防災対策の推進			
	原子力防災情報連絡体制	2 － 3 － 1	24
	原子力防災訓練	2 － 3 － 2	24
	原子力防災研修会の開催	2 － 3 － 3	25
	原子力防災に関する普及啓発	2 － 3 － 4	25
	原子力防災資機材の整備	2 － 3 － 5	25

3 防犯の推進

(1) 防犯に関する周知啓発			
	防犯に関する情報提供、指導	3 － 1 － 1	26
	地域安全情報の発信	3 － 1 － 2	26
	サイバー犯罪被害防止	3 － 1 － 3	27
(2) 防犯ボランティア団体等への支援			
	連携による地域安全活動	3 － 2 － 1	27
	防犯ボランティア活動支援	3 － 2 － 2	27
	被災者等による自主防犯組織への支援	3 － 2 － 3	28
(3) 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備			
	金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止	3 － 3 － 1	28
	店舗対象の強盗事件等被害の防止	3 － 3 － 2	29
	自動車盗難被害の防止	3 － 3 － 3	29
	サイバー攻撃による情報流出被害の防止	3 － 3 － 4	29
(4) 犯罪防止に配慮した環境設計（施設、住宅等の整備及び管理）の普及			
	犯罪が起こりにくい環境整備	3 － 4 － 1	29
	住宅の防犯対策	3 － 4 － 2	30
	店舗における防犯対策	3 － 4 － 3	30
	強盗の被害に遭いやすい店舗の防犯対策	3 － 4 － 4	30
(5) 子どもの安全確保に関する施策の実施			
	地域社会の連携による子どもの安全確保	3 － 5 － 1	31
	学校における安全確保	3 － 5 － 2	31
	子どもの安全教育の充実	3 － 5 － 3	32
	学校施設・設備点検による安全確保	3 － 5 － 4	32

4 虐待等対策の推進

(1) 虐待等防止のための周知啓発			
	暴力、虐待防止の周知啓発	4 － 1 － 1	33
	DV防止対策	4 － 1 － 2	33
	児童虐待防止対策	4 － 1 － 3	33～34
	高齢者虐待防止対策	4 － 1 － 4	34
	障がい者虐待防止対策	4 － 1 － 5	34
	障がい者の権利擁護の推進	4 － 1 － 6	34
	施設等における虐待防止対策	4 － 1 － 7	35
(2) 虐待等の防止体制の整備			
	関係機関連携によるDV防止対策	4 － 2 － 1	35
	児童相談所による総合的な支援	4 － 2 － 2	36

	児童虐待における関係機関の連携	4 － 2 － 3	36
	高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援	4 － 2 － 4	37
	市町村職員等の対応能力向上のための研修	4 － 2 － 5	37
	障がい者虐待防止ネットワーク構築	4 － 2 － 6	37
(3) 虐待等の被害者又はその家族等への支援			
	関係機関連携によるDV被害者支援	4 － 3 － 1	38
	DV相談体制の整備	4 － 3 － 2	38
	虐待を受けた児童への保護・支援	4 － 3 － 3	39
	高齢者虐待の被害者等への支援	4 － 3 － 4	39
	障がい者虐待の相談・支援	4 － 3 － 5	39

5　交通安全の推進

(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備			
	事故分析による事故削減対策	5 － 1 － 1	40
	地域住民と連携した「人」優先の道路交通環境整備	5 － 1 － 2	41
	地域の特性に応じた交通規制	5 － 1 － 3	41
	交通情報提供の充実強化	5 － 1 － 4	41
(2) 交通安全に関する教育及び広報啓発			
	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	5 － 2 － 1	42
	民間団体等の主体的活動の推進	5 － 2 － 2	43
	住民参加と協働の推進	5 － 2 － 3	43
	交通ボランティア活動支援	5 － 2 － 4	43
	交通安全の広報啓発	5 － 2 － 5	44

6　医療に関する県民参画等の推進

(1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発			
	生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発	6 － 1 － 1	45
	感染症に対する正しい知識等の普及啓発	6 － 1 － 2	46
	心の健康や自殺予防に関する知識の普及啓発・相談支援	6 － 1 － 3	46
	救急医療に関する正しい理解、適正な利用の促進	6 － 1 － 4	46
	小児救急に関する情報提供	6 － 1 － 5	47
	難病への理解促進と支援体制の充実	6 － 1 － 6	47
(2) 献血等医療提供に関する県民参加の促進			
	献血運動の普及啓発	6 － 2 － 1	47
	骨髄バンクやアイバンクドナー登録の促進	6 － 2 － 2	48
	臓器移植に関する県民等の意識向上	6 － 2 － 3	48
(3) 市町村及び医療関係団体との連携の強化			
	関係機関連携による献血の促進	6 － 3 － 1	48
	市町村との連携強化	6 － 3 － 2	48
(4) 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理			
	放射線の影響に対する健康管理	6 － 4 － 1	49
	被災者の心のケア	6 － 4 － 2	49
	子どもたちの体力向上に関する取組の充実	6 － 4 － 3	50

7　食品の安全確保の推進

(1) 安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化			
	安全な農林水産物の生産と供給	7 － 1 － 1	51
	安全な食品の製造加工	7 － 1 － 2	51
	生産段階における監視・指導の強化	7 － 1 － 3	52
	製造・加工段階における監視・指導の強化	7 － 1 － 4	53
	流通・販売段階における監視・指導の強化	7 － 1 － 5	53
	輸入食品に対する監視・指導の強化	7 － 1 － 6	53
	食品表示の適正化の推進	7 － 1 － 7	54
	食の安全を確保するための検査体制の充実	7 － 1 － 8	54
	食品の安全に関する調査研究の推進	7 － 1 － 9	55
(2) 食の安全に関する情報共有とリスクコミュニケーションの促進			
	食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進	7 － 2 － 1	55
	食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進	7 － 2 － 2	56
	食の安全に関する県民の意見の施策への反映	7 － 2 － 3	56
	食育の推進	7 － 2 － 4	56～57
(3) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化			
	関係機関の連携強化	7 － 3 － 1	58
	国、市町村その他の関係機関との連携	7 － 3 － 2	58

(4) 食品中の放射性物質対策への取組			
	安全な食品の生産に向けた放射性物質対策	7 ー 4 ー 1	59
	食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信	7 ー 4 ー 2	59～61
	飲料水の放射性物質検査と測定結果の情報発信	7 ー 4 ー 3	61
	食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進	7 ー 4 ー 4	62
	食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進	7 ー 4 ー 5	62

8 生活環境の保全

(1) 環境の状況の監視及び調査			
	環境モニタリングの充実強化	8 ー 1 ー 1	63
	調査結果の維持管理・指導への反映	8 ー 1 ー 2	63
	産業廃棄物の安全性確認	8 ー 1 ー 3	63
	総合的な不法投棄防止対策事業の実施	8 ー 1 ー 4	64
	不法投棄広域化への対応	8 ー 1 ー 5	64
(2) 生活環境の保全に関する周知啓発			
	水・大気環境に関する普及啓発	8 ー 2 ー 1	64
	住宅・建築物に関する普及啓発	8 ー 2 ー 2	65
	不法投棄防止意識の普及啓発	8 ー 2 ー 3	65
	フロン類の排出抑制、回収義務の浸透	8 ー 2 ー 4	65
(3) リスクコミュニケーションの推進			
	リスクコミュニケーションの普及拡大	8 ー 3 ー 1	65
(4) 工場、事業場及び廃棄物処理施設における安全確保対策			
	環境汚染防止対策及び再発防止対策	8 ー 4 ー 1	66
(5) 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復			
	環境放射線モニタリングの実施	8 ー 5 ー 1	66
	除染等の推進	8 ー 5 ー 2	67
	汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進	8 ー 5 ー 3	68
	発達段階に応じた「放射線教育の推進」	8 ー 5 ー 4	68

9 消費者の安全確保の推進

(1) 自立した消費者の育成			
	消費者への情報提供	9 ー 1 ー 1	69
	世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施	9 ー 1 ー 2	69
	情報活用能力の向上	9 ー 1 ー 3	69～70
	消費者団体の育成	9 ー 1 ー 4	70
	薬物乱用防止の普及啓発	9 ー 1 ー 5	70
	計量に関する知識の普及啓発	9 ー 1 ー 6	71
(2) 消費者被害の救済			
	県消費生活センターの相談対応機能強化	9 ー 2 ー 1	71
	市町村相談窓口の充実等の支援	9 ー 2 ー 2	72
	多重債務者対策の実施	9 ー 2 ー 3	72
	製品事故の原因調査	9 ー 2 ー 4	72
	医薬品に関する正しい知識の普及啓発	9 ー 2 ー 5	72
(3) 事業者及び事業者団体への監視及び指導			
	違反事業者への指導・勧告	9 ー 3 ー 1	73
	国、他の都道府県、市町村との連携	9 ー 3 ー 2	73
	事業者団体との連携	9 ー 3 ー 3	73
	健康食品等による健康被害防止	9 ー 3 ー 4	73
	適正計量の徹底に向けた関係事業者への監視指導	9 ー 3 ー 5	74
	貸金業者に関する苦情相談等への対応	9 ー 3 ー 6	74

10 犯罪被害者等支援の推進

(1) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進			
	犯罪被害者等支援団体の活動促進	10 ー 1 ー 1	75
(2) 国、市町村その他の関係機関等との連携による支援			
	総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の推進	10 ー 2 ー 1	75
	関係団体等の連携による支援体制の充実	10 ー 2 ー 2	76
	国、他都道府県及び市町村との連携による情報共有	10 ー 2 ー 3	76
	市町村の取組の促進	10 ー 2 ー 4	76
	関係機関等の連携による性犯罪被害者の相談・支援体制の充実	10 ー 2 ー 5	77
(3) 犯罪被害者等の支援に関する周知啓発			
	被害者等支援に関する普及啓発	10 ー 3 ー 1	77
	犯罪被害者週間による周知啓発	10 ー 3 ー 2	78
	各種公的制度の周知	10 ー 3 ー 3	78
	中高生等に対する被害者支援の啓発	10 ー 3 ー 4	78
	学校へのカウンセラー派遣	10 ー 3 ー 5	79

資料３－１

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の取組状況

1　防災の推進

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化					
①情報連絡体制					
1-1-1-1 災害対策本部等					
1	大規模災害が発生した場合は、必要に応じて災害対策本部を設置し、市町村や防災関係機関と連携して情報収集に当たるとともに、応急対策及び復旧に関し連絡調整に当たります。	・災害対策本部設置を要する災害の発生はなかったが、浪江町における林野火災時には、自衛隊の派遣要請や県リエゾンの派遣を調整した。また、台風などの接近時には、庁内防災連絡員会議・各市町村防災担当者会議（テレビ会議）を開催し、情報共有を図るとともに防災体制に関する注意喚起を行った。	・今後も必要に応じ速やかに災害対策本部等を設置し、市町村や防災関係機関と連携して情報収集に当たるとともに、応急対策及び復旧に関し連絡調整を行い実行する。また、台風の接近時等においては、庁内防災連絡員会議・各市町村防災担当者会議（テレビ会議）を開催し、情報共有を図るとともに、防災に関する注意喚起を行う。	危機管理部	災害対策課
1-1-1-2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における県対策本部					
2	大規模テロ等が発生した場合は、国民保護法に基づき対策本部等を設置し、国や市町村、関係機関と連携して避難や救援の措置を講じます。	・国民保護法等に基づく対策本部等を設置する事象は発生しなかったが、大規模爆破テロを想定した図上訓練を国、いわき市、消防、警察等の関係機関（８５機関２１９名参加）と実施し、①テロ事案発生時の初動措置の確認②緊急対処事態対策本部業務の確認③関係機関の機能確認を行い、対策本部における対応能力の向上を図った。 なお、平成２９年度は石油コンビナート総合訓練と併せて実施した。	・大規模テロ等の事案が発生した場合は、速やかに対策本部等を設置し、国、市町村、防災関係機関と連携して避難や救援等の国民保護措置を実施する。	危機管理部	危機管理課
1-1-1-3 火山防災協議会					
3	吾妻山、安達太良山、磐梯山の山ごとに火山防災協議会を設置しており、県、市町村、気象台、火山専門家及び防災関係機関が一体となって、活火山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する検討を行います。	・吾妻山、安達太良山、磐梯山の火山防災協議会において、登山者や観光客等の避難を対象とする「火口周辺地域における避難計画」の策定作業を進めるとともに、３山合同会議を開催し、吾妻山の噴火警戒レベル２における警戒範囲の見直しや火山防災対策検討ワーキンググループの設置に向けた規約の改正等について協議を行った。	・各山の「火口周辺地域における避難計画」について策定を完了した。「融雪型火山泥流等を想定した住民等の避難計画」の策定作業に着手する。また、火山防災対策検討ワーキンググループにおいて、避難計画を実効性のあるものとするための具体的な火山防災対策について検討を進める。	危機管理部	災害対策課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-1-1-4 水災害対策協議会					
4	県内８方部に水災害対策協議会を組織し、水災害についての意見や情報を交換し、共有し合いながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図ります。	・県内８方部の水災害対策協議会を改正水防法に基づく法定協議会に位置づけるとともに、今後５箇年における具体的な取組事項（ハード・ソフト対策）について取りまとめ、平成２９年１２月に各方部ごとの取組方針を策定・公表した。	・県内８方部で水災害対策協議会を開催し、平成２９年１２月に策定した取組方針のフォローアップとして、平成２９年度の取組状況、平成３０年度の取組予定について確認及び情報共有を図るとともに、引き続き、減災に係るハード・ソフト対策の取組を推進する。	土木部	河川計画課
1-1-1-5 阿武隈川上流洪水情報・水防連絡会、阿賀川水防連絡会					
5	関係機関連携による連絡会に参画して、河川の危険情報等の情報交換を行うほか、災害時連絡体制を確認し、円滑な対応に努めます。	・阿賀川洪水予報・水防連絡会及び阿賀川水防連絡会に参画し、関係機関で河川の危険情報を共有した。また、5月27日に阿武隈川や阿賀川の沿川自治体や国と協同で洪水対応演習を行い、出水時の情報伝達体制や伝達文書の作成について確認を行い、出水時の体制構築に努めた。	・阿賀川洪水予報・水防連絡会（4月25日）及び阿賀川水防連絡会（4月19日）に参画し、関係機関で河川の危険情報を共有した。今後も各水防連絡会（幹事会）などを通じて、水害リスク情報の共有を図りたい。また、4月20日に阿武隈川や阿賀川の沿川自治体や国と協同で洪水対応演習を行い、出水時の情報伝達体制や伝達文書の作成について確認を行い、出水時の体制構築に努めた。	土木部	河川整備課
1-1-1-6 住民への情報提供					
6	災害発生時における市町村の被災状況、避難状況、道路の通行規制や公共交通機関の運休情報などを県ホームページに掲載し、気象警報発令時には公式ツイッターにツイートするなど情報提供に努めます。	・災害発生時における市町村の被災状況、避難状況、道路の通行規制や公共交通機関の運休情報などを県ホームページに掲載した。気象警報発令時には公式ツイッターにツイートするなど情報提供に努めた。（ツイート数３０２回）	・今年度も、災害が発生した場合は市町村の被災状況、避難状況、道路の通行規制や公共交通機関の運休情報などを県ホームページに掲載し、気象警報発令時には公式ツイッターにツイートするなど情報提供を行う。	危機管理部	災害対策課
1-1-1-7 土砂災害に関する情報提供					
7	土砂災害危険箇所の公表や土砂災害警戒区域等の指定のほか、土砂災害発生の危険性が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の促進及びその判断の参考となるよう、福島地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表するなど迅速な情報提供に努めます。	・土砂災害発生危険度の高まりの表示方法及び気象庁の雨量データ更新の高頻度化（30分間隔から10分間隔）に伴いシステムの改修を行った。これにより、土砂災害警戒情報をより迅速に発表することが可能になった。 ・市町村長が避難勧告等の発令を判断するための支援として、平成29年6月から土砂災害警戒情報発令時のホットラインの運用を開始した。	・引き続き、市町村長の避難勧告発令の判断や住民の自主避難の促進の参考となるよう、システムを改修し、福島地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表するなど迅速な情報提供を行う。	土木部	砂防課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-1-1-8 山地災害に関する情報提供					
8	山地災害危険地区について、県ホームページの充実を図るなど、情報提供に努めます。	・県の森林GIS（もりまっぷ）に最新の山地災害危険地区の情報を掲載した。 ※森林GISとは県内の森林・林業に関する地理情報をWebブラウザ上で提供するサイト。 森林資源情報（樹種や樹齢）保安林の一をインターネットで提供している。	・山地災害危険地区に新たに指定された箇所の追加・更新を随時行う。	農林水産部	森林保全課
②応援協定					
1-1-2-1 広域相互応援協定					
9	北海道、東北８道県相互応援協定、及び５県相互応援協定（福島、茨城、群馬、栃木、新潟）のほか、全国都道府県における災害時等の広域応援協定を締結しています。さらに、国土交通省所管公共施設においては、東北地方及び北陸地方の各関係機関（地方整備局、県、政令指定都市、高速道路（株））が、それぞれ災害時の相互応援に関する申し合わせを締結しています。日ごろから初動対応の確認を行い、万一の事態に備えます。	・北海道・東北８道県及び５県相互応援協定については、それぞれ連絡会議が開催され、各県の取組等について情報交換等を行った。また、５県の取組として、情報伝達の手順を確認するため、連絡通報訓練を実施した。	・８道県及び５県において連絡会議を開催し、各道県の取組みについて情報交換等を行う。	危機管理部	災害対策課
1-1-2-2 民間企業、関係団体等との応援協定					
10	東日本大震災等の経験を踏まえ、食料、飲料水、生活物資等を取り扱う民間企業等や、輸送、通信・報道、廃棄物、公共施設の応急対策等に係る民間企業、建設関連各種団体等との新たな災害時応援協定の締結や、既存協定の見直しを行い、大規模災害発生時に迅速な被災者の生活支援や公共施設の応急対策に努めます。	・企業等との包括連携協定（災害対策に関すること）を締結した。 東北電力株式会社（H29.7.13） 日本郵便株式会社（H30.2.14）	・協定締結先と協定に基づき事業展開を図っていく。	企画調整部	企画調整課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
10	東日本大震災等の経験を踏まえ、食料、飲料水、生活物資等を取り扱う民間企業等や、輸送、通信・報道、廃棄物、公共施設の応急対策等に係る民間企業、建設関連各種団体等との新たな災害時応援協定の締結や、既存協定の見直しを行い、大規模災害発生時に迅速な被災者の生活支援や公共施設の応急対策に努めます。	・県警と公益社団法人福島県歯科医師会は、平成７年に大規模事故・事件、災害発生時において、多数死体の身元確認又は鑑定の必要性が生じた場合に協力を要請することができる旨の覚書を締結し、同覚書に基づき、平成１１年から合同で福島県歯科医師会警察歯科医部会研修会を実施している。平成２９年１１月２６日に公益社団法人福島県歯科医師会との合同で平成２９年度（第１８回）福島県歯科医師会警察歯科医部会研修会を開催し、警察関係者５９名、福島県歯科医師会関係者３５名、福島海上保安部関係者３名の合計９７名が参加した。同研修会では、大規模災害に伴う多数死体の検視を想定し、歯牙所見の確認、デンタルチャートの作成、照合作業等の身元確認訓練を実施した。	・昨年度に引き続き、平成３０年１２月２日に平成３０年度（第１９回）福島県歯科医師会警察歯科医部会研修会を実施予定。	警察本部	鑑識課
		・県警では、大規模災害の発生に備え、関係機関等との連携強化の上、災害時支援協定を締結している。昨年は、民間企業との間に、「小型無人機（ドローン）を活用した協定書」（猪苗代署）を締結した。	・大規模災害の発生に備え、関係機関等との連携強化の上、災害時支援協定の締結や、既存協定の見直しを図る。	警察本部	災害対策課
		・大規模災害時における廃棄物等の円滑な処理のため、平成19年3月27日に（一社）県産業廃棄物協会と災害廃棄物の処理等の協力に関する協定、県環境整備協同組合連合会とし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定、平成28年1月15日に（一社）県解体工事業協会と建築物等の解体等に伴う災害廃棄物の収集運搬等に関する協定、平成30年2月20日に（公社）福島県浄化槽協会と浄化槽の緊急点検等に関する協定を締結した。	・大規模災害が発生した際は、協定に基づき市町村及び一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援やし尿等の収集運搬等の協力を行う。	生活環境部	一般廃棄物課
		・福島県社会福祉事業団と「福祉避難所への福祉・介護人材の派遣に関する協定」を締結した。（H30.3.22）	・引き続き関係団体等との協力体制構築に努める。	保健福祉部	保健福祉総務課
		・７つの法人・施設等と「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結した。	・関係法人・施設等に通知を出し、協定締結数の増加を図る。	保健福祉部	社会福祉課
		・福島県水道危機管理マニュアルに定める水道事業者等との連絡体制を更新して、関係者へ周知し連絡体制を確保した。	・福島県水道危機管理マニュアルにおける水道事業者等との連絡体制を必要に応じて更新し、連絡体制の確保を行うとともに、災害等の危機発生時にはマニュアルに基づく連携を図り、迅速に飲料水を確保する。	保健福祉部	食品生活衛生課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
10	東日本大震災等の経験を踏まえ、食料、飲料水、生活物資等を取り扱う民間企業等や、輸送、通信・報道、廃棄物、公共施設の応急対策等に係る民間企業、建設関連各種団体等との新たな災害時応援協定の締結や、既存協定の見直しを行い、大規模災害発生時に迅速な被災者の生活支援や公共施設の応急対策に努めます。	・H29.10.19　福島空港における富士山等の噴火時の待避場所確保に関する覚書 警視庁航空隊と福島空港事務所において、富士山等（富士山・浅間山・箱根山などの活火山）が噴火又は噴火警報が発表された際に、警察用航空機の待避場所として福島空港を使用する場合、駐機スポットの確保等、協力関係を明文化する覚書を締結した。	予定なし。	土木部	空港施設室
		・災害時における応援協定の締結（新規５件） （株)カワチ薬品、(株)クレハ、（一社）福島県消防設備協会、福島県生コンクリート組合、（一社）福島県解体工事業協会、また、福島県トラック協会との既存協定に倉庫協会を交えた三者の協定へと見直しを行い、物資の輸送及び保管等の体制を明確にした。	・浪江町林野火災の教訓を踏まえ、マスクの供給に係る協定を締結したほか、火山防災対策に有効であるラジオを活用した防災対策の連携に関する協定など不足している分野での協定締結や必要に応じて既存協定の見直しをするなどし、防災体制の強化を図る。	危機管理部	災害対策課
1-1-2-3 災害時医療の関係機関連携					
11	一般社団法人福島県医師会等の医療関係団体との災害時の医療救護に関する協定を締結するほか、医療関係団体、災害拠点病院、消防機関等で構成する災害医療対策協議会を設置しています。災害発生時の医療救護に関して迅速な対応が取れるよう、関係機関との連携強化を図ります。	・災害医療対策協議会において、第７次医療計画「災害時医療」について議論し、素案を作成した。その中で、災害時の関係機関との迅速な対応、連携強化についても確認した。	・災害医療対策協議会において、災害時の医療マニュアルの見直しを行い、より効果的な医療救護の提供を模索していく。	保健福祉部	地域医療課
③被災地への支援体制					
1-1-3-1 災害ボランティアセンター					
12	県域災害ボランティアセンターと現地災害ボランティアセンターの連携強化はもとより、広域災害における現地災害ボランティアセンター（市町村）相互の連携強化を図ります。	・災害ボランティア運営講座を開催し、協働型災害ボランティアセンターの設置・運営する意義について考える機会を設けた。	・災害ボランティアセンター運営講座を開催し、災害時の情報発信や課題解決方法について学ぶ機会とする。また、多様なニーズに応えるため、協働型で行う支援の在り方を考える。	保健福祉部	社会福祉課
		・災害時におけるボランティアセンターの設置・立ち上げについて、県社会福祉協議会と意見交換し、情報共有するとともに体制の確認を行った。	・ボランティア活動が災害時において効果的に発揮できる方法等について、福島県災害ボランティア連絡協議会を開催し、県社会福祉協議会などの関係機関との連携を図り、体制の見直しや情報共有を図る。	危機管理部	災害対策課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-1-3-2 被災市町村への職員派遣					
13	大規模自然災害発生時における公共施設の応急復旧については、被災市町村からの要請に基づき、直ちに支援職員を派遣します。	・要請がないため実績無し。	・要請に基づき対応する。	土木部	土木企画課
1-1-3-3 雪害予防及び雪害応急対策					
14	異常降雪時において、国、市町村のほか、交通、通信電力等のライフライン事業者等の関係機関による連携の下、道路交通の確保や情報収集を行うなど、雪害予防及び雪害応急対策等に努めます。	・降雪前に豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会を開催した。 （11月30日に会津若松市役所北会津支所で開催）	・降雪前に豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会を開催する予定。	企画調整部	地域振興課
		・国、市町村、NEXCO等の道路管理者に加え、警察・消防、インフラ関係企業、交通公共機関等を構成員とした「冬期道路交通円滑化連絡協議会」を降雪期前に開催し、降雪時の連絡体制の確認等を行い冬期道路交通の円滑化を図った。	・今年度も引き続き降雪期前に「冬期道路交通円滑化連絡協議会」を実施し、冬期道路交通の円滑化を図る。	土木部	道路管理課
14	異常降雪時において、国、市町村のほか、交通、通信電力等のライフライン事業者等の関係機関による連携の下、道路交通の確保や情報収集を行うなど、雪害予防及び雪害応急対策等に努めます。	・「福島県豪雪地域対策協議会・市町村雪害対策担当課長意見交換会」及び「会津地方冬期交通確保連絡会議」に出席し、各関係機関と情報交換を行うとともに、降雪期の防災体制や応急対応について確認を行った。	・豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会等に出席し、情報交換を行うとともに、豪雪による立ち往生等が発生した場合、道路管理者の要請により、県公式ツイッターによる情報発信や応急対応を行う。	危機管理部	災害対策課
1-1-3-4 緊急消防援助隊					
15	大規模な災害が発生し、県内消防本部による相互応援では対応できない場合、他都道府県の消防隊員で構成される緊急消防援助隊の応援を迅速かつ的確に受けられるよう、消防庁及び他都道府県との連携強化を図ります。	・11月10日に消防庁及び他都道府県（緊急消防援助隊）の参加のもと避難指示区域内における大規模火災対応訓練を実施した。 ・緊急消防援助隊の受援体制を整えるため、平成30年２月22日に「福島県緊急消防援助隊受援計画」の改正を行った。	・５月25日に消防庁及び他都道府県（緊急消防援助隊）の参加のもと避難指示区域内における大規模火災対応訓練を実施した。 ・11月17～18日にいわき市において、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を実施する予定。	危機管理部	消防保安課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-1-3-5 住民避難における市町村との連携					
16	自然災害時における円滑な避難を可能にするため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ、津波ハザードマップの早期完成が図られるよう市町村に対し技術的助言等を行うとともに、その利活用が図られるよう住民の理解度を深める取組等を支援します。また、市町村長が避難勧告等の発令の目安となる、河川の避難判断水位の設定や土砂災害のおそれがある区域の情報を提供し、避難体制整備の支援を行います。	・法指定河川１３河川において、避難判断水位等の見直しに着手したほか、新たに水位周知河川に指定する４河川の避難判断水位等の設定に着手した。	・法指定河川１３河川の避難判断水位等の見直し、及び新たに水位周知河川に指定する４河川の避難判断水位等の設定を完了させる。 ・このほか、法指定河川１１河川の避難判断水位等の見直し、及び新たに水位周知河川に指定する４河川の避難判断水位等の設定に着手する。	土木部	河川整備課
		・市町村が早期にハザードマップを作成することを支援するため、各種ハザードマップを作成する際の基礎となる基盤図データを作成して、市町村に提供した。 ・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表、土砂災害警戒区域等の指定を行い、市町村が避難体制を構築する際に必要な情報や避難判断の基礎となる情報を提供した。 ・土砂災害特別警戒区域等の指定に関する説明会を実施する際に、参加した住民に対して、土砂災害の危険性や早期避難に関する理解度を向上させる取り組みを行った。	・引き続き、市町村のハザードマップ作成を支援するため、基盤図データを作成し、市町村へ提供する。 ・引き続き、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表、土砂災害特別警戒区域等の指定を行い、市町村が避難体制を構築する際に必要な情報や避難判断の基礎となる情報を提供する。 ・引き続き、土砂災害特別警戒区域等の指定に関する説明会を実施する際に、参加した住民に対して、土砂災害の危険性や、早期避難に関する理解度を向上させる取り組みを行う。	土木部	砂防課
		土木部と連携し、市町村の避難情報発令基準策定の取組状況について各市町村のヒアリング調査を実施するとともに、７町村については個別訪問など必要に応じて避難勧告等の判断の基礎となる情報等を助言をした。	避難情報発令基準の策定が図られるよう、土木部と連携し、各市町村の個別ヒアリングを行い、策定等に対応するための情報を説明するとともに、必要に応じて浸水想定区域等を確認することや図上訓練への助言などを行う。	危機管理部	災害対策課
1-1-3-6 広域避難の支援					
17	市町村間を越える避難を行う場合には、要請により受け入れ先の市町村と調整を図るとともに、県外への避難が必要な場合は、災害時応援協定による協定道県への要請のほか、全都道府県にも要請することにより、受け入れ先の確保を図ります。	・８道県や５県の連絡会議において、情報交換等を行うとともに、発災直後に応援職員や義援物資を受け入れ、また被災地に応援職員を派遣するスキームを整備することとし、「福島県災害時受援応援計画」を策定することとした。	・８道県や５県の連絡会議において情報交換を行うとともに、「福島県災害時受援応援計画」を策定し、関係１機関に周知を図る。	危機管理部	災害対策課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-1-3-7 被災建築物応急危険度判定士による支援					
18	大規模地震時には、市町村の要請により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる建物の倒壊等の危険性を判定することにより、生命に関わる二次被害の防止を図ります。	・要請なし。	・要請があった場合には、福島県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき対応する。	土木部	建築指導課
1-1-3-8 被災宅地危険度判定士による支援					
19	地震・大雨等の大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、市町村の要請により被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図ります。	・郡山市(30/1/17）、福島市(30/1/26)において、被災宅地危険度判定士養成講習会を開催し、合わせて94名が受講。講習を受講せずに登録更新した119名と合わせ、平成29年度の福島県被災宅地危険度判定士の登録者は235名。（5年更新、H30.4.1時点での登録者総数690名）	・福島県内2箇所において被災宅地危険度判定士養成講習会を開催予定(31年1月～2月）。 各会場100名程度の受講者を想定。登録者総数が減少しないよう積極的な受講を推進する。	土木部	都市計画課、まちづくり推進課
1-1-3-9 上水道施設の被災時支援体制					
20	災害時における応急復旧及び飲料水の確保のために、市町村及び関係団体との連携の下、広域的な応援活動の連絡・調整に向けた体制の強化に努めます。また、市町村が行う飲料水の応急確保対策に対する衛生指導を行います。	・福島県飲料水健康危機管理対策要領に基づき、水道事業者等との連絡体制を定めた福島県水道危機管理マニュアルの更新を行うとともに、関係者へ周知し、連絡体制の確保を行った。	・福島県飲料水健康危機管理対策要領に基づき、水道事業者等との連絡体制を定めた福島県水道危機管理マニュアルの更新を行うとともに、関係者へ周知し、連絡体制の確保を行う。災害等の危機発生時には、マニュアルに基づいた関係機関と連携により、迅速な飲料水の確保を行う。	保健福祉部	食品生活衛生課
1-1-3-10 下水道施設の被災時支援体制					
21	大規模な災害発生時の下水道災害に関しては、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」に基づき、国や県、市町村と連携・協力し、被災地の支援体制の強化を図ります。	・北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議構成員で情報伝達訓練（簡易）を実施。北海道・東北ブロック災害時支援連絡会議を開催し、情報共有を図った。	・北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議構成員で情報伝達訓練（簡易）を実施。北海道・東北ブロック災害時支援連絡会議を実施予定。	土木部	下水道課

No.	施策展開の方向と取組	平成２９年度　取組状況（実績）	平成３０年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(2) 消防防災活動の充実					
①地域住民の意識の醸成					
1-2-1-1 地域住民の連帯意識の醸成					
22	市町村、消防機関に加え、民間団体等との連携も視野に入れながら、地域住民に対して、災害発生時における自主防災組織等の必要性について広報活動を行うとともに、研修会や防災訓練により地域住民の連帯意識を醸成し、自主防災活動の促進に努めます。	・県総合防災訓練を開催し、地元住民が初期消火訓練や物資輸送訓練等に参画することで地域住民の連帯意識の醸成を図った。（団体や地元住民等の約2，500人が参加） ・また、県下一斉安全確保行動「シェイクアウトふくしま」の実施により、県民一体となった防災意識の醸成を図った（県民160,982人が参加）。 ・自主防災活動促進事業により、自主防災組織等の活動に対して、講師を派遣し、防災に関する講演やワークショップを通して、自主防災組織等の防災意識や地域防災力の向上を図った。（14団体466名が防災に関する講習やワークショップを受講・体験）	・県総合防災訓練や県下一斉安全確保行動訓練「シェイクアウトふくしま」の実施を通して、県民一体となった防災意識の醸成を図る。 ・自主防災活動促進事業により自主防災組織等の活動に対し、講師を派遣し防災に関する講演等を通して防災意識や地域防災力の向上を図る。	危機管理部	災害対策課
②防災に当たる人材の育成					
1-2-2-1 消防団の充実強化					
23	地域防災力の向上のためには、地域に密着し動員力のある消防団の充実強化が不可欠です。消防団員の約8割がサラリーマンなどの被雇用者であることから、事業所を訪問し、消防団活動への理解を得るほか、火災の初期消火や災害時の活動など一定の消防団活動のみを行う機能別団員制度の導入を促進するなど、消防団員の確保に向け積極的に取り組みます。	・事業所訪問等を実施し、消防団活動に対する協力要請を行った。→121事業所 ・高校、大学等を対象にふくしま消防防災出前講座を実施し、若者に対する消防団活動の理解を深めた。→10校　受講者930人 ・市町村担当者や消防団員を対象に消防団員確保対策研修会を実施し、多様な消防団員確保や女性消防団員入団促進について研修を行った。→１会場　受講者114人 ・消防団員や消防団協力事業所等に対し各種サービスを提供するふくしま消防団サポート企業の募集を開始し、消防団員や消防団協力事業所の増加を図った。 →登録事業所　35	・次の事業を引き続き実施する。 　・事業所訪問 　・ふくしま消防防災出前講座（10校） 　・消防団員確保対策研修会（１会場） 　・ふくしま消防団サポート企業の募集 ・また、市町村と連携し、消防団員の確保が困難な地域をモデルとして、消防団ＯＢや企業の自衛消防隊等との連携、さらに地域の女性の消防活動への参画など、地域全体で消防力を維持できるような仕組みづくりを検討する。	危機管理部	消防保安課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-2-2-2 災害担当職員の育成					
24	東日本大震災等の経験を踏まえ、大規模災害発生時の対応を模擬体験する訓練を行うことにより、実際の災害に遭遇した場合でも適切な対応ができるよう、対応力や判断力を備えた職員の育成を図ります。	・河川水位情報のホットラインの運用開始に伴い、土木部内の情報伝達訓練を実施した。	・豪雨災害を想定した災害対応模擬訓練（ロールプレイング方式）を実施する（参加機関：県災害対策課、県土木企画課、県道路管理課、県河川整備課、県砂防課、各地方振興局、各建設事務所、各土木事務所、関係市町村）。	土木部	土木企画課
1-2-2-3 警察官からなる部隊員等の育成					
25	東日本大震災等の反省教訓を今後に生かし、大規模災害発生に際して的確な対策を推進するため、災害対応の中核となる警察官を対象に、県警察学校において専科教養を実施するなどし、危機管理意識の醸成と、災害に対応する十分な知識・技能を習得させ、警察官個々のレベルアップを図ります。	・全警察署から災害対応の中核となる警察官を集め、専科教養を実施して災害対処能力の向上等を図った。専科教養を修了した警察官は、各警察署において署員に対する還元教養を実施し、県警全体のレベルアップを図った。 また、本部員による署警備部隊員に対する災害装備資機材の習熟訓練を実施する等して、技能の向上を図った。	・大規模災害発生に際して的確な対策を推進するため、災害対応の中核となる警察官を対象に、県警察学校において専科教養を実施するほか、教養資料等の発出により県警全体の災害対処能力の向上を図る。	警察本部	災害対策課（県警）
1-2-2-4 消防職員等の育成					
26	消防学校において、新任・専門・幹部研修等の教育訓練を行い、消防職員や消防団員の資質向上を図ります。	・消防職員の初任教育や消防団員の幹部教育等の教育訓練を実施し、消防職員・団員等の資質の向上を図った。 消防職員：21課程　延べ2,146時間　入校人員638名 消防団員：20課程　延べ192時間　入校人員1,082名 一般教育：４課程　延べ41時間　入校人員137名	・消防職員の初任教育や消防団員の幹部教育等の教育訓練を実施し、消防職員・団員等の資質の向上を図る。 消防職員：25課程　延べ2,026時間　募集人員832名 消防団員：20課程　延べ187時間　募集人員1,420名 一般教育：４課程　延べ41時間　募集人員160名	危機管理部	消防保安課
1-2-2-5 被災者支援のための人材育成					
27	災害発生時の被災者等支援のためのボランティア受け入れを円滑に行うため、ボランティア受入福祉施設等担当者に対する研修を行うなど人材育成に努めます。	ボランティア受入福祉施設等担当者研修会を基礎編３回(７９名参加)・ステップアップ編１回(４５名参加)に分けて実施した。	・ボランティア受入福祉施設等担当者研修を基礎編３回・応用編１回に分けて実施する。	保健福祉部	社会福祉課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-2-2-6 自主防災組織活動の促進					
28	自主防災組織による日常の防災活動を活性化するとともに、人材育成を促進し、地域の防災力の向上を図ります。	・自主防災活動促進事業により、自主防災組織等の活動に対して、講師を派遣し、防災に関する講演やワークショップを通して、知識やノウハウ等を学び、体験してもらうことにより、自主防災組織等の活動促進を図った。（14団体466名が防災に関する講習やワークショップを受講・体験）	・自主防災活動促進事業の展開により、自主防災組織等の活動に対して、講師を派遣し、防災に関する講演やワークショップを通して、知識やノウハウ等を学び、体験してもらうことにより、自主防災組織等の活動を促進し、引き続き地域防災力の向上を図る。	危機管理部	災害対策課
③防災体制の整備					
1-2-3-1 防災通信機能の整備					
29	迅速かつ的確な災害情報の収集及び提供を実施するため、安定的で信頼性の高い防災通信機能の整備を図ります。 また、大規模災害により市町村と通信が途絶した場合には、衛星携帯電話を携帯した情報連絡員を市町村に派遣するなどして災害情報の収集及び提供を行います。	・総合情報通信ネットワークの県庁統制局サーバ更新及び県内１４６拠点のネットワーク機器更新を実施した。 ・4月11日に情報連絡員と指定職員に対して役割や業務内容などを説明する研修会を開催した。 ・情報連絡員派遣実績　４件（郡山市、会津坂下町、只見町、浪江町）	・総合情報通信ネットワーク一斉受令端末等の更新、防災事務連絡システムの更新を実施する。 ・情報連絡員と指定職員に対して役割や業務内容などについての研修会を開催する。	危機管理部	災害対策課
1-2-3-2 消防防災ヘリコプターによる消防防災活動					
30	消防防災ヘリコプターによる広域的・機動的な消防防災活動を実施します。 また、消防庁の緊急消防援助隊の航空隊としての役割を担い、他都道府県の応援や受援が円滑に実施できるよう体制の整備を図ります。	・救助活動や消火活動などの緊急運航による活動は91回(他県応援活動2回を含む)実施した。 ・また、浪江町林野火災をはじめとした他県等防災ヘリコプターの応援（52回）の際には、安全かつ効果的な活動が行われるよう自衛隊ヘリや他県消防防災ヘリとの運航調整を行った。	・引き続き、消防防災ヘリコプターによる広域的・機動的な消防防災活動を実施するとともに、他都道府県の応援や受援が円滑に実施できるよう他県との合同訓練を実施する。	危機管理部	災害対策課
1-2-3-3 学校における災害対応マニュアルの整備					
31	学校や地域の実情を踏まえた学校防災マニュアルを整備するとともに、家庭や地域、関係機関と連携した防災体制の強化を図ります。	・学校防災マニュアルを整備した（各県立特別支援学校）。	・未策定校について、学校防災マニュアルを整備する（各県立特別支援学校）。	教育庁	特別支援教育課
31	学校や地域の実情を踏まえた学校防災マニュアルを整備するとともに、家庭や地域、関係機関と連携した防災体制の強化を図ります。	・北朝鮮による弾道ミサイルの発射を受け、学校災害対応マニュアル例に「弾道ミサイル落下時の対応」を加え、各小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に配付した。	・学校安全指導者養成研修会を開催し、効果的な防災対策の在り方と自校化した学校災害対応マニュアルの作成を再度呼びかける。	教育庁	健康教育課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-2-3-4 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備					
32	災害発生時、被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を整備するとともに、ＤＭＡＴ隊員の機能強化を図る研修を実施します。 また、災害拠点病院、消防防災機関、ドクターヘリ等との連携を図りながら、支援及び受入に対応できる医療体制の強化を図ります。	・DMAT養成研修及び技能維持研修等各種研修を実施し、DMAT隊員の機能強化を図った。 県内の災害医療派遣チーム（DMAT）養成及び技能維持研修において、災害現場での情報通信、局地災害でのシュミレーション等を実施した。また、大量破壊兵器等のテロによる多数傷病者を想定したCBRNE研修を実施した。	・例年と同様、研修を行い、災害を想定した実践的な訓練でDMAT隊員の強化のみならず、医療体制の強化を図る。 ・例年と同様、研修を行い、災害を想定した多数傷病者訓練等により、DMAT隊員の強化のみならず、医療体制の強化を図る。	保健福祉部	地域医療課
1-2-3-5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備					
33	大規模災害発生時に被災地において、被災者や支援者等に対し精神保健医療活動の支援等を行う災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を整備するとともに、ＤＰＡＴ隊員の機能強化を図る研修を実施します。	・県内の災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）養成のための、ＤＰＡＴ研修を実施し40人が受講した。国が主催する各種ＤＰＡＴ養成研修に3回7名が参加した。国主催の大規模地震時医療活動訓練へ参加した。７医療機関及び福島県精神科病院協会とＤＰＡＴ派遣に関する協定の締結を行った。その他、装備品の整備などを体制整備を行った。	・県ＤＰＡＴ研修の実施、国が主催するＤＰＡＴ養成研修・訓練への参加、ＤＰＡＴ派遣に関する協定締結医療機関の拡大、装備品の整備などを体制整備を行う。	保健福祉部	障がい福祉課
1-2-3-6 災害時健康支援、栄養・食生活支援活動マニュアルの整備					
34	災害発生時の被災者等への健康支援、栄養・食生活支援等の実施支援を目的とした「災害時健康支援、栄養・食生活支援活動マニュアル」を整備します。	・災害発生時の被災者等への健康支援及び栄養・食生活支援等が円滑に行えるよう、「福島県災害時健康支援活動マニュアル（H27年3月策定）」の活用について周知するとともに、県内外自治体へ派遣する健康支援チームの事前編成及び災害時における県・市町村の連絡体制を整備した。	・災害発生時の被災者等への健康支援及び栄養・食生活支援等が円滑に行えるよう、「福島県災害時健康支援活動マニュアル（H27年3月策定）」の活用に関する周知及び県内外自治体へ派遣する健康支援チームの事前編成及び災害時における県・市町村の連絡体制を整備する。	保健福祉部	健康増進課
(3) 防災意識の向上のための教育					
1-3-1 防災に関する普及啓発					
35	出前講座や防災講演会の実施、ホームページによる啓発等に加え、危機管理センターの積極的な見学の受入れなどを通じて、地震や津波、風水害等に対する県民の防災意識の高揚を図ります。	・防災専門監による災害への備えや避難方法などについて講演する「防災出前講座」を実施し、災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図った。（実績：42回1,691名が受講）	・引き続き、防災出前講座を実施し、県民の災害に対する知識の普及と防災意識の啓発を図る。	危機管理部	災害対策課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
35	出前講座や防災講演会の実施、ホームページによる啓発等に加え、危機管理センターの積極的な見学の受入れなどを通じて、地震や津波、風水害等に対する県民の防災意識の高揚を図ります。	・危機管理センターの見学（施設案内、防災DVDの視聴、パネル・防災グッズの展示）をに受け入れ、自助・共助についての県民理解促進を図った。【８２団体、１，８１０人】 また、県内の小、中、高等学校等９２３機関（４，７６８部）に危機管理センター見学に関するチラシを配布し、センター見学者の増加を図った。 ・災害に対して普段から備えることや、災害が起きてから行うこと等をまとめた防災ガイドブック「そなえる ふくしま ノート」を作成、県内の全世帯、小・中・高等学校等に送付し、各家庭内で防災に関する普段の備えなとについて話し合うきっかけづくりを行った。 また、要支援者（視覚障がい者、高齢者、外国人）向けに、点字版や文字を大きくした活字版（A４版）、外国人向けの英語版を作成し、関係機関に配布した。 なお、「そなえるふくしまノート」を活用した防災講座を誰でも開催できるよう、教本（マニュアル本）を作成し各市町村と小・中・高等学校に配布した。 ・県民の皆さんの防災意識の高揚と自助・共助の取組促進を図るため、地震が発生した時、自分の身を自分で守るために真っ先に行うべき安全確保行動訓練「まず低く、頭をを守り、動かない」を学び、身に付けるとともに、家庭や学校、職場などで防災について考え、話し合い、実践する機械として、県下一斉安全確保行動訓練「シェイクアウトふくしま」を実施しました。【１６０，９８２人参加】	・引き続き危機管理センター見学に関するチラシを県内の小、中、高等学校等に配布するほか、会議、研修等の場を通じてセンターの見学を積極的に受け入れ、自助・共助についての県民理解を促進する。 ・危機管理センターの見学者等に向け「そなえる ふくしま ノート」を活用した防災講座を実施し、防災に関する日頃の備えについての理解促進を図る。 ・引き続き、防災意識の高揚と自助・共助の取組促進を図るため、県下一斉安全確保行動訓練を実施する。	危機管理部	危機管理課、災害対策課
1-3-2 地震防災対策に関する普及啓発					
36	住宅・建築物の耐震化については、福島県耐震改修促進計画に基づき、市町村との連携の下、その必要性に関する知識の普及啓発に努めるとともに、建築物の所有者や市町村の取組を支援します。	防災拠点施設などの早期の耐震化を促進していくため各建設事務所が主体に市町村への技術的支援を行った。５８市町村　のべ１００回。	引き続き、防災拠点施設などの早期の耐震化に向け各建設事務所が主体に市町村へ技術的支援を行う。 また、防災週間等に行う特定建築物の防災査察の際に、所有者等に対し耐震性の確保について普及啓発を図る。	土木部	建築指導課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-3-3 林野火災防止に関する普及啓発					
37	林野火災の発生予防に向けて、山火事防止パレード、広報誌、チラシ配布などによる広報活動を進めるとともに、森林保険への加入啓発を行います。	・山火事防止パレードを年2回実施し林野火災予防チラシ、ポケットティッシュ、クリアホルダーなどを配布し広報活動を進めた。山火事が多い時期に県や市町村が公道や公共機関等にのぼり旗を設置し広報活動と森林災害予防活動を実施した。	・林野火災の発生予防に向けて、山火事防止パレード、チラシなどを配布し広報活動を進めるとともに、森林保険への加入促進を図る。	農林水産部	森林保全課
1-3-4 山地災害防止に関する普及啓発					
38	地域住民を対象に、山地災害に関する現場見学会等の啓発活動を実施するとともに、市町村が作成する被害想定区域図等の作成支援及び地域への周知を行い、地域住民の山地災害に対する意識向上を図ります。	・山地災害危険地区を市町村地域防災計画に掲載するよう指導した。 ・もりまっぷのHPアドレスを市町村HPからリンクできるように依頼した。	・山地災害危険地区を市町村地域防災計画に未掲載の市町村に対して掲載するよう指導する。 ・もりまっぷのアドレスのリンクを掲載していない市町村に対して、掲載してもらうよう依頼する。	農林水産部	森林保全課
1-3-5 がけ崩れ災害防止に関する普及啓発					
39	がけ地等に近接した建築を制限するなど、がけ崩れ災害防止に関する知識や災害発生のおそれがある区域の危険住宅の移転に向けた普及啓発に努めます。	・建築確認の際に、福島県建築基準法施行条例に規定するがけの基準の適合性審査を行う他、市町村と連携してながら「がけ地近接等危険住宅移転事業」の普及に努めた。	・引き続き、建築確認の際に、福島県建築基準法施行条例に規定するがけの基準の適合性審査を行う他、市町村と連携し「がけ地近接等危険住宅移転事業」の普及を図る。	土木部	建築指導課
1-3-6 水災害防止に関する普及啓発					
40	水災害に対する県民の危機管理意識の向上を図るため、小・中学校への出前講座や、地域自主防災組織のリーダー（区長等）向けの防災講習会等を開催します。	・６２校の小中学校で出前講座を実施した。また、夏井川流域において、県職員、いわき市職員、消防職員及び地域住民を対象に水災害対策講習会を開催した。	・７３校の小中学校で出前講座を実施する。また、郡山市において、県職員、県中建設管内市町村職員を対象に水災害対策講習会を開催する。	土木部	河川計画課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-3-7 学校教育における防災教育					
41	防災をテーマとした学校行事や授業において、自然災害発生のメカニズムや災害時の正しい行動、負傷者に対する応急処置について学習することで、防災を身近な問題として認識させ、危険を予測し、自らの判断で行動できるよう指導します。	・防災教育を実施した（各県立特別支援学校）。	・防災教育を実施する（各県立特別支援学校）。	教育庁	特別支援教育課
		・各学校に対し、心肺蘇生法実習の積極的な実施と、シェイクアウト訓練への参加を促した。	・児童生徒への防災教育が充実するよう、指導者養成研修を実施する。	教育庁	健康教育課
		・地区別研究協議会を開催した（県内全７地区、公立小中学校代表の悉皆）。 ・「放射線教育・防災教育フォーラム」の開催による実践の発信を行った。 ・「放射線教育・防災教育実践事例パンフレット」を作成し、県内小・中・高・特別支援学校の全教職員へ配布した。	・地区別研究協議会のを開催する（県内全７地区、公立小中学校代表の悉皆）。 ・放射線教育・防災教育の授業公開する（県内７地区における実践協力校）。 ・「放射線教育・防災教育実践事例集」を作成し、県内小・中・高・特別支援学校へ配布する。	教育庁	義務教育課
		・防災専門監による災害への備えや避難方法などについて講演する「防災出前講座」を実施し、災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図った。（実績：42回1,691名が受講） ・また、県下一斉安全確保行動訓練「シェイクアウトふくしま」の実施により、県民一体となった防災意識の醸成を図った（県民160,982人が参加）。 ・自主防災活動促進事業により、自主防災組織等の活動に対して、講師を派遣し、防災に関する講演やワークショップを通して、自主防災組織等の防災意識や地域防災力の向上を図った。（14団体466名が防災に関する講習やワークショップを受講・体験）	・防災専門監による災害への備えや避難方法などについて講演する「防災出前講座」を実施し、災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図る。 ・また、県下一斉安全確保行動訓練「シェイクアウトふくしま」の実施により、県民一体となった防災意識の醸成を図る。 ・自主防災活動促進事業により、自主防災組織等の活動に対して、講師を派遣し、防災に関する講演やワークショップを通して、自主防災組織等の防災意識や地域防災力の向上を図る。	危機管理部	災害対策課、危機管理課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
41	防災をテーマとした学校行事や授業において、自然災害発生のメカニズムや災害時の正しい行動、負傷者に対する応急処置について学習することで、防災を身近な問題として認識させ、危険を予測し、自らの判断で行動できるよう指導します。	・災害に対して普段から備えることや、災害が起きてから行うこと等をまとめた防災ガイドブック「そなえる　ふくしま　ノート」を約８０万部作成、県内の全世帯、小・中・高等学校等に送付し、各家庭内で防災に関する普段の備えなとについて話し合うきっかけづくりを行った。 ・また、要支援者（視覚障がい者、高齢者、外国人）向けに、点字版（３００部）や文字を大きくした活字版（A４版：７３０部）、外国人向けの英語版（４００部）を作成し、関係機関に配布した。 ・なお、「そなえるふくしまノート」を活用した防災講座を誰でも開催できるよう、教本（マニュアル本）を約１万部作成し各市町村と小・中・高等学校に配布した。	・小学生から防災に興味・関心を高めるため、「そなえるふくしまノート」を活用した「親子で学ぶ防災セミナー」を、小学３～６年生の親子を対象（約６０名）に県内３箇所（８月）で実施する。 ・県内の小中学校において「そなえるふくしまノート」を活用した授業等を実施していただくために、小中学校３校においてモデル授業を実施し、授業内容をまとめたDVD等を県内の小・中学校全てに配布する。	危機管理部、教育庁	危機管理課、義務教育課
1-3-8 震災教訓の継承					
42	東日本大震災・原子力災害に関連する資料等を収集・保存し、広く県民に情報提供して、その教訓を次世代に継承します。	・アーカイブフォーラムにおいて、資料の一部を展示し、県民に向けて広く公開した。 ・福島大学へ資料収集を委託し、約６万点の資料を収集した。	・福島大学へ資料収集を委託し、5万点の収集に努める。	企画調整部	生涯学習課
(4) 防災訓練の実施					
1-4-1 総合防災訓練					
43	「福島県地域防災計画」に基づき、防災関係機関、他の地方自治体、自主防災組織、医療機関、地域住民等が参加して、総合的な防災訓練を実施します。	・福島市で実施した福島県総合防災訓練に参画し、土砂災害救助訓練、連携救出・救助訓練等を実施の上、関係機関との連携強化及び対処能力の向上を図った。	・福島県総合防災訓練等に参画し、関係機関との連携強化及び対処能力の向上を図る。	警察本部	災害対策課（県警）
		・福島市を会場として、福島県総合防災訓練を実施した。各関係機関、地域住民等が参加し、様々な災害時の事象を想定した訓練行い、県民の防災意識の高揚に繋がった。	・田村市を会場として、福島県総合防災訓練を実施予定。各関係機関、地域住民等が参加し、様々な災害時の事象を想定した訓練行い、県民の防災意識の高揚を図る。	保健福祉部	地域医療課
		・防災関係機関の連携強化や地域住民の防災意識の高揚を図るため、福島市において8月末に県総合防災訓練を実施し、各消防本部、県警、陸上自衛隊をはじめ、医療機関や自主防災組織など129機関・団体、地元住民等の約2，500人が参加した。	・防災関係機関の連携強化や地域住民の防災意識の高揚を図るため、各消防本部、県警、陸上自衛隊をはじめ医療機関や自主防災組織、地元住民等の参画により、田村市において9月に県総合防災訓練を実施する。	危機管理部	災害対策課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-4-2 石油コンビナート総合防災訓練					
44	「福島県石油コンビナート等防災計画」に基づき、防災関係機関、各種団体、地域住民等が参加して、石油コンビナート総合防災訓練を実施します。	・事案発生時の初動措置の確認や災害対策本部の機能・業務の確認及び対応能力の向上を図るため、いわき地区において、石油コンビナート総合防災訓練を実施し、いわき地区石油コンビナート等特別防災区域協議会、いわき市消防本部や陸上自衛隊等８５機関２１９名が参加した。	・平成31年度の広野地区での防災訓練の実施に向け、関係機関と訓練内容等について協議を行う。	危機管理部	災害対策課
1-4-3 災害対策本部の図上訓練					
45	大規模災害時における防災活動の全庁的編成組織である「災害対策本部」事務局の迅速かつ的確な応急対策活動を確保することを目的として、災害対策本部の図上訓練を実施します。	・災害対策本部事務局職員を対象に、基本訓練や状況別訓練において業務要領や各班の連携を確認し、地震を想定し図上によるシミュレーション訓練を実施した。	・災害対策本部事務局職員を対象に、基礎訓練として業務内容を確認するとともに、班長等については各班の連携について討議し、総合訓練として、東北地方で行われる「みちのくＡＬＥＲＴ2018」に参加し、図上によるシミュレーション訓練を行う。	危機管理部	災害対策課
1-4-4 国民保護訓練					
46	「福島県の国民の保護に関する計画」に基づき、市町村や国等と連携・協力して、大規模テロ等における対処能力の向上を図るための国民保護訓練を実施します。	・大規模爆破テロを想定した図上訓練を国、いわき市、消防、警察等の防災関係機関（８５機関２１９名参加）と実施し、①テロ事案発生時の初動措置の確認②緊急対処事態対策本部業務の確認③関係機関の機能確認を行い、対策本部における対応能力の向上を図った。 なお、平成２９年度は石油コンビナート総合訓練と併せて実施した。	・大規模テロを想定した図上訓練を国、福島市、消防、警察等の防災関係機関と実施し、①テロ事案発生時の初動措置、②緊急対処事態対策本部業務、③関係機関との連携についての検証を通じて対策本部における対応能力等の向上を図る。	危機管理部	危機管理課
1-4-5 救助救出活動の実践的総合訓練					
47	災害時の救出救助活動に総合力を発揮するため、実践的総合訓練を関係機関連携の下で実施し、連携体制の確立を図ります。	・県警では、出水期における災害警備訓練や県本部災害対策室を設置しての初動対応訓練等実戦的訓練を実施した他、東北管区広域緊急援助隊総合訓練等の大規模訓練に積極的に参画し、関係機関等との連携強化及び対処能力の向上を図った。	・大規模災害の発生に備え、実戦的訓練を継続して実施する他、大規模訓練への参画により、関係機関等との連携強化及び対処能力の向上を図る。	警察本部	災害対策課（県警）
1-4-6 災害時医療に関する合同訓練					
48	災害発生時における災害医療体制を実効あるものとするため、災害拠点病院と消防機関等との合同訓練を行います。	・東北ブロックDMAT参集訓練を実施し、災害拠点病院、消防機関等の連携を確認するとともに、災害医療体制の強化を図った。	・防災訓練等により、災害拠点病院、消防機関等の連携強化を図る。	保健福祉部	地域医療課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-4-7 山地災害避難訓練					
49	山地災害危険地区が複数存在する地域を対象に、山地災害時において住民が的確な避難行動を取れるよう、警戒避難体制の整備を図るとともに、市町村が山地災害を想定して実施する避難訓練等を支援します。	・市町村作成のハザードマップに山地災害危険地区のデータを追加するように依頼した。 ・市町村から訓練支援の要請があればその都度行うが、平成２９年度は実績なし。	・市町村へ最新の山地災害危険地区のデータ提供を行い、ハザードマップへの追加及び最新データへの更新に利用してもらう。 ・市町村から訓練支援の要請があればその都度行う。	農林水産部	森林保全課
1-4-8 水防訓練					
50	地元水防団に対して、水防作業の実地指導を行い、水防活動の迅速化の徹底を図るとともに、地域住民に対する水防意識の高揚を図る水防訓練を実施します。	・6月4日、伊達市の東根川遊水池にて水防訓練を１回実施（約400人が参加）し、地元水防団に対して水防作業の実地指導を行った。	・6月3日、いわき市の鮫川河川敷にて水防訓練を１回実施（約550人が参加）し、地元水防団に対して水防作業の実地指導を行った。	土木部	河川整備課
1-4-9 土砂災害時のための訓練					
51	近年土砂災害が発生した地域や、土砂災害警戒区域等の指定した区域を対象として、国や県、市町村、地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制を強化するとともに、防災意識の高揚を図ります。	・6月1日に55市町村が、情報伝達訓練を一斉に実施した。 ・8市町村が,住民避難訓練を市町村毎に実施した。	・31市町村が、土木部災害対応模擬訓練を方部毎に実施する。（5/9～22） ・27市町村が、情報伝達訓練を一斉に実施する。（6/1） ・13市町村が、住民避難訓練を市町村毎に実施する。	土木部	砂防課
1-4-10 トンネル内事故に備えた訓練					
52	トンネル内で交通事故が発生した場合における、現場での適切で迅速な対応や職員の対応力・判断力を養うため、防災訓練を実施します。	・国道115号土湯トンネル、国道289号甲子トンネル、国道121号大峠トンネルの３トンネルにおいて、消防・警察と合同で防災訓練を行った。	・引き続き３トンネルで防災訓練を実施する。	土木部	道路管理課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-4-11 航空機事故発生時の初動体制の確立等のための訓練					
53	福島空港における航空機事故等の緊急事態発生時を想定し、消火、救難等の応急対策が迅速かつ確実に実施できるよう、初動通報、消火体制の確立、救出等の総合訓練を行います。	・旅客機が福島空港に緊急着陸し、負傷者が多数発生したとの想定で福島空港消火救難図上訓練を実施し、緊急事態発生時における関係機関との連携強化及び対処能力の向上を図った。	・緊急事態の発生に備え、福島空港消火救難訓練等を実施し、関係機関との連携強化及び対処能力の向上を図る。	警察本部	災害対策課（県警）
53	福島空港における航空機事故等の緊急事態発生時を想定し、消火、救難等の応急対策が迅速かつ確実に実施できるよう、初動通報、消火体制の確立、救出等の総合訓練を行います。	・下記訓練を実施した。※【】は参加人数 H29.9.6 消火救難訓練（図上訓練1回目）【28人】 H29.11.21 消火救難訓練（図上訓練1回目）【54人】 H29.11.29 不法奪取事案対応訓練 （ハイジャック事件対応訓練）【33人】 H29.12.6　不法侵入事案対応訓練【37人】	・下記訓練を実施する。 H30.8月上旬：消火救難訓練（図上訓練１回目） H30.10月中旬：消火救難総合訓練（総合訓練）　※隔年実施訓練 H30.11月下旬：航空機不法奪取事案対応訓練（ハイジャック事件対応訓練） H30.12月上旬：消火救難訓練（図上訓練２回目） H30.12月中旬：不法侵入事案対応訓練	土木部	空港施設室
(5) 要配慮者及び被災者に対する支援					
1-5-1 市町村における要配慮者避難支援対策の促進					
54	県内市町村における避難行動要支援者避難訓練の実施や福祉避難所の指定、避難行動要支援者の個別計画の早期策定など市町村の取組を支援します。	・福祉避難所開設訓練を実施した（４回：県総合防災訓練１回、避難行動要支援者避難訓練３回）。 ・市町村への指定状況調査の実施（毎年度末）。	・今年度も福祉避難所開設訓練を実施する。 ・市町村への指定状況調査の実施（毎年度末）。	保健福祉部	保健福祉総務課
		・避難行動要支援者避難訓練を3町村で実施した。また、避難行動要支援者個別計画策定支援のため、未策定の4町村を訪問し、取組状況の確認及び策定のための助言を行った。	・地方振興局及び市町村が実施する防災訓練において、避難行動要支援者避難訓練を実施するよう促し、訓練実施に係る助言等の支援を行う。また、避難行動要支援者個別計画の策定について、未策定市町村に対し策定に係る助言等の支援を行う。	危機管理部	災害対策課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-5-2 水害時の要配慮者対策					
55	水防法に基づく「市町村地域防災計画」の整備等、市町村における災害時要配慮者対策を支援します。	・避難確保計画の策定に関する説明会を３回開催し、参加した104人の施設管理者に対して避難確保計画の策定を支援した。（1月18日西郷村、1月19日北塩原村、1月22日新地町）	・要配慮者利用施設の管理者向け説明会を開催し、避難確保計画の策定を支援する予定。	土木部	河川整備課
1-5-3 土砂災害における要配慮者対策					
56	災害時要配慮者利用施設がある土砂災害危険箇所については、砂防えん堤の整備等のハード対策と土砂災害警戒区域の指定等のソフト対策が一体となった対策に取り組みます。	・ハード対策対応箇所全86箇所のうち1箇所が概成し、累計48箇所（56%）が概成した。 ・ソフト対策としては、市町村へ土砂災害警戒情報等の防災情報の伝達を行うとともに、関係部局と連携し、避難計画作成、避難訓練実施に向けた技術的な支援に取り組んだ。	・ハード対策対応箇所全86箇所のうち1箇所が概成予定であり、累計49箇所（57%）が概成見込みである。 ・ソフト対策としては、引き続き、市町村へ土砂災害警戒情報等の防災情報の伝達を行うとともに、関係部局と連携し、避難計画作成、避難訓練実施に向けた技術的な支援に取り組む。	土木部	砂防課
1-5-4 避難所における災害派遣福祉チームの派遣体制の整備					
57	大規模災害発生時における要配慮者の支援体制を整備するため、福祉や介護等の専門職団体を中心とした災害福祉支援ネットワークの構築に取り組んでいます。 また、避難所において震災関連死につながる二次被害を防止するため、避難所等における福祉ニーズの把握や、緊急に介入が必要な要配慮者のスクリーニング、福祉避難所や福祉施設等へのつなぎ、要配慮者の相談に応じた関係機関への情報提供や支援のコーディネート等を行う、災害派遣福祉チームの整備に努めます。	・福島県災害派遣福祉チーム員養成基礎研修を開催した。 　　４９名参加 ・福島県災害派遣福祉チーム員養成スキルアップⅠ研修を開催した。　２４名参加 ・福島県災害派遣福祉チーム員養成スキルアップⅡ研修を開催した。　２８名参加 ・７つの法人・施設等と新たに「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」を締結した。 ・平成２９年１２月２２日に福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を開催し、大規模な災害が起こった場合に実際にチーム員を派遣できるよう要綱等について協議を行った。	・昨年度と同様に、チーム員養成基礎研修、チーム員養成スキルアップⅠ研修、スキルアップⅡ研修を開催する。 ・福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を開催する。 ・災害派遣福祉チーム員の募集及び、チームの派遣に関する協定に係る協力法人等募集を実施する。	保健福祉部	社会福祉課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
1-5-5 市町村等との連携による各種被災者支援制度の運用					
58	自然災害による被災者に対して、市町村や各種団体と連携しながら被災者生活再建支援法や県独自の住宅再建支援制度による支援金の支給、災害障害見舞金や災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸し付けなどにより、早期の生活再建を支援します。	・生活再建支援金の支給状況 基礎支援金：2,171,750千円（2,439件） 加算支援金：4,529,125千円（2,776件） ・災害弔慰金等の支給状況（93件） 275,000千円 災害弔慰金の支給状況（89件） 267,500千円 災害障害見舞金の支給状況（４件） 7,500千円 ・災害援護資金の貸し付け状況 34,780千円（21件）	・生活再建支援金の支給 市町村担当者会議を通し適正な運用を図る ・災害弔慰金等の支給（119件） 380,000千円 災害弔慰金の支給（111件） 365,000千円 災害障害見舞金の支給（８件） 15,000千円 ・災害援護資金の貸し付け 115,400千円（55件）	企画調整部	生活拠点課
		・南会津町及び喜多方市において、大雪災害を原因とする死者が発生したため、遺族に対して災害弔慰金の支給を行った。（南会津町）	・南会津町及び喜多方市において、大雪災害を原因とする死者が発生したため、遺族に対して災害弔慰金を支給する。（喜多方市）	危機管理部	災害対策課

２ 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 原子力発電所の安全監視					
2-1-1 安全確保協定					
1	県民の安全と安心の確保を図るため、事業者との間に締結している安全確保協定等に基づき、通報連絡、立入調査や環境放射能の測定等を実施し、必要に応じて国、事業者に適切な措置を求めていくとともに、広く県民に対する迅速で正確な情報提供に努めます。	・平成29年8月2日に発生したサブドレン水位が低下した際の通報が遅れたことについて、原因究明と再発防止対策を講じるとともに、通報連絡の判断等の対応について改善を行うよう申し入れを行った。 ・また、廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全確認体制等を発信するため、インターネットによる情報公開を行ったほか、避難者向け広報誌の発行を４回、テレビ広報等を５回実施した。	・原子力発電所の状況等について情報収集等を行い、必要に応じて国、事業者に適切な措置を求めていくとともに、県民へインターネットや避難者向け広報誌、テレビ広報等により情報提供を行う。	危機管理部	原子力安全対策課
2-1-2 廃炉に関する安全監視組織の設置					
2	廃炉に向けた中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、専門家と県、関係13市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」において、安全確保に関する事項等を確認し、情報の共有を図るとともに、必要に応じて国及び事業者に適切な措置を求めます。 また、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」において、県民の目で廃炉に向けた取組状況を確認しています。	・廃炉に向けた取組等を監視・確認するため、「廃炉安全監視協議会」により立入調査を３回、会議を５回実施したほか、協議会の下部組織である「労働者安全衛生対策部会」を３回、「環境放射線モニタリング評価部会」を４回開催した。 ・また、「廃炉安全確保県民会議」による現地視察を２回、会議を４回開催した。	・原子力発電所の安全が確保されるよう、専門家及び関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」による立入調査等のほか、「廃炉安全確保県民会議」を開催し、廃炉に向けた取組状況を確認する。	危機管理部	原子力安全対策課
2-1-3 専門家等の配置					
3	監視体制を強化するため、原子力に関する専門家を配置するとともに、現地駐在職員を配置し、廃炉に向けた取組状況やトラブルの対応状況を日々確認しています。	・原子力対策監１名、原子力総括専門員１名、原子力専門員２名を配置した。また、現地駐在職員４名を配置し、廃炉に向けた取組やトラブルの発生状況などを確認した。	・原子力に関する専門家や現地駐在職員を配置し、国や東京電力の取り組みを確認していく。	危機管理部	原子力安全対策課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(2) 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びに測定結果の県民等への情報提供					
2-2-1 環境放射能の監視、測定及び公表					
4	原子力発電所周辺地域において環境放射能監視テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を実施するとともに、原子力発電所周辺の土壌、飲料水等の環境試料について、定期的に放射能の分析測定を行い、その結果について公表します。	・原子力発電所周辺地域において、環境放射能監視テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を５３ヶ所で実施するとともに、原子力発電所周辺の土壌、飲料水等の環境試料について、四半期毎に結果を評価し、公表した。	・原子力発電所周辺地域において、環境放射能監視テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を５３か所で実施するとともに、原子力発電所周辺の土壌、飲料水等の環境試料について、四半期毎に結果を評価し、公表する。	危機管理部	放射線監視室
2-2-2 測定結果の情報提供					
5	環境放射能の測定結果について、県のホームページにおいて即時に公開するなど、各種広報媒体を通じて広く県民に情報提供を行います。	・県のホームページにおいて、県で設置している１４７か所で測定しているモニタリングポストの測定結果をリアルタイムで公表するなど、広く県民に情報提供を行った。 ・加えて、平成２９年度に発生した浪江町の林野火災では追加モニタリングの結果等を速やかに公表し、県民に情報提供した。	・環境放射能の測定結果について、県ホームページでの即時公開や、広報誌等を通じて広く県民に情報提供を行う。	危機管理部	放射線監視室
2-2-3 監視測定機器等の計画的な更新・整備					
6	原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視・測定を行うために、モニタリングポストを設置するなど、監視測定機器等の計画的な更新・整備を行います。	・原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視・測定を行うために、大気中トリチウム捕集装置を整備するなど、監視測定機器等の計画的な更新・整備を行った。 ・また、今後５年間のモニタリング計画を定めた、「福島県環境放射能モニタリングの方針」を定めた。	・原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視・測定を行うために、「福島県環境放射能モニタリングの方針」に沿って、萱浜にあるモニタリングポストに中性子測定器を整備するなど、計画的な更新・整備を行う。	危機管理部	放射線監視室

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(3) 原子力防災対策の推進					
2-3-1 原子力防災情報連絡体制					
7	原子力災害が発生した場合は、速やかに災害対策本部を設置し、国や市町村、関係機関と連携して情報収集に当たるとともに、応急対策に関し連絡調整に当たります。 そのため、緊急事態の際、国、関係市町村、事業者等関係機関との間における情報の収集及び連絡を円滑に行うため、通信手段を多重化し、体制の充実強化を図ります。県内全市町村等に対しては、緊急時連絡網システムや県総合情報通信ネットワークなどを利用して災害情報の伝達、提供を行います。	・テレビ会議システムの接続拠点を追加するとともに、保証期間を満了した通信機器の更新を行った。	・市町村及び国・関係機関との連絡手段を確保するため、緊急時連絡網システム等の維持管理を行う。	危機管理部	原子力安全対策課
2-3-2 原子力防災訓練					
8	原子力発電所の緊急事態に備え、危機管理センターやオフサイトセンター*1を使用しながら、国、関係市町村、事業者、医療機関等防災関係機関の防災体制の確立と、関係職員の対応力の向上、また、住民へとるべき行動の周知を図るため、原子力防災訓練を実施します。	・浪江町の住民の方々に御協力いただき、二本松市の避難所への避難訓練を実施。避難途中に放射線量を測定する避難退域時検査、避難中の負傷者を想定した医療中継拠点設置運営訓練を実施し、原子力災害を想定した関係機関との連携の強化を図った。	・富岡町の住民の方々に御協力いただき、郡山市の避難所への避難訓練を実施予定。避難途中に放射線量を測定する避難退域時検査、避難中の負傷者を想定した医療中継拠点設置運営訓練を実施し、原子力災害を想定した関係機関との連携の強化を図る。	保健福祉部	地域医療課
		・原子力発電所の緊急事態に備え、国、関係市町村、事業者、医療機関等の120機関約700名が参加し、防災体制の確立と関係職員の対応力の向上、また、住民がとるべき行動の周知を図るため、平成29年10月16日に、危機管理センター、南相馬オフサイトセンター等をテレビ会議で繋ぎ、災害対策本部設置訓練やオフサイトセンター運営訓練を行うとともに、同年10月28日には浪江町を対象に二本松市へ避難する住民避難訓練を実施した。	・緊急時における国、関係市町村、事業者、医療機関等防災関係機関の連携体制の確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の意識の向上のための訓練を実施する。	危機管理部	原子力安全対策課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
2-3-3 原子力防災研修会の開催					
9	原子力防災に関する知識の普及及び原子力災害への対応力の向上を図るため、県や市町村、防災関係機関等の職員を対象に、基礎的又は専門的な知識と技術を習得するための研修会を開催するなど人材育成に努めます。	・原子力防災に関する基礎的又は専門的な知識の普及及び原子力災害への対応力の向上を図るため、県や市町村、防災関係機関等の職員を対象に、外部機関が主催する研修会の開催を案内したほか、参加経費を負担するなど、原子力防災業務従事者の研修参加を促した。	・県や市町村、防災関係機関等の原子力防災業務従事者が原子力防災に関する知識や実務を習得するための研修を実施するとともに、外部機関主催の研修への参加を促します。	危機管理部	原子力安全対策課
2-3-4 原子力防災に関する普及啓発					
10	原子力災害発生時に住民がとるべき行動について、啓発資料を作成・配布するなど、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めます。	・県ホームページに万が一の原子力災害が発生した場合に必要な情報や避難等に役立つ情報を収集できるサイトを創設した。	・万が一の原子力災害が発生した場合に県民がどのように行動すればよいか、また避難に備えて準備しておくことや必要な情報の入手方法についてまとめたリーフレットを作成する。	危機管理部	原子力安全対策課
2-3-5 原子力防災資機材の整備					
11	サーベイメータや保護具など緊急時に必要な原子力防災活動資機材を整備します。	・放射線測定機器の購入及び点検校正など、緊急時に必要な原子力防災活動資機材の整備及び維持管理を行った。	・緊急時に必要な原子力防災活動資機材の整備及び維持管理を行う。	危機管理部	原子力安全対策課

３ 防犯の推進

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度 取組状況（実績）	平成30年度 取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 防犯に関する周知啓発					
3-1-1 防犯に関する情報提供、指導					
1	交番・駐在所は、生活安全センターとして地域住民に密着した活動を展開しており、今後とも定期的な広報紙の発行、治安情勢に応じた速報の発行、各種会議等への参加により、地域住民が被害に遭わないための情報提供と被害防止のための指導を実施します。 また、交番・駐在所の警察官が各家庭を訪問して、事件・事故等の被害防止等を指導する巡回連絡に積極的に取り組むとともに、交番・駐在所のＦＡＸを活用した情報提供にも努めます。	・「交番（駐在所）だより」の発行（H29中1,083回）による防犯･交通事故防止等の各種情報提供、なりすまし詐欺予兆電話など事件･事故等が発生した際の「交番（駐在所）速報」による注意喚起、高齢者サロンにおけるなりすまし詐欺被害防止の講話など地域で行われる各種会合等に参加し防犯指導を実施した。 ・また、巡回連絡においては、地域の環境や家族構成に応じた防犯に関する情報提供及び防犯診断･防犯指導を実施した。	・交番・駐在所は、生活安全センターとして地域住民に密着した活動を展開しており、今後とも定期的な広報紙の発行、治安情勢に応じた速報の発行、各種会議等への参加により、地域住民が被害に遭わないための情報提供と被害防止のための指導を実施します。 ・また、交番・駐在所の警察官が各家庭を訪問して、事件・事故等の被害防止等を指導する巡回連絡に積極的に取り組むとともに、交番・駐在所のＦＡＸを活用した情報提供にも努めます。	警察本部	地域企画課
3-1-2 地域安全情報の発信					
2	ツイッターを活用し、犯罪情報や防犯情報を配信しています。 今後も、声掛け事案、強盗、ひったくり、その他必要と認めた犯罪等の発生傾向等を分析して注意を呼びかける地域安全情報を発信します。 また、新規登録を呼びかけ、幅広い情報提供に努めます。	・声掛け事案、強盗、「なりすまし詐欺」等について、犯罪犯罪発生傾向を分析し、ツイッターによる地域安全情報を約400回発信しました。 ・また、県警ホームページや各種広報紙等を活用し、新規登録を呼びかけました。	・ツイッターを活用し、発生傾向の分析に基づく声掛け事案、強盗等に関する防犯情報を発信します。 ・また、各種広報媒体等により、新規登録を呼びかけ、幅広い情報提供に努めます。	警察本部	生活安全企画課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
3-1-3 サイバー犯罪被害防止					
3	サイバー犯罪から身を守る術を知らない児童・生徒やその保護者等を対象とした被害防止講座等の実施やホームページ、ＳＮＳ等、多様な手段の活用による幅広い広報啓発活動を推進します。	・各警察署等において、児童・生徒に対する情報モラル教室を120回、13,214人に対して実施したほか、チラシ等による被害防止広報啓発活動を実施。また、県、教育委員会と連携して「ＩＣＴツール適正推進事業」を実施し、「ふくしま高校生スマホサミット」において県内高校生により採択された「ふくしま高校生スマホサミット宣言」は地元紙に大々的に掲載され、ネットに起因するトラブルや犯罪被害防止について広く県民への注意喚起と周知を図った。	・児童・生徒がインターネット利用による犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事案が後を絶たないことから、関係機関との連携・情報交換を密にしながら、各学校における情報モラル教室の実施やWeb動画、Twitterなど多様な媒体による広報啓発活動を推進することにより、児童・生徒及び保護者等に対する被害の現状を理解させるとともにインターネットに起因する少年の非行防止、犯罪被害防止を図ります。	警察本部	生活環境課、少年課
(2) 防犯ボランティア団体等への支援					
3-2-1 連携による地域安全活動					
4	防犯連絡所、消防団、町内会、各種ボランティア団体等との連携を図り、「防犯診断」「子ども見守り活動」等に対して指導助言を行うとともに、連携して活動を行うなど、地域安全活動を積極的に推進します。	・消防団、町内会、各防犯ボランティア等との連携を図り、学校周辺における「あいさつ運動」等を通じて子供見守り活動や防犯診断を実施するなど、地域安全活動を積極的に推進しました。	・防犯ボランティア、民間パトロール隊、自治会等との連携により、学校周辺のパトロールやあいさつ運動を推進するほか、学校における不審者対応訓練等を実施していきます。	警察本部	生活安全企画課
		・地域の事件･事故等の発生状況及び、交番（駐在所）連絡協議会等により把握した地域住民の要望を踏まえ、各種団体等に指導助言を行うとともに、交番･駐在所の警察官が合同で防犯診断や子供見守り活動を行うなど連携した地域安全活動を実施した。	・防犯連絡所、消防団、町内会、各種ボランティア団体等との連携を図り、「防犯診断」「子ども見守り活動」等に対して指導助言を行うとともに、連携して活動を行うなど、地域安全活動を積極的に推進します。		地域企画課
3-2-2 防犯ボランティア活動支援					
5	防犯ボランティア団体等が効果的で効率的な活動が展開できるよう、情報を提供するなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。 また、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対する支援を行うとともに、青色回転灯装備車両によるパトロールの実施台数の拡大を図るなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。	・防犯ボランティア団体等に対して、各地域の犯罪発生状況等について広報・情報共有を図り、時間的・場所的に効果的な防犯パトロールを実施しました。 ・また、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対して、支援を行うとともに、青色回転灯装備車両によるパトロールの実施台数の拡大を図った結果、実施台数が668台に増加した（＋41台）。	・地域の防犯力向上に向けて、青色回転灯装備車両により防犯パトロール等を実施している民間パトロール隊等に対して、情報提供等の支援を行うとともに、自治体に対しては民間パトロール隊の更なる体制強化を働きかけていきます。	警察本部	生活安全企画課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
3-2-3 被災者等による自主防犯組織への支援					
6	仮設住宅や災害・復興公営住宅等入居者の安全・安心を確保するため、自治会等と連携して治安対策に取り組むとともに、被災者や事業者等による自主防犯組織の活動の支援に努めます。 また、避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動の支援に努めます。	・災害・復興公営住宅や仮設住宅において、自治会や防犯ボランティア等と連携して各戸に対する訪問活動を実施し、各種犯罪被害防止を呼びかけるとともに、入居者等による自主防犯組織の活動支援に努めました。 ・また、避難指示解除に伴い活動を開始・再開した防犯ボランティア等の活動支援にも努めました。	・災害・復興公営住宅等における訪問活動や集会所等における防犯講話等を実施し、入居者に対して各種犯罪被害防止を呼びかけていきます。 ・また、防犯パトロール等の活動を開始・再開した防犯ボランティア等に対して、犯罪発生状況等の情報共有を図るとともに、活動支援にも努めていきます。	警察本部	生活安全企画課
(3) 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備					
3-3-1 金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止					
7	市町村、福島県金融機関防犯対策協議会と連携し、金融機関に対する強盗等の未然防止のため、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策の推進と自主防犯体制の整備を図ります。 　また、なりすまし詐欺を未然に防止するため、金融機関職員による声かけ等被害の未然防止に向けた各種施策を促進するほか、金融機関と警察の緊密な連絡体制の下、「なりすまし詐欺」被害防止アドバイザー制度による被害防止対策を推進します。 　さらに、「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」との連携による広報なども行い、被害防止に努めます。	・福島県金融機関防犯対策協議会等と連携し、各店舗に対する防犯診断、防犯指導、模擬強盗訓練等を実施し、自主防犯体制の改善・見直しを推進しました。 ・また、「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」と連携しながら、金融機関窓口等における声掛け訓練や街頭広報キャンペーン等を実施し、被害の未然防止に向けた広報啓発活動を推進しました。	・強盗等の凶悪事件や「なりすまし詐欺」被害を防ぐため、金融機関に対する防犯診断や防犯指導、模擬強盗訓練や窓口対応訓練等を実施し、防犯対策を継続的に推進します。	警察本部	生活安全企画課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
3-3-2 店舗対象の強盗事件等被害の防止					
8	福島県ストアセキュリティ対策協議会と連携し、被害の未然防止に向けて、管理者対策と自主防犯体制の整備を促進するほか、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策を推進します。	・福島県ストアセキュリティ対策協議会と連携し、各種犯罪の未然防止に向け、積極的な来客へのあいさつ、声かけの励行など自主防犯対策の徹底と体制整備、模擬強盗訓練や防犯診断を実施しました。	・今後も福島県ストアセキュリティ対策協議会と連携し、被害の未然防止に向けて、管理者対策と自主防犯体制の整備を促進するほか、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種対策を推進します。	警察本部	生活安全企画課
3-3-3 自動車盗難被害の防止					
9	福島県自動車盗難等防止対策協議会と連携し、盗難被害の未然防止と盗難自動車の不正輸　出をさせない環境づくり等を推進するため、駐車場対策、広報啓発等の各種対策を推進します。	福島県自動車盗難等防止対策協議会と連携し、盗難被害防止と盗難自動車の不正輸出をさせないために関係機関への研修、駐車場対策、広報啓発を年１回（参加人数約40名）実施したほか、駐車場対策やポスター掲示等による広報啓発を推進しました。	・福島県自動車盗難等防止対策協議会と連携し、盗難被害の未然防止と盗難自動車の不正輸出をさせない環境づくり等を推進するため、駐車場対策、広報啓発等の各種対策を推進します。	警察本部	生活安全企画課
3-3-4 サイバー攻撃による情報流出被害の防止					
10	福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会と連携し、標的型メール攻撃等のサイバー攻撃から企業等が保有する重要な情報の流出を防止するため、セミナー等による啓発活動を通じて組織内の情報セキュリティ対策を徹底します。	・中小企業との連携を強化するための働きかけを行った結果、多数の中小企業が加入する「福島県中小企業家同友会」等複数の団体が福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会に新規加入したほか、企業担当者を組織・地域におけるサイバーセキュリティ推進の中心的人材として育成することを目的とした、「サイバーセキュリティリーダー養成講座」を開催した。	・太平洋・島サミット等の大規模イベントの開催と２年後に迫った東京オリンピックに向け、重要インフラ事業者に対する訪問を通じたサイバーセキュリティの点検を進めるとともに、昨年に引き続いてサイバーセキュリティリーダー養成講座を県内各方部で開催し、より多くのリーダーの育成を図る。	警察本部	生活環境課、公安課
(4) 犯罪防止に配慮した環境設計（施設、住宅等の整備及び管理）の普及					
3-4-1 犯罪が起こりにくい環境整備					
11	道路、公園、駐車場・駐輪場について、自治体や施設の管理者と連携を図り、周囲からの見通しの確保や、照明、防犯カメラの設置などによる犯罪が起こりにくい環境の整備に努め、犯罪抑止対策を推進します。	・犯罪発生分析に基づき、道路や後援、駐車場・駐輪場について、自治体や移設の管理者と連携を図り、周囲からの見通しの確保や、照明、防犯カメラの設置などによる犯罪が起こりにくい環境の整備に努めました。	・自治体や施設の管理者と連携を図り、周囲からの見通しの確保や、照明、防犯カメラの設置などによる犯罪が起こりにくい環境の整備に努め、犯罪抑止対策を推進します。	警察本部	生活安全企画課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
3-4-2 住宅の防犯対策					
12	住宅に関しては、自主防犯診断の促進を図るとともに、住宅メーカーや警備業者との連携を図るほか、防犯に関する事項を含む「防犯対策推進の家チェックシート」の利用促進を図る等、防犯に配慮した住宅の普及に努めます。	・住宅に対する侵入犯罪等の被害防止のため、「防犯対策推進の家チェックシート」を活用し、住宅防犯診断を行い、一定の基準を満たした戸建住宅に対して「防犯対策推進の家の証」等を交付し、住宅に対する防犯意識の向上に努めました。住宅メーカーや警備業者などと連携した街頭キャンペーン等を実施し、住宅防犯意識の向上及び防犯に配慮した住宅の普及に努めました。	・住宅メーカーや警備業者との連携を図るほか、防犯に関する事項を含む「防犯対策推進の家チェックシート」の利用促進を図る等、防犯に配慮した住宅の普及に努めます。	警察本部	生活安全企画課
3-4-3 店舗における防犯対策					
13	店舗面積1,000㎡超の商業施設に対しては、大規模小売店舗立地法に基づき、出店業者への防犯指導の強化を図り、防犯対策を促進します。	・大規模小売店舗立地法に基づき、店舗面積1,000㎡超の商業施設の出店業者に対し、駐車場における必要照度の確保や防犯カメラの設置促進等、対策強化に係る防犯指導を推進しました。	・各種商業施設における防犯対策の強化を図るため、引き続き、対象業者に対する具体的な防犯指導を推進します。	警察本部	生活安全企画課
3-4-4 強盗の被害に遭いやすい店舗の防犯対策					
14	金融機関、ぱちんこ店、ぱちんこ景品買取所、深夜飲食店、コンビニエンスストアなど強盗の被害に遭いやすい特定店舗に対しては、施設の管理者と連携を図り、防犯カメラの設置等ハード面の対策と従業員に対する防犯指導等ソフト面の対策を推進します。	・強盗の被害に遭いやすい特定店舗において、チェックリストに基づく防犯診断を実施し、防犯カメラの設置等のハード面対策と従業員に対する防犯指導等ソフト面の対策を推進しました。	・強盗の被害に遭いやすい特定店舗に対しては、施設の管理者と連携を図り、防犯カメラの設置等ハード面の対策と従業員に対する防犯指導等ソフト面の対策を推進します。	警察本部	生活安全企画課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(5) 子どもの安全確保に関する施策の実施					
3-5-1 地域社会の連携による子どもの安全確保					
15	子どもへの声掛け事案の情報共有を図るとともに、登下校時間帯をはじめとして通学路や公園等において子どもの見守り活動により警戒を行うとともに、不審者の早期発見等により被害を防止するため、警察、学校、防犯関係団体、保護者等の地域社会の連携をより一層強化して子どもの安全確保対策を推進します。	・特別支援学校生徒指導等担当者研修会（年2回計16名）を実施した。 ・生徒指導部を中心とした校内体制の整備（各県立特別支援学校）を行った。	・特別支援学校生徒指導等担当者研修会（年2回）を実施する。 ・生徒指導部を中心とした校内体制の整備（各県立特別支援学校）を行う。	教育庁	特別支援教育課
		・関係機関より提供された情報について、できるだけ早く各市町村教育委員会に提供できるよう、連携を強化するとともに、「学校の危機管理マニュアル」の活用を促した。	・平成３０年２月に文部科学省で作成された「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」について、県学校安全指導者養成研修会で取上げ、自校の実態に即した登下校時の緊急事態（不審者事案を含む）マニュアルの作成を依頼する。	教育庁	健康教育課
		・警察等と連携し、不審者等の情報があれば、教育事務所をとおして、地教委、学校へ警戒を促す連絡を行った。	・警察等と連携し、不審者等の情報があれば、教育事務所をとおして、地教委、学校へ警戒を促す連絡を行う。		義務教育課
		・各警察署の管内において、地域のボランティアや少年警察ボランティア等と連携した街頭活動による登下校時間帯の見守り、警戒活動を実施。定期的に「学校・警察児童生徒安全だより」により学校教育機関等へ性犯罪、声かけ事案等に関する安全対策情報を提供するなど子供の安全確保対策を推進した。	・学校等関係機関やボランティア等との連携及びスクールサポータの活用により、登下校時間帯をはじめとして通学路や公園等における子どもの見守り活動、警戒活動を行うとともに、不審者の早期発見等により被害を防止するため、学校等関係機関等と連携を密にし、子供の安全対策に係る情報の収集と提供に努め、子どもの安全確保対策を推進します。	警察本部	少年課
3-5-2 学校における安全確保					
16	各学校において整備した危機管理マニュアルがしっかり機能するよう、随時見直しを行うとともに、それを運用する教職員に対して研修を行うなど、子どもの安全確保の徹底を指導します。	・平成２９年９月２８日、平成２７年２月に示した「学校災害対応マニュアル例」に「弾道ミサイル発射時の対応」を加えるとともに、各県立学校の「危機管理マニュアル」の見直しを通知した。	・各県立学校が、「危機管理マニュアル」の見直しを図り、毎年４月末までに県教委へ提出するとともに、校内の教職員間で情報共有の徹底を図っている。	教育庁	高校教育課
		・実技研究「チーム力向上のためのメンタルヘルスとリスクコミュニケーション」（特別支援教育センター）を実施した。	・実技研究「チーム力向上のためのメンタルヘルスとリスクコミュニケーション」（特別支援教育センター）を実施する。	教育庁	特別支援教育課
		・管理職を対象とした学校事故防止対策研究協議会において各校の危機管理マニュアルの見直しと改善を促した。	・管理職を対象とした学校事故防止対策研究協議会において各校の危機管理マニュアルの見直しと改善を促すとともに、 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の活用を図る。		健康教育課

<table>
<tr><th>No.</th><th>施策展開の方向と取組</th><th>平成29年度　取組状況（実績）</th><th>平成30年度　取組(事業実施)予定</th><th>担当部局</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td colspan="6">3-5-3 子どもの安全教育の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="4">17</td><td rowspan="4">子ども自身が犯罪から身を守るためには、子どもの防犯意識の向上を図る必要があることから、防犯教室を開催するなど安全教育の充実に努めます。</td><td>・SNSに起因する殺人事件に、本県の女子高校生が巻き込まれたことを受けて、昨年１１月に開催した「ふくしま高校生スマホサミット」の場において、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれることのないよう、宣言文に盛り込むなど、意識の高揚を図った。また、ポスターやリーフレットを、県内小・中・高・特別支援学校に送付し、啓発を図った。</td><td>・福島県生活指導協議会や学校訪問を通じて、防犯意識を高めるよう指導する。</td><td rowspan="3">教育庁</td><td>高校教育課</td></tr>
<tr><td>・防犯教室等を開催（各県立特別支援学校）した。</td><td>・防犯教室等の開催（各県立特別支援学校）する。</td><td>特別支援教育課</td></tr>
<tr><td>・防犯教室の実施を促すため実施状況の調査を行うとともに、結果を県学校安全指導者養成研修会で公表し、実施率の向上を図った。</td><td>・全国で過去に発生した事例を県学校安全指導者養成研修会で取り上げるとともに、専門家から防犯教室の必要性について話をいただき、各学校における防犯教室の実施率の向上につなげる。</td><td>健康教育課</td></tr>
<tr><td>・県内各署において、小・中・高等学校等に対する防犯教室等の被害防止教育を実施したほか、警察署見学等あらゆる機会を利用して子供に対する防犯講話等を実施するなどして子供の防犯意識の向上を図った。
（参考）平成29年度　実施回数等
小学校　・・４２０回（参加児童数：約75,000人）
中学校　・・１６８回（参加生徒数：約31,000人）
高等学校・・　７２回（参加生徒数：約17,000人）</td><td>・子ども自身が犯罪から身を守るためには、子どもの防犯意識の向上を図る必要があることから、防犯教室を開催するなど安全教育の充実に努めます。</td><td>警察本部</td><td>少年課</td></tr>
<tr><td colspan="6">3-5-4 学校施設・設備点検による安全確保</td></tr>
<tr><td rowspan="2">18</td><td rowspan="2">学校に対し、校舎、体育館、プールなどの施設・設備の定期点検及び日常点検の実施を指導し、子どもの安全確保の徹底を図ります。</td><td>・学校訪問（年1回　県立特別支援学校本分校23校68名）</td><td>・学校訪問（年1回　県立特別支援学校本分校23校）</td><td rowspan="2">教育庁</td><td>特別支援教育課</td></tr>
<tr><td>・管理職を対象とした学校事故防止対策研究協議会において、学校内の施設で起こった重大事故等について取り上げ、日常点検の必要性について周知した。</td><td>・学校のリスクマネジメント向上の視点から、県学校安全指導者研修会を実施する。</td><td>健康教育課</td></tr>
</table>

4 虐待等対策の推進

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 虐待等防止のための周知啓発					
4-1-1 暴力、虐待防止の周知啓発					
1	ＤＶや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待については、大人から子どもまでを対象とした人権教育や虐待防止に関する制度を周知するなど普及啓発を実施し、社会全体の認識を深めるよう努めます。	・県の広報媒体を活用し、高齢者虐待に係る通報・相談窓口の案内に係る３０秒CMをテレビとラジオで放送した。 　３０秒スポットCM（テレビ、ラジオ）：5月、６月、１月、２月放送	・高齢者虐待防止に関するパンフレットを改訂し、高齢者虐待に係る通報・相談窓口の周知徹底を図る。	保健福祉部	高齢福祉課
		・児童相談所の広報等を目的としたリーフレット（児童相談所啓発リーフレット10,000枚、虐待防止啓発リーフレット10,000枚、里親啓発用リーフレット5,000枚）を作成して各児童相談所に配置し、対象者へ配付するとともに、児童相談所全国共通ダイヤル広報用カード（27,000枚）を作成して関係機関へ配付（24,340枚）し、普及啓発を行った。	・１１月の児童虐待防止推進月間に向けて、普及啓発を行う。		児童家庭課
4-1-2 DV防止対策					
2	ＤＶについては、広報媒体による普及啓発事業を実施するとともに、女性支援パートナーとして活動するボランティアの対応力の向上や民間支援団体活動との連携・協力による事業の実施に努めます。	・平成29年度福島県婦人保護推進会講演会（福島県婦人保護推進会主催）と協力し講演会を開催し支援者の資質向上やＤＶ被害防止のための普及啓発を図った。	・今後とも平成30年度福島県婦人保護推進会講演会（福島県婦人保護推進会主催）を後援する予定（女性のための相談支援センター名義） ・法律相談が必要な相談者・入所者について、日本司法支援センター（法テラス）を紹介する。	保健福祉部	児童家庭課
4-1-3児童虐待防止対策					
3	児童虐待については、広報媒体の活用や関係機関への啓発により社会全体の認識を深めるよう努めるとともに、関係機関スタッフの対応力向上を図るため、研修の充実に努めます。	・虐待から子どもを守る連絡会議（１回・２３機関２９人）、学校職員向け研修（８回･１６２人）、保育者向け研修（５回・１３８人）、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（２回・７１人）を開催するとともに、テレビ・ラジオ等の広報媒体を活用した啓発等を行った。また、児童相談所や関係機関の専門性の向上のための研修を実施した。	・虐待から子どもを守る連絡会議、学校職員向け研修（８回）、保育者向け研修（５回）、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（２回）の開催や広報媒体の活用による啓発等を行うとともに、児童相談所や関係機関の専門性の向上を図るため、各種研修を実施する。 ・虐待・暴力未然防止支援者養成研修（CAPスペシャリスト養成研修）をNPO法人に委託して実施し、児童虐待の予防を図る。	保健福祉部	児童家庭課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
3	児童虐待については、広報媒体の活用や関係機関への啓発により社会全体の認識を深めるよう努めるとともに、関係機関スタッフの対応力向上を図るため、研修の充実に努めます。	・特別支援学校生徒指導等担当者研修会（年2回16名）を開催した。 ・県立特別支援学校のセンター的機能により、関係機関と連携し、小・中学校等の要請に応じて研修支援及び相談支援を実施した。	・特別支援学校生徒指導等担当者研修会（年2回）を開催する予定。 ・県内特別支援学校の地域支援センターによる研修支援及び相談支援を関係機関と連携し、小・中学校等の要請に応じて実施する。	教育庁	特別支援教育課
4-1-4 高齢者虐待防止対策					
4	高齢者虐待については、県の各種広報媒体等を活用し、制度及び市町村等の相談・通報窓口を周知するとともに、高齢者虐待の一つである身体拘束についても、相談窓口の設置やその他の取組について周知を図ります。また、認知症や介護に関する知識などについて、県民向けの講習会を開催するなど周知啓発を図ります。	・県の広報媒体を活用し、高齢者虐待に係る通報・相談窓口の案内に係る３０秒CMをテレビとラジオで放送した。また、設置している身体拘束に関する相談窓口についても県HPにて周知を行った。 　３０秒スポットCM（テレビ、ラジオ）：5月、６月、１月、２月放送	・引き続き県の広報媒体を活用し、高齢者虐待に係る通報・相談窓口を案内する。また、県HPのほか施設職員等向けの身体拘束に関する研修会などでも身体拘束に関する相談窓口を周知する。 ・相談・通報窓口に法テラスを追加することを検討する。	保健福祉部	高齢福祉課
4-1-5 障がい者虐待防止対策					
5	障がい者虐待については、制度の内容や通報義務、障がいや障がい者の特性などに関する正しい理解を促進するため、通報窓口、相談窓口を設置するとともに、ホームページを始めとした広報媒体による周知啓発を図ります。	・県障がい者権利養護センター、各市町村に基幹相談支援センターを設置するとともに、障害者虐待防止法に関するリーフレットを研修会参加者及び各市町村に広く配布した。 （リーフレットの配布数　１６０部）	・通報・相談の窓口となる市町村とともに障がい者虐待防止法に関する周知活動に努める。	保健福祉部	障がい福祉課
4-1-6 障がい者の権利擁護の推進					
6	障がい者の権利擁護については、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者への関心と理解が促進されるよう周知啓発を図ります。	・県障がい者権利養護センター、各市町村に基幹相談支援センターを設置するとともに、障害者虐待防止法に関するリーフレットを研修会参加者及び各市町村に広く配布した。 （リーフレットの配布数　１６０部）	・通報・相談の窓口となる市町村とともに障がい者虐待防止法に関する周知活動に努める。	保健福祉部	障がい福祉課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
4-1-7 施設等における虐待防止対策					
7	児童、高齢者、障がい者等の権利を擁護するため、施設等における虐待の未然防止を図ります。さらに、虐待の早期発見、早期対応を含め、対策の実効性を高めるため、施設等に対して、虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備など、虐待防止に向けた体制整備について周知徹底を図るとともに、施設職員等に対する研修の充実に努めます。	・新任の市町村職員等に対する研修会を実施し、虐待対応に係る職員の資質向上を図った。 （平成２９年７月２６日（水）開催　新任の市町村職員、地域包括支援センター職員等１１２名参加） ・施設職員に対しても、福祉監査課主催の集団指導において高齢者虐待防止に係る通報・相談窓口等の周知を行った。	・今年度も新任の市町村職員等に対する研修会を実施し、虐待対応に係る職員の資質向上に繋げるとともに、施設職員についても福祉監査課主催の集団指導において高齢者虐待防止について、通報・相談窓口の案内を含め周知を行う。	保健福祉部	高齢福祉課
		・障がい者虐待防止法の概要や虐待事案、虐待防止のための方策等に関する研修会を市町村担当者、障がい者福祉施設管理者等を対象として、平成29年12月1日に開催し、148人が参加した。	・障害者虐待防止法の周知に努めるため、施設従事者や市町村担当者等の関係者を対象に研修会を開催する。		児童家庭課
		・児童相談所において児童福祉施設等連絡協議会を開催し、施設職員に対する研修及び情報交換を行った。 ・また、児童福祉施設監査により、虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備などを確認している。	・児童相談所において児童福祉施設等連絡協議会を開催し、施設職員に対する研修及び情報交換を行う。 ・また、児童福祉施設監査により、虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備などを確認する。		障がい福祉課
(2) 虐待等の防止体制の整備					
4-2-1 関係機関連携によるDV防止対策					
8	「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、ＤＶの防止と被害者の保護・自立支援に当たります。	・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し、情報共有を図った。 （平成３０年２月　福島地方法務局、福島県弁護士会ほか３０機関出席。）	・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換をする予定（１回）。	保健福祉部	児童家庭課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
4-2-2 児童相談所による総合的な支援					
9	児童相談所は、中核的専門機関として関係機関と連携を図りながら、早期発見から虐待を受けた児童の自立に至るまでの総合的な支援を行います。 また、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図る上で、地域の事情を最も把握している市町村が中心となって関係機関が連携・協力する「要保護児童対策地域協議会」の役割が重要であるため、有機的に機能するよう支援に努めます。	・要保護児童対策地域協議会の強化のため、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（２回・７１人）、市町村要保護児童対策調整機関の調整担当者研修（１回・５９名）を行った。	・要保護児童対策地域協議会の強化のため、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（２回）、市町村要保護児童対策調整機関の調整担当者研修（１回）に加え、市町村要保護児童対策地域協議会支援専門員を配置し、地域の支援を行う。	保健福祉部	児童家庭課
4-2-3 児童虐待における関係機関の連携					
10	児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護を図るため、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある機関等の通告体制の下、関係機関が適切に連携し対応するとともに、市町村におけるネットワークの構築と運営を支援します。	・相談支援チームケース会議を開催した。 （6地区年3回、約180名） ・地域支援ネットワーク会議を開催した。 （6地区年3回、約180名） ・特別支援教育体制促進協議会を開催した。 （7地区年2回、約120名） ・教育支援協議会を開催した。 （7地区年1回、約500名）	・相談支援チームケース会議を開催する（6地区年3回）。 ・地域支援ネットワーク会議を開催する（6地区年3回）。 ・特別支援教育体制促進協議会を開催する（7地区年2回）。 ・教育支援協議会を開催する（7地区年1回）。 ・法テラス等の各種相談窓口一覧を作成し、周知を図る。	教育庁	特別支援教育課
		・国からの通知・通達を速やかに伝達し、周知を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護等を支援した。	・児童福祉施設や医療機関等の関係機関と適切に連携し、児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護等に努める。 ・法テラス等の各種相談窓口一覧を作成し、周知を図る。		義務教育課
		・虐待から子どもを守る連絡会議（１回・２３機関２９人）の開催や学校職員向け研修（８回・１６２人）、保育者向け研修（５回・１３８人）、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（２回・７１人）等により啓発等を行うとともに、児童相談所や関係機関の専門性向上を図るための各種研修を実施した。	・虐待から子どもを守る連絡会議、学校職員向け研修（８回）、保育者向け研修（５回）、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（２回）等により啓発等を行うとともに、児童相談所や関係機関の専門性向上のための各種研修を実施する。 ・福島県弁護士会が実施する「子ども相談窓口」と連携し、要保護児童を適切な支援につなげていく。	保健福祉部	児童家庭課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
4-2-4 高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援					
11	各市町村においては高齢者虐待防止ネットワークが構築されており、同ネットワークが十分に機能するよう支援します。 また、認知症高齢者に対する適切な対応が図れるよう、認知症サポーターの養成や地域支援関係者に対する認知症対応力向上研修、認知症地域支援推進員研修などを行い、認知症に関する実践的な問題解決能力を向上させることで、高齢者虐待の未然防止や早期発見、適切な対応が図られるよう支援します。	・関係機関（法曹、医療、介護関係）から構成された高齢者虐待防止ネットワーク連携会議を開催し、市町村におけるネットワーク機能の支援を行った。（平成２９年１２月２５日（月）開催）	・関係機関（法曹、医療、介護関係）から構成された高齢者虐待防止ネットワーク連携会議を開催し、引き続き市町村におけるネットワーク機能の支援を行う。	保健福祉部	高齢福祉課
4-2-5 市町村職員等の対応能力向上のための研修					
12	市町村、関係機関等における職員に対して、虐待における実務に直結した専門的な知識や具体的な対応方法等を学ぶ体系的な研修を実施し、個々の職員の虐待への対応能力の向上を図ります。	・新任の市町村職員等に対する研修会を実施し、虐待対応に係る職員の資質向上を図った。 （平成２９年７月２６日（水）開催　新任の市町村職員、地域包括支援センター職員等１１２名参加）	・今年度も新任の市町村職員等に対する研修会を実施し、虐待対応に係る職員の資質向上に繋げる。	保健福祉部	高齢福祉課
		・障がい者虐待防止法の概要や虐待事案、虐待防止のための方策等に関する研修会を市町村担当者、障がい者福祉施設管理者等を対象として、平成29年12月1日に開催し、148人が参加した。	・障害者虐待防止法の周知に努めるため、施設従事者や市町村担当者等の関係者を対象に研修会を開催する。		障がい福祉課
		・要保護児童対策地域協議会向け研修２回（７１人）、学校教職員向け研修７回（１６２人）、保育者向け研修５回（１３８人）を実施した。	・要保護児童対策地域協議会向け研修２回、学校教職員向け研修７回、保育者向け研修５回を実施する。		児童家庭課
4-2-6 障がい者虐待防止ネットワーク構築					
13	障がい者への虐待の防止と早期発見のため、市町村が中心となった地域の実情に応じた関係機関との連携・協力体制の構築を支援します。	・各基幹相談支援センターや市町村の障がい者虐待防止センターが拠点となり、地域の協力体制を構築するとともに、県権利擁護センターにおいて、市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他必要な援助を行った。	・各基幹相談支援センターや市町村の障がい者虐待防止センター等と連携し、虐待防止及び養護者支援に関する情報収集、分析、提供、虐待防止等に関する広報その他啓発活動を行う。	保健福祉部	障がい福祉課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(3) 虐待等の被害者又はその家族等への支援					
4-3-1 関係機関連携によるDV被害者支援					
14	ＤＶ被害者支援と同伴者の保護・自立支援のため、女性のための相談支援センターが配偶者暴力相談支援センター（以下「ＤＶセンター」という。）の中核となって、関係機関と連携して対応します。 また、深刻で緊急な救済を要するＤＶに総合的に対応するため、「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の下、その関係機関が有機的に連携・協力し、ＤＶの防止や被害者の支援を推進します。	・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し、情報共有を図った。（平成３０年２月　福島地方法務局、福島県弁護士会ほか３０機関出席。）	・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換をする予定（１回）。	保健福祉部	児童家庭課
4-3-2 DV相談体制の整備					
15	ＤＶセンターとして女性のための相談支援センター、県男女共生センター、各保健福祉事務所及び郡山市こども家庭相談センターの計９施設を指定しており、女性相談員については、女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所及び福島市等５市に配置されています。 　ＤＶ被害者や同伴児の保護・自立支援に的確に対応するため、他の市町村にも女性相談員の配置を促すとともに、住民に最も身近な市町村が、適切な施設においてＤＶセンターの機能を果たせるよう、相談体制の整備を支援します。	・郡山市、会津若松市、南相馬市を会場として市町村担当者研修会を開催しＤＶ被害者支援のための普及啓発を図った。（参加者数48名）。	・郡山市、会津若松市、南相馬市を会場として市町村担当者研修会を開催し、ＤＶ被害者支援のための普及啓発を図る。	保健福祉部	児童家庭課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
4-3-3 虐待を受けた児童への保護・支援					
16	虐待により心に深い傷を抱える児童については、家庭的な雰囲気の中で愛着と理解をもって養育する里親制度や、心理療法によるケア及び小規模なグループによりケアを行う児童養護施設における養育により、手厚い保護・支援を行います。 また、施設職員などからの虐待については、指導や助言を行うとともに、指導に従わない場合には、児童福祉法に基づく勧告・命令の権限を適切に行使し、被虐待児を支援します。	・児童養護施設に虐待を受けた子ども達に心理療法を行う職員を配置し、対象児童の心のケアを行った。また、児童福祉施設等連絡協議会、里親研修等で、被措置児童の権利擁護と虐待防止について周知するとともに、入所児童に対しては「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利の尊重に関する意識の醸成を図った。	・児童養護施設に虐待を受けた子ども達に心理療法を行う職員を配置し、対象児童の心のケアを行う。また、児童福祉施設等連絡協議会、里親研修等で、被措置児童の権利擁護と虐待防止について周知するとともに、入所児童に対しては「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利の尊重に関する意識の醸成を図る。	保健福祉部	児童家庭課
4-3-4 高齢者虐待の被害者等への支援					
17	虐待を受けた高齢者や虐待を行った家族等への支援が適切に行われるよう、支援を行う市町村や地域包括支援センターの職員等に対し、虐待への対応能力向上のための研修を実施するとともに、必要な助言を行います。	・新任の市町村職員等に対する研修会を実施し、虐待対応に係る職員の資質向上を図った。 （平成２９年７月２６日（水）開催　新任の市町村職員、地域包括支援センター職員等１１２名参加）	・今年度も新任の市町村職員等に対する研修会を実施し、虐待対応に係る職員の資質向上に繋げる。	保健福祉部	高齢福祉課
4-3-5 障がい者虐待の相談・支援					
18	障がい者への虐待については、日常生活での悩みごとから法律相談まで対応できる「障がい者１１０番」や「障がい者権利擁護センター」、「市町村障がい者虐待防止センター」などにより相談・支援を行い、障がい者の安全を守るとともに、虐待の背景にある問題を理解した上で、養護者や家族に必要な支援を行います。	・障がい者への虐待については、日常生活での悩みごとから法律相談まで対応できる「障がい者１１０番」や「障がい者権利擁護センター」、「市町村障がい者虐待防止センター」などにより相談・支援を行い、障がい者の安全を守るとともに、虐待の背景にある問題を理解した上で、養護者や家族に対し、居室の確保やケース会議の開催等の必要な支援を行った。	・障がい者への虐待については、日常生活での悩みごとから法律相談まで対応できる「障がい者１１０番」や「障がい者権利擁護センター」、「市町村障がい者虐待防止センター」などにより相談・支援を行い、障がい者の安全を守るとともに、虐待の背景にある問題を理解した上で、養護者や家族に必要な支援を行います。	保健福祉部	障がい福祉課

５ 交通安全の推進

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度 取組状況（実績）	平成30年度 取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備					
5-1-1 事故分析による事故削減対策					
1	交通事故が多発している箇所について、道路環境を踏まえた事故分析を行い、国や市町村、関係機関と連携しながら、効果的な事故削減対策を講じます。	・県内各地から事故多発地点として報告のあった箇所から６箇所選定し、関係機関とともに現地調査を行い、必要な事故防止対策を検討して、各道路管理者等に諸対策を講じるように依頼した。また、２年前の対策実施箇所の事故発生状況を検証した結果、約６割事故が減少した。 ・８月３日～４日の間に、福島市１箇所、相馬市２箇所、いわき市３箇所の計６箇所について、現地調査と検討会を行った。	・前年に引き続き、今年も事故多発地点の中から６箇所程度選定して現地調査を行い、事故防止対策を検討し、対策の実行を依頼する。	生活環境部	生活交通課
		・福島県道路環境整備技術調査委員会により、8/3～4に事故多発箇所のうち、6箇所の現地調査を行い、事故発生要因を検証し、対策案の提案を行った。	・福島県道路環境整備技術調査委員会により、事故多発箇所の現地調査を行い、事故発生要因を検証し、対策案の提案を行う。	土木部	道路計画課、道路整備課
		・福島県道路環境整備技術調査委員会において平成29年度事故多発地点緊急対策事業として県内の事故多発箇所を６箇所を指定し、県、関係自治体及び署とともに事故削減対策の検討を行った。 ・また、各警察署ごとに管内の事故多発交差点を署重点対策交差点として指定し（平成29年度指定県内41交差点）、交通規制の実施や見直し、道路管理者と連携した安全対策を推進した。	・平成30年度事故多発地点緊急対策事業において県内の事故多発箇所の選定を行い、関係機関とともに必要な事故削減対策の検討を行う。 ・また、平成30年度署重点対策交差点として指定した県内36交差点について、交通規制の実施や見直し、道路管理者と連携した安全対策を推進する。	警察本部	交通規制課
		・県北方部・相双方部・いわき方部に６箇所の事故多発地点緊急対策事業箇所を設置、担当部局と共同による現地調査を実施、道路環境並びに事故分析結果から事故抑止に必要な対策について検討、関係機関に対する問題点の指摘及び対策案の意見具申を行い事故削減対策を講じた。 （２日間に分けて６カ所実施した。）	・担当部局と連携して、各市町村から事故多発緊急対策事業箇所として上申された調査箇所から、本年度調査すべき場所を選定、担当部局により編成された調査団を事故多発緊急対策事業箇所へ派遣して事故状況、前後区間の道路状況などを踏まえた調査を実施し、具体的な事故削減対策を講じる。		交通企画課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
5-1-2 地域住民と連携した「人」優先の道路交通環境整備					
2	交通安全の確保は、道路利用者の生活、地域の経済、社会活動に密着した課題であることから、道路交通環境の整備に当たっては、地域住民や道路利用者の意見を踏まえるとともに、高齢者や子ども、障がい者を含む全ての人々にとって安全で安心できる「人」優先の考え方に基づき、地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を推進します。	・通学路や住宅街などの生活道路における歩行者等の安全確保を目的として、ゾーン３０を新たに県内に１０区域整備し（累計５３区域）、時速30キロメートルの速度規制等を実施するとともに、道路管理者と連携した各種安全対策を推進した。	・ゾーン３０を新たに整備し（７区域予定）、道路管理者と連携して生活道路における安全対策を推進する。	警察本部	交通規制課
		・地域の交通安全プログラムに挙げられた箇所を中心に歩道整備等を進めるとともに、全ての人々にとって利用しやすい道路とするため、歩道の段差をなくす事業を実施した。	・地域の交通安全プログラムに挙げられた箇所を中心に歩道整備等を進めるとともに、全ての人々にとって利用しやすい道路とするため、歩道の段差をなくす事業を実施する。	土木部	道路整備課
5-1-3 地域の特性に応じた交通規制					
3	すでに実施している交通規制についても、道路交通状況の変化に応じた適切な規制となるよう、道路構造、交通量、交通流、事故の発生状況、県民の要望等を考慮し、見直しに努めます。	・道路状況の変化に応じた適切な交通規制となるよう、道路の構造、交通量、交通流、事故の発生状況、県民の要望等を考慮し、最高速度、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止、駐車禁止等各種交通の見直しを図った。	・引き続き道路交通状況の変化に応じて交通規制の見直しを図る。	警察本部	交通規制課
5-1-4 交通情報提供の充実強化					
4	交通情報（交通規制、交通渋滞、交通事故、迂回に関する情報等）の提供は、旅行時間の短縮等、ドライバーの利益に直結するとともに、交通の安全と円滑化を図るための重要な手段の一つであることから、交通情報板等の各種機器の整備、充実強化に努めるほか、関係機関と連携の上、情報収集を行い、各種メディアを活用した情報提供に努めます。	・適正な交通情報を提供するため、県内に２基の交通監視カメラを設置したほか、関係機関と連携の上情報収集を行い、平成29年度は21,587件の情報提供を行った。	・引き続き交通の安全と円滑化を図るため、関係機関と連携をの上、情報収集を行い、迅速な情報提供を行う。	警察本部	交通規制課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(2) 交通安全に関する教育及び広報啓発					
5-2-1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進					
5	交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けてもらうため、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達や年齢に応じた交通安全教育を行います。 また、高齢者自身の交通安全意識の向上に努めるとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発等を行うなど高齢者の事故防止対策を強化します。	・関係機関と連携し、各私立学校へ交通安全に関する啓発資料の配布等を適宜行った。	・関係機関と連携し、各私立学校へ交通安全に関する啓発資料の配布等を行う。	総務部	私学・法人課
		・県立校長会や教育事務所との会議において、交通マナーを身につけるための取組（未然防止）について共通理解を図った。交通事故件数については、平成28年度より大幅に減った。	・事業予定なし。福島県生活指導協議会や学校訪問を通じて、交通安全教育の徹底について、指導する。	教育庁	高校教育課
		・福島県学校保健会と連携し、発達段階に併せた交通安全への啓発資料を発行した。	・福島県学校保健会と連携し、現代の交通事情に合わせた交通安全資料を作成する。	教育庁	健康教育課
		・各警察署において、学校・企業・老人クラブ等を対象とした交通安全教室を実施し、年齢や生活実態等に応じた交通安全教育を実施を2919回239,357人に行った。 ・また、高齢者対策については、高齢運転者対策として「危険予測トレーニング装置」を導入、28回1,045人に対して交通安全教育を実施した。高齢歩行者対策としては「歩行者シミュレータ」を使用して162回3,741人に対して交通安全教育を実施した。いずれも参加・体験型の交通安全教育に力を入れ、高齢者交通事故防止対策を実施した。	・自動車販売店協会や県警本部と連携しながら、交通安全サポートカー体験乗車講習会を開催するなど、高齢運転者に対する交通安全教育に対し、特に力を入れた。	警察本部	交通企画課
		・自動車販売店協会や県警本部と連携しながら、交通安全サポートカー体験乗車講習会を開催するなど、高齢運転者に対する交通安全教育に対し、特に力を入れた。 福島市、郡山市、いわき市で各１回ずつ実施した。 福島市（３７人参加）、郡山市（３５人参加）、いわき市（３４人参加）で各１回ずつ実施し、計１０６人の高齢者が参加した。	・引き続き、子供と高齢者の事故防止に力を入れ、効果的な交通安全活動を推進していく。特に、交通安全サポートカー体験乗車講習会や運転免許証自主返納の促進等、高齢者対策を講じて死亡事故を抑止する。	生活環境部	生活交通課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
5-2-2 民間団体等の主体的活動の推進					
6	交通安全を目的とする民間団体については、交通安全に必要な資料の提供を充実するなど、その主体的な活動を促進します。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、各季の交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行います。	・関係機関・団体の行う交通安全活動を支援するため、積極的な資料提供を行い、主体的な活動を促進させた。 ・また、関係機関・団体に対し、各季の交通安全運動等の機会を利用して、積極的な交通安全活動の実施について働きかけた結果、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われた。	・交通安全を目的とする関係機関・団体に対して、交通安全チラシや交通安全に必要な資料を提供し、主体的な活動が出来るよう積極的に支援する。 ・また、関係機関・団体に対し、交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、あらゆる機会を活用して働きかけを実施する。	警察本部	交通企画課
		・交通事故のあらまし、交通白書、交対協だより等を各種団体に送り、県内の交通情勢等について情報提供した。また、各季運動を行う際、要綱やチラシを配布して運動に対する理解・協力を求めた。	・タイムリーで効果的な情報提供に努め、各関係機関団体と連携を密にしながら、諸対策を進めていく。	生活環境部	生活交通課
5-2-3 住民参加と協働の推進					
7	交通安全意識の普及浸透を図るため、行政、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、地域における交通ボランティア等が主体となって身近なところから交通安全活動に取り組むなど、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進します。	・交通安全意識の普及浸透を図るため、関係機関・団体と連携した飲酒運転根絶飲食店訪問活動、高齢者事故防止高齢者宅訪問活動等、交通安全活動を推進した。 ・また、各季交通安全運動における交通安全キャンペーン等の交通安全活動に地域住民等が参加する等、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進した。	・交通安全意識の普及浸透を図るため、関係機関・団体と連携して各種施策を推進するとともに、交通ボランティアが主体となって活動する等、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進する。	警察本部	交通企画課
		・事故多発地点の現地調査や検討会を行った際、多くの地元住民を参加させ、意見交換を行った。また、朝の街頭活動を行った際、地域住民と連携を取りながら、効果的な交通安全啓発活動を行った。	・行政のみでなく、地元住民の意見に耳を傾け、各種活動により多くの地域住民に参加してもらい、連携を密にして活動を推進していく。	生活環境部	生活交通課
5-2-4 交通ボランティア活動支援					
8	地域に根ざした交通安全活動を展開する交通ボランティア団体との連携・協力を強化するとともに、学校周辺の通学路等でのパトロール活動、保護誘導活動の従事者や交通安全教育の指導者の育成に努めます。	・交通安全ボランティアと連携した、朝の立哨活動における保護誘導活動や通学路の危険箇所の点検等、地域に根ざした交通安全活動を実施した。 ・また、交通安全活動従事者や交通安全教育の指導者等交通安全ボランティアの育成を図った。	・地域に根ざした交通安全活動を展開する関係機関・団体と連携の強化を図るとともに、交通安全活動の従事者や交通安全教育指導者等の交通安全ボランティアの育成を推進する。	警察本部	交通企画課
		・交通安全母の会や交通教育専門員等に対し、効果的な交通安全広報を依頼するとともに、立哨活動時の事故・トラブルの絶無について指導した。	・効果的な交通安全活動を推進していくため、各種団体に対し、適切な助言・指導を行っていく。	生活環境部	生活交通課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
5-2-5 交通安全の広報啓発					
9	県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用して効果的な広報や普及啓発に努めるとともに、交通安全に向けた取組みを推進するための県民運動を関係機関・団体が相互に連携し、組織的・継続的に展開します。 申請による運転免許の取消（自主返納）制度や、自主返納をした方への支援事業等について積極的に広報するとともに、高齢者が公共交通機関等を利用しやすい環境の整備について関係機関へ働きかけていきます。	・各警察署において、各季交通安全運動期間を中心にテレビ・ラジオ・新聞等マスコミを利用した広報啓発活動を実施するとともに、各関係機関・団体と連携し、交通安全パレードや大型店舗・交通量の多い場所での街頭キャンペーンを実施するなど、交通安全広報のための各種キャンペーンを実施した。 ・また、警察から各市町村や交通安全協会等に働きかけ、運転経歴証明書の交付手数料負担や助成金の交付等、自主返納者に対する支援施策の拡充を図った。	・関係機関・団体と連携し、各季交通安全運動期間を中心に、テレビ・ラジオ・新聞等マスコミを利用した広報啓発活動を継続実施する。 ・また、警察から各関係機関に対し、自主返納者への支援施策の拡充を継続して働きかけるほか、運転免許証を自主返納した高齢者に対しては、免許返納後の生活支援のため、地域包括支援センターと連携した支援施策を実施予定である。	警察本部	交通企画課
		・テレビ・ラジオ、新聞等あらゆるマスメディアを活用して、効果的な交通安全広報を行うとともに、実施した取り組み等を紹介し、県民に広く知ってもらうように努めた。また、運転免許証の自主返納については、県民から理解を得るため、ホームページや広報誌等を活用して、返納しやすい環境作りに努めた。	・引き続き、あらゆるマスメディアを活用して、タイムリーで効果的な交通安全広報に努めていく。また、運転免許証の自主返納については、自主返納者に対するサービスを提供してくれる協賛店を募集し、さらなる返納しやすい環境作りを進めていく。	生活環境部	生活交通課

６ 医療に関する県民参画等の推進

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発					
6-1-1 生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発					
1	がんや心疾患等の生活習慣病を予防し、一人一人が健康な生活習慣を形成できるよう、運動、食生活、喫煙、各種健康診断などの情報提供や普及啓発、環境整備を図ります。 がん検診等の受診勧奨や、がんを含む生活習慣病の予防に関するチラシ等の啓発資料を作成し、がん検診推進員や健康長寿サポーターを介して、県民への啓発を推進します。受動喫煙防止対策については、世界禁煙デーに合わせたキャンペーンを県内全保健福祉事務所で行う他、チラシによる啓発や、公共施設の受動喫煙防止対策調査を実施します。	＜特定健診関係＞ 健診の受診率向上に向け、新聞広報等活用し、啓発を行った。 ＜がん検診関係＞ １　受診促進体制整備事業 （１）広域体制による受診率向上支援事業 利便性に配慮したがん検診を県内２地域で試行実施。 （２）胃内視鏡検査の受診機会均等化事業 胃がん検診の胃内視鏡検査未実施市町村の解消や検診精度の均一化を目指し、医療機関等調査、運営委員会準備会1回開催 （３）職場からの検診受診啓発事業 職場でがん検診の受診機会のない事業所職員1,390名に市町村がん検診受診勧奨 ２　がん検診推進員世代拡大普及事業 （１）がん検診推進員養成研修15回　受講者総数515名 （２）がん検診推進員スキルアップ研修　県内４地域で開催 ３　がん検診受診促進啓発事業 （１）がん検診啓発イベント3地域開催（会津若松市、郡山市、いわき市）来場者計1,700名） （２）健康長寿啓発活動　県内6保健福祉事務所で実施 （３）がん検診受診促進のための企業連携事業：啓発イベントの共催、受診勧奨活動実施 ４　県内避難者のがん検診機会拡大事業 避難者検診連絡会議2回開催　福島市・郡山市・いわき市内医療機関で避難者検診実施 ＜受動喫煙対策関係＞ 1　空気のきれいな施設認証制度 屋内禁煙施設を認証し、認証ステッカー交付及び県ホームページに施設PRも含め掲載 ２　受動喫煙防止講習会：職場の受動喫煙防止を目的とした講習会を1回開催 ３　公共施設受動喫煙防止状況調査：県有、市町村有の公共施設の受動喫煙防止対策の実施状況を調査 ４　妊産婦受動喫煙防止の普及啓発：産婦人科・市町村等利用者への啓発リーフレットの配布 ＜受動喫煙防止・禁煙対策＞ ５　世界禁煙デー普及啓発活動：県内でキャンペーン実施 ＜禁煙対策＞ ６　禁煙外来情報を県ホームページ掲載	＜特定健診関係＞ 健診の受診率向上に向け、新聞広報等を活用した啓発及び「健康長寿サポーター」への啓発 ＜がん検診関係＞ １　受診促進体制整備事業 （１）広域体制による受診率向上支援事業 県内6地域で待ち時間の少ない利便性の高いがん検診を隣接する複数市町村で実施。 （２）胃内視鏡検査の受診機会均等化事業 胃がん検診の胃内視鏡検査の検診精度の均一化のため、運営委員会・研修会を開催 （３）職場からの検診受診啓発事業 職場検診の場で市町村がん検診について情報提供し検診受診を勧奨する。 （４）受診促進体制を支える精度管理 市町村のがん検診の受診状況等の実績を集計・分析し、市町村がん検診担当者研修会開催 ２　がん検診推進員世代拡大普及事業 （１）学生がん予防サポーター養成セミナー開催 ３　がん検診受診促進啓発事業 （１）がん検診啓発フェア （２）健康長寿啓発活動 （３）がん検診受診促進のための企業連携事業 ４　県内避難者のがん検診機会拡大事業 避難者検診連絡会議の開催し、避難先の医療機関で受診可能な体制を整備 ＜受動喫煙対策関係＞ １　空気のきれいな施設認証制度 ２　受動喫煙防止講習会：職場の受動喫煙防止を目的とした講習会開催 ３　県有、市町村有の公共施設の受動喫煙防止対策の実施状況を調査 ４　妊産婦受動喫煙防止の普及啓発：産婦人科・市町村等利用者への啓発リーフレットの配布 ５　ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール ＜受動喫煙防止・禁煙対策＞ ６　世界禁煙デー普及啓発活動：県内でキャンペーン実施 ７　喫煙防止教育用教材の整備・貸出 ＜禁煙対策＞ ８　禁煙外来情報を県ホームページ掲載	保健福祉部	健康増進課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
6-1-2 感染症に対する正しい知識等の普及啓発					
2	感染症の発生予防、早期発見及び拡大防止のため、各年齢層や学校、高齢者施設等に対する正しい知識や予防策の普及啓発を図ります。	・高齢者福祉施設等における感染症対策に係る普及啓発、社会福祉法人等代表者会議において説明（１回）（参加者：約２５０名） ・感染症発生動向を踏まえたホームページへの掲載、広報番組等を活用した啓発 ・各保健福祉事務所による出前講座等の実施 感染症全般　１７回（参加者：７９９名） 性感染症関係　６回（参加者：３３３名） つつが虫病関係　４回（参加者：１３９名） ・各保健福祉事務所における各予防週間等に合わせた街頭キャンペーンの実施（エイズ、肝炎） ・感染症危機管理ネットワークを活用した感染症ニュースレターの発行（週２回）	・感染症発生動向を踏まえたホームページへの掲載、広報番組等を活用した啓発 ・各保健福祉事務所による出前講座等の実施 ・各保健福祉事務所における各予防週間等に合わせた街頭キャンペーンの実施（エイズ、肝炎） ・感染症危機管理ネットワークを活用した感染症ニュースレターの発行（週１回）	保健福祉部	健康増進課
6-1-3 心の健康や自殺予防に関する知識の普及啓発・相談支援					
3	心の健康や自殺予防に関し、研修会の開催やパンフレット、インターネットなどによる知識の普及啓発に努めます。 また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等の支援を行います。	・心の健康や自殺予防に関した研修会を開催したほか、11月には市町村長等を対象とした「自殺対策トップセミナー」を開催した。 ・パンフレットやインターネットによる普及啓発のほか、9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間には、TVやラジオにおいて自殺予防CMの放送や新聞広告を掲載した。 ・また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等を実施した。	・心の健康や自殺予防に関した研修会の開催や、パンフレットやインターネットなどによる知識の普及啓発に努める。 ・また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等の支援を行う。	保健福祉部	障がい福祉課
6-1-4 救急医療に関する正しい理解、適正な利用の促進					
4	救急車や救急医療機関の不要・不急の利用の増加が、救急医療現場を圧迫していることから、一般社団法人福島県医師会や市町村等関係機関との連携の下、県民に対して救急医療への正しい理解と、適正な利用を促します。	・ホームページによる啓発のほか、症状の緊急度を判定する全国版救急受診アプリ「Ｑ助」について、各消防本部と連携しポスター及びチラシによる普及啓発を図った。	・ホームページへの掲載などにより普及啓発に努める。	危機管理部	消防保安課
		・ふくしま医療情報ネットにおいて、休日や夜間に比較的軽症の患者を診察する医療機関を音声案内する救急医療情報案内サービスを提供した。	・引き続き、ふくしま医療情報ネットにおいて左記サービスを継続して提供する。	保健福祉部	地域医療課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
6-1-5 小児救急に関する情報提供					
5	小児救急に関する電話相談体制（＃８０００（ｼｬｰﾌﾟﾊｯｾﾝ））を構築し、保護者からの相談を受け、小児が夜間に急変した場合の処置方法や医療機関等に関する情報提供を行います。	・夜間に急変した小児を持つ保護者に対し、必要な相談及び医療機関の情報提供を行い、小児科医の負担軽減を図った。	・今度とも体制を整備し、夜間に急変した小児を持つ保護者に対し、必要な相談及び医療機関の情報提供を行い、小児科医の負担軽減を図る。	保健福祉部	地域医療課
6-1-6 難病への理解促進と支援体制の充実					
6	保健福祉事務所や難病相談支援センターにおける相談機能の充実を図るとともに、難病患者・家族会等との連携により、難病に対する理解促進と地域における支援体制の整備を図ります。	・難病患者在宅療養者支援体制整備事業 難病患者地域支援連絡会議の開催：７回（参加者157名） 難病患者在宅ケア調整会議の実施：延49件 訪問指導件数：延335件 電話相談件数：延10,020件 面接相談件数：延18,215件 医療相談会の開催：25回　（参加者　延べ1,072名） 訪問診療の実施：7件 ・難病相談支援センター事業 難病医療相談会・交流会の開催：１回(参加者31名) 難病医療・就労支援セミナーの開催：１回（参加者45名） 難病研修会の開催：１回(参加者71名) ﾋﾟｱｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ事業の開催：２０回(参加者10名)	・平成30年度も継続して以下の事業を実施し、難病に対する理解促進と地域における支援体制の整備を図っていきます。 ・難病患者在宅療養者支援体制整備事業 難病患者地域支援連絡会議を各保健福祉事務所で実施。 難病患者在宅ケア調整会議を実施（随時）。 訪問指導・電話相談・面接相談・訪問診療の実施（随時） 医療相談会をを各保健福祉事務所・保健所で実施。 ・難病相談支援センター事業 難病医療相談会・交流会の開催：１回 難病医療・就労支援セミナーの開催：１回 難病研修会の開催：１回 ﾋﾟｱｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ事業の開催：２０回	保健福祉部	健康増進課
(2) 献血等医療提供に関する県民参加の促進					
6-2-1 献血運動の普及啓発					
7	県民の安全と安心を守るためには献血者の安定的な確保が必要であることから、県民に対する献血運動の普及啓発を継続して実施します。特に複数回献血者の確保や減少が著しい若年層を対象とした施策を重点的に展開します。	・愛の血液助け合い運動（７月） ・街頭キャンペーンの実施（１３市） ・ポスター（６８０枚）の配付 ・ラジオによる広報（２回） ・はたちの献血キャンペーン（１～２月） ・ポスター（１，５９０枚）の配布 ・ラジオによる広報（１回） ・県民を対象とした献血出前講座 ・実施回数：２２回 ・参加者数：１，６３０名	・愛の血液助け合い運動を実施する。 ・はたちの献血キャンペーンを実施する。 ・県民を対象とした献血出前講座の実施する。	保健福祉部	薬務課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
6-2-2 骨髄バンクやアイバンクドナー登録の促進					
8	広く県民に対して、白血病などの血液難病患者を救う骨髄バンク事業への理解を促し、骨髄バンクドナー登録の促進を図ります。また、角膜や腎臓などの臓器移植の大切さを啓発し、アイバンクや腎臓提供者の登録の促進を図ります。	・年間６４回のドナー登録会を実施し、４５８名の登録をいただいた。	・県内各地でﾄﾞﾅｰ登録会を実施し、ﾄﾞﾅｰ登録の促進およびアイバンクや腎臓提供者の促進を図る。	保健福祉部	地域医療課
6-2-3 臓器移植に関する県民等の意識向上					
9	臓器移植コーディネーターの設置等により、臓器移植の円滑な実施と臓器移植に関する県民及び医療機関の意識向上を図り、患者が適正かつ公平に臓器移植を受けることができる環境を整備します。	・臓器移植コーディネーターにより、必要な医学的情報収集、院内体制の確認を行い、日本臓器移植ネットワークと連携しながら、提供された臓器と、移植を受けたい方との間のマッチングに繋げ、円滑な臓器移植実施ができた。	・臓臓器移植の円滑な実施と臓器移植に関する県民及び医療機関の意識向上を図り、患者が適正かつ公平に臓器移植を受けることができる環境を整備する。	保健福祉部	地域医療課
(3) 市町村及び医療関係団体との連携の強化					
6-3-1 関係機関連携による献血の促進					
10	目標献血量を確保するため、市町村や血液センター、県が事業所を訪問して、献血に関する理解と協力を依頼します。特に顕著な協力のあった事業所に対しては、事業所を訪問して感謝の意を表明するとともに、継続要請を行います。	・県内事業所を訪問し献血への協力を依頼した。 ・特に顕著な協力のあった団体に対し、知事感謝状を贈呈した。・１２団体に贈呈	・県内の事業所を訪問し、献血への協力を依頼する。 ・特に顕著な協力のあった団体に対し知事感謝状を贈呈する。	保健福祉部	薬務課
6-3-2 市町村との連携強化					
11	心の病気の早期対応を図るため、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて精神科医師による相談を強化するとともに、市町村における心の健康づくり推進のため、研修による人材育成や事業への協力支援を行い、連携を強化します。	・心の病気の早期対応を図るため、各保健福祉事務所において「心の健康相談」や「アルコール相談会」を実施し、精神科医師による相談を強化した。 ・また、市町村における心の健康づくり推進のため、精神保健福祉センターにおいて担当者会議（１回・６３名）や研修（ゲートキーパー研修２０回・１，４５４名等）を開催したほか、市町村自殺対策推進行動計画策定に向け協力支援を行った。	・今後とも、心の病気の早期対応を図るため、各保健福祉事務所において「心の健康相談」や「アルコール相談会」を実施する。 ・また、市町村における心の健康づくり推進のため、精神保健福祉センターにおいて担当者会議や研修を開催するほか、市町村自殺対策推進行動計画策定に向け協力支援を行う。	保健福祉部	障がい福祉課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(4) 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理					
6-4-1 放射線の影響に対する健康管理					
12	県民健康調査において、県民の理解を得ながら、基本調査による外部被ばく線量推計を行うほか、甲状腺検査や健康診査、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査などを引き続き実施し、長期にわたり県民の健康を見守ります。 また、放射線による健康への影響等について、県民等への正しく分かりやすい情報の提供等をすすめるため、「甲状腺検査」出張説明会を開催するなど、リスクコミュニケーションの環境整備に取り組みます。	・基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査の県民健康調査各調査を引き続き実施した。甲状腺検査については本格検査（検査３回目）を実施するとともに、甲状腺検査出張説明会（保護者や教員等対象）や出前授業（児童生徒対象）を開催するなどの啓発活動を実施した。また、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査についても継続して実施した。 ・また、放射線による健康への影響等について、自治体職員等に対する研修会を環境省と共催で実施し（６回、参加人数合計１４１名）、正確な情報の普及啓発を行った。	・継続して県民健康調査の各調査を実施する。ホールボディカウンターによる内部被ばく検査も引き続き実施すると共に研修会等を通して正確な情報の普及啓発活動を行う。	保健福祉部	県民健康調査課
6-4-2 被災者の心のケア					
13	民間ボランティアのネットワークの活動や協働などにより、被災者の心的ストレスの解消を図ります。 また、ふくしま心のケアセンターを設置し、訪問活動や市町村等と連携したきめ細かな支援などにより、被災者の心のケアの推進を図ります。	・協働による地域の福祉力向上を目的に講演会を開催し、地域の支え合い活動の意味や自分たちができることを考える機会を設けた。	・昨年度同様、地域福祉向上を目的とした講演会を実施する。 ・県内の市町村社協等と継続的に関わりながらネットワーク構築を支援し、地域全体の福祉力向上につなげる。	保健福祉部	社会福祉課
		・ふくしま心のケアセンターを県内５カ所設置。12月からはふたば出張所を新たに開所（計６カ所）し、訪問活動や支援者への研修会等を実施した。 また、県外避難者に対しても、10都道府県の団体へ委託し、心のケアを実施した。	・ふくしま心のケアセンターを県内６カ所設置し、訪問活動や支援者への研修会等を実施する。 また、県外避難者に対しても10都道府県の団体に引き続き委託するとともに、全国で訪問による県外避難者に対しても心のケアを実施する。	保健福祉部	障がい福祉課
		・緊急スクールカウンセラー派遣事業 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、私立学校へスクールカウンセラーの派遣を行った。 【２９年度実績　派遣先：５２校・園　派遣回数：延べ７６９回】	・緊急スクールカウンセラー派遣事業 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、私立学校へスクールカウンセラーの派遣を行う。	総務部	私学法人課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
6-4-3 子どもたちの体力向上に関する取組の充実					
14	個人の健康等に関する情報を一元管理できる自分手帳を活かした健康づくりを推進していくとともに、体育の授業等に専門アドバイザーを派遣し、運動能力の向上や食育等による健康増進を図ります。	・自分手帳を新小学4年生にへ配布、元気キッズサポーターの学校派遣を7地域で、元気わくわく遊びの楽校を１回実施するほか、小学校体育専門アドバイザーを10名雇用、運動部活動への外部専門指導員を中学校28名、高校39名派遣、及び食育専門家を延べ228名派遣した。	・ふくしまっ子体力向上プロジェクト（自分手帳、専門アドバイザーの派遣、なわとびコンテスト、学校における肥満解消ガイドライン、ふくしまっ子児童期運動指針等）で現在の回復基調を軌道に乗せていく取り組みを実施する。	教育庁	健康教育課

7 食品の安全確保の推進

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度 取組状況（実績）	平成30年度 取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化					
7-1-1 安全な農林水産物の生産と供給					
1	生産者自ら実施する栽培管理や衛生管理等に関する技術の普及を図り、生産者の自主的な取組を促進して、安全な農林水産物の生産と供給を図ります。	・きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うよう指導を行った。（1,778回）	・きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うよう指導を行うことにより、安全な栽培きのこの供給に資する。ＧＡＰ認証取得数の増加、取得面積の拡大	農林水産部	林業振興課
		・生産者に対して、家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理、飼養衛生管理基準や各種疾病対策等についての巡回指導等を実施した。 ・生産者や生産団体等を対象に、飼料用米生産・利用やGAP等の研修会を実施した。 ・県酪農青年研究連盟が実施する生産技術に関する研修会の開催経費に対して助成金を交付した。（1件） ・公益社団法人福島県畜産振興協会が実施する畜産農家等への経営・生産技術の高度化の促進に係る経費に対して助成金を交付した。（1件）	・生産者に対して、家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理、飼養衛生管理基準や各種疾病対策等についての巡回指導等を実施する。 ・生産者や生産団体等を対象に、飼料用米生産・利用やGAP等の研修会を実施する。 ・県酪農青年研究連盟が実施する生産技術に関する研修会の開催経費に対して助成金を交付する。 ・公益社団法人福島県畜産振興協会が実施する畜産農家等への経営・生産技術の高度化の促進に係る経費に対して助成金を交付する。		畜産課
		・ＧＡＰ認証取得数　62件、取得面積　532ha エコファーマー推進研修会3回開催(参加者210名）、エコファーマー認定件数12,367	・エコファーマース認定審査会・推進研修会の開催 ＧＡＰ認証取得数の増加、取得面積の拡大 ・エコファーマース認定審査会・推進研修会の開催		環境保全農業課
7-1-2 安全な食品の製造加工					
2	安全な食品の製造加工のために、衛生管理等に関する技術の普及を図り、製造加工者の自主的な取組を促進します。	・国のHACCP承認を受けている牛乳、乳製品、食肉製品などを製造する施設に対する監視指導を行い、HACCPによる衛生管理が正しく機能しているか専門的な監視・指導を定期的に実施した。 （実績）　HACCP承認施設：9施設13業種　延べ監視数：124回	・衛生管理の国際標準となっているHACCPについて、本県産加工食品の安全性向上及び製造加工施設の信頼確保を図るため、国の承認施設だけでなく全ての食品等関連施設に対する個別指導及び研修会等を開催し、HACCPの導入推進を図る。	保健福祉部	食品生活衛生課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度 取組状況（実績）	平成30年度 取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
7-1-3 生産段階における監視・指導の強化					
3	生産者に対して、農薬等の適正使用に関する助言指導など、安全な農林水産物の生産に向けた安全管理の指導を強化します。	・生産者に対して、家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理、飼養衛生管理基準や各種疾病対策等についての巡回指導等を実施した。 ・飼料製造業者・販売業者等に対して、立入調査及び収去等を実施した。（42件） ・動物用医薬品の販売業者に対して、立入検査等を実施した。（106件） ・獣医師に対して、適正な動物用医薬品使用のための情報提供等を行った。	・生産者に対して、家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理、飼養衛生管理基準や各種疾病対策等についての巡回指導等を実施する。 ・飼料製造業者・販売業者等に対して、立入調査及び収去等を実施する。 ・動物用医薬品の販売業者に対して、立入検査等を実施する。 ・獣医師に対して、適正な動物用医薬品使用のための情報提供等を行う。	農林水産部	畜産課
		・養殖水産物の安全を確保するために、内水面水産試験場実施の講習会・巡回指導を通じて、県内養殖業者に対して、水産用医薬品等が適正に使用されるよう指導を行った（巡回指導：36回、魚病診断：10回、講習会；1回・７名参加）。 ・生産段階での貝類（ムラサキイガイ）の安全性を確保するため麻痺性・下痢性貝毒の検査（4～7月、2･3月に11回）を実施し、毒化貝類の出荷を防止した（規準値超過なし）。 ・安全な水産物を出荷するため、産地市場関係者に対して、衛生管理に関する情報提供を行った （3月に、小名浜魚市場の買受人等に対して、衛生管理説明会「HACCP認証の義務化法案が本国会に」を開催・１４名参加）。	・養殖水産物の安全を確保するために、 内水面水産試験場実施の講習会・巡回指導を通じて、県内養殖業者に対し水産用医薬品等の使用が適正にされるよう指導を行う。 ・生産段階での貝類の安全性を確保するため貝毒の検査を実施し、毒化貝類の出荷を防止する。 ・安全な水産物を出荷するため、産地市場関係者に対して様々な機会を利用し、衛生管理の徹底を図る。		水産課
		・県農薬適正使用推進会議1回開催、各地方農薬適正使用推進会議7地方計8回開催した。 ・農薬危害防止講習会2回（参加者366名）開催した。 ・農薬適正使用推進のラジオ放送を１回行った。 ・各地域における研修会等での農薬適正使用推進実施状況は実施回数2573回、参加人数40975人	・農薬適正使用推進会議（県、地方）を開催する。 ・農薬危害防止講習会を開催する。 ・農薬適正使用推進のラジオ放送を行う。 ・各地域における研修会等での農薬適正使用推進を行う。		環境保全農業課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
7-1-4 製造・加工段階における監視・指導の強化					
4	食品の製造・加工施設及び大規模調理施設等に対する監視・指導を強化し、不良食品や食中毒防止対策の徹底を図ります。	・平成29年度食品衛生監視指導計画に基づき、これまでに不良食品の発生が多い業種や施設への重点的な監視指導を行った。不良食品発生時には原因の究明及び製品の自主回収や再発防止について指導を行い、食中毒発生時には被害の拡大防止のため迅速な措置を講じるとともに、再発防止について指導した。 （実績） ・食品製造施設数：9,327施設　延べ監視数：7,070回 ・食品製造施設における不良食品発生件数　29件 →　不良理由【表示違反17、異物混入7、規格基準違反4、その他1】	・平成30年度食品衛生監視指導計画に基づき、これまでの違反事例により判明した原因について、業種別、食品別に分析した結果をもとに、重点的な監視指導を実施していく。	保健福祉部	食品生活衛生課
7-1-5 流通・販売段階における監視・指導の強化					
5	卸売市場に対する検査を通じて指導を行うとともに、大規模小売店等の食品販売施設における監視・指導を強化し、食品の衛生管理の徹底を図ります。	・食品市場や大型小売店等に対し適正表示や衛生的な管理について監視指導を実施した。 【実績】市場・大型小売店等の施設数：1,336施設 延べ監視数：2,592回	・平成30年度食品衛生監視指導計画に基づき、これまでの違反事例により判明した原因について、業種別、食品別に分析した結果をもとに、重点的な監視指導を実施していく。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・卸売市場法に基づき、卸売市場の業務状況等を把握し、業務運営の適正化を図るため、県内の卸売市場５カ所に対し、検査を実施した。	・卸売市場の適切な管理を図るため、市場（複数カ所）に対して検査を実施する。	農林水産部	農産物流通課
		・流通過程における適正な表示を確保するための、生鮮食品の表示状況調査を県内６市場を対象に実施。	・市場調査を継続して実施する。		環境保全農業課
7-1-6 輸入食品に対する監視・指導の強化					
6	輸入食品の流通状況等の正確な情報収集を実施するとともに、輸入食品の流通・ 販売施設及び輸入食品を原料とする食品製造施設等の監視・指導を強化します。	・食品市場や大型小売店に対し、輸入食品の表示や衛生的な管理について監視指導を実施した。 【実績】 ・市場・大型小売店の施設数：462施設　延べ監視数：2,015回 ・輸入食品での不良食品発生件数：0件	・平成30年度食品衛生監視指導計画に基づき、これまでの違反事例により判明した原因について、業種別、食品別に分析した結果をもとに、重点的な監視指導を実施していく。	保健福祉部	食品生活衛生課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
7-1-7 食品表示の適正化の推進					
7	生産、製造・加工及び流通販売施設での食品表示の確認検査等を実施し、関係法令に基づいた適正な表示の指導を強化します。 また、研修会の開催や啓発資料等の配布により、平成27年４月から施行された食品表示法の周知徹底を図ります。	・景品表示法で、食品関係で８件対応し、３件注意（口頭）した。	・随時、県民や関係機関に景品表示法に関する情報提供を行う。また、県民や事業者からの相談等に対応し、法違反の疑いがある案件については必要な調査を行う。	生活環境部	消費生活課
		・食品製造施設、食品市場や大型小売店及び弁当屋などの施設を対象に、食品の適正表示について監視指導を実施した。 【実績】 ・食品製造施設、食品調理・販売施設等数：11,002施設 ・監視数：9,901施設 ・不適正表示の発生件数：26件　【主な内容；期限表示の誤記載、アレルゲンや添加物の不記載など】	・平成30年度食品衛生監視指導計画に基づき、これまでの違反事例により判明した原因について、業種別、食品別に分析した結果をもとに、重点的な監視指導を実施していく。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・生鮮食品241件の食品表示の確認検査を実施。 ・生鮮食品の適正表示率　92.9%。 ・研修会の開催及び外部からの依頼に基づく説明の実施により新しい制度を説明。	・生産、製造・加工及び流通販売施設を対象とした食品表示の確認検査の継続実施。 ・研修会の開催等による食品表示法の周知徹底。	農林水産部	環境保全農業課
7-1-8 食の安全を確保するための検査体制の充実					
8	食品検査施設等における検査の精度管理の徹底を図るとともに、生産、製造・加工、流通・販売段階及び学校や社会福祉施設における消費段階において、幅広く食品の検査を行い、違反食品の排除を図るなど、食品の安全性を確保します。	・学校給食用食材や学校給食1食分の放射性物質検査を実施した。（検査検体数　３，５９０検体）	・県立学校及び希望する市町村において、学校給食調理場で提供した学校給食1食分に含まれる放射性物質の検査を継続して取り組む。	教育庁	健康教育課
		・平成29年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に実施した。 なお、検査した項目と件数は以下のとおり。 【実績】 ・病原微生物・有害化学物質検査　77件 ・畜水産食品中の抗生物質検査　55件 ・農産物等の残留農薬　119件 ・食品添加物の検査　661件 ・腸管出血性大腸菌の検査　281件 ・遺伝子組換え食品の検査　10件 ・食肉衛生検査　豚牛馬等　225，702件 食鳥　4,900,242件	・平成30年度食品衛生指導監視計画に基づき、計画的な各種検査を実施する。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・県内検査機関を対象に精度管理事業を実施した。 参加機関数：延べ７２機関	・県内検査機関を対象に精度管理事業を実施する。		薬務課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
7-1-9 食品の安全に関する調査研究の推進					
9	食品の安全確保に向けた技術開発、調査研究等の推進を図ります。	・放射性物質に関する試験研究に取り組み、その結果得られた36成果を「放射線関連支援技術情報」に取りまとめ、ホームページへの掲載、農業者や関係機関・団体職員を対象とした説明会を（4回、285名）開催し、情報提供を行った。	・農業・林業・水産業それぞれの分野の試験研究機関が、放射性物質の除去技術や吸収抑制技術の開発等を行い、得られた知見や情報、対策技術を農林漁業者や関係機関・団体等へ提供します。	農林水産部	農業振興課
(2) 食の安全に関する情報共有とリスクコミュニケーションの促進					
7-2-1 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進					
10	食品による健康被害の情報や食の安全に関する検査の結果などの情報について、各種広報媒体を活用して県民へ周知するとともに、消費者及び事業者に対して食の安全に関わる講習会等を実施して、普及啓発を推進します。	・食と放射能に関する説明会を75回開催した。参加者計2617名。 ・食の安全・安心アカデミーシンポジウムを郡山市と南相馬市で開催した。参加者計575名。	・食と放射能に関する説明会を75回以上開催する。 ・食の安全・安心アカデミーシンポジウムを中通りと浜通りで開催する。	生活環境部	消費生活課
		・保健所において、食品等関係施設の営業者や従事者等を対象に講習会を実施し、食品による事故の未然防止に関する知識の普及を行った。また、新聞、テレビ、ラジオ等を通じて食中毒予防に関する啓発を行った。 (実績) ・講習会の実績 食品等関係施設：318回、11,735人 食品衛生責任者養成（再教育）：95回、3,353人 消費者：47回、1,303人 その他：19回、　989人 合計　　479回、17,380人 うち、出前講座（一般消費者等）：192回、6,095人 ・新聞、テレビ、ラジオ等による広報（食中毒予防に関するもの）：5回	・食品等事業者にとって役立つ情報の収集や、消費者の求める情報の把握に努め、引き続き、各種広報媒体による啓発及び積極的な講習会の実施を行う。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・野生きのこ・山菜に関する出荷制限情報や食中毒防止の広報を県政広報テレビ、CM、ラジオ及び定期刊行物（林業福島）で行うとともに、農林事務所広報誌やホームページへ掲載して周知を行った。	・各種広告媒体を活用して、野生きのこ・山菜に関する出荷制限情報等の周知を図り、食の安全に関する普及啓発を行う。	農林水産部	林業振興課
		・「食の祭典『おいしい　ふくしま　いただきます』フェスティバル」の開催やイベントへの出展を通して、食の安全や検査結果と周知するとともに、ホームページやメールマガジン、各種SNSを活用した情報発信を行った。	・イベントへの出展や、ホームページの更新、メールマガジンや各種SNSを活用した情報発信を通して、食の安全や検査結果等の周知を行う。	農林水産部	農林企画課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
7-2-2 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進					
11	食の安全・安心について、行政、食品関連事業者及び消費者の相互理解を図るため、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行います。	・各方部別で食品衛生懇談会を開催し、消費者、事業者及び行政の立場から食の安全・安心について意見交換会を実施した。 (実績)開催回数：5回　、参加人数：消費者29名、事業者27名	・引き続き、8月の食品衛生月間の期間中に各保健所単位で意見交換会を実施していく。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・「ふくしまから　はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動地方推進本部」において、生産者や流通業者、消費者等を参集した意見交換会を県内７地方で開催した。	・「ふくしまから　はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動地方推進本部」において、生産者や流通業者、消費者等を参集した意見交換会を県内７地方で開催する。	農林水産部	農林企画課
7-2-3 食の安全に関する県民の意見の施策への反映					
12	食の安全・安心は、行政による施策の実施だけでは達成できないことから、広く県民の意見を施策に反映させるため、ふくしま食の安全安心推進懇談会や県民からの意見提案など、県民のニーズの把握に努めます。	・食品安全確保対策の実効性ある推進を図るため、ふくしま食の安全・安心対策プログラム等に関して懇談会委員（13名）との情報及び意見の交換を行った。 (実績)開催回数：1回	・生産から流通、消費に至る食品の安全確保に関する情報及び意見の交換、検討を行い相互理解を図る懇談会を実施し、食の安全・安心の確保を推進するための施策へ反映させる。	保健福祉部	食品生活衛生課
7-2-4 食育の推進					
13	県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供する施設の増加等、食環境整備を推進します。特に学校においては、栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心とした食育の推進体制を整備するほか、食育実践サポーターの派遣等により子どもたちの学ぶ機会を推進します。	・食育指導者研修会を4月に、食環境を考える会を3地域で、指導者向け作物栽培研修を8月に実施した。 小・中学生を対象としたごはんコンテストを行い１３，６０５件の応募があった。朝食について見直そう週間運動を6月及び11月に実施し、朝食摂取率が、９６．５％（１１月）であった。	・食育の指導者育成・派遣事業（指導者研修会、栄養教諭の小・中学校訪問、高校生ための栄養教室）及び「食」体験・交流事業（ごはんコンテスト、食育推進優秀校に対する表彰）で、子どもたちの食に関する意識を高めるとともに、食習慣の改善を図る取り組みを実施する。	教育庁	健康教育課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
13	県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供する施設の増加等、食環境整備を推進します。特に学校においては、栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心とした食育の推進体制を整備するほか、食育実践サポーターの派遣等により子どもたちの学ぶ機会を推進します。	・子どもの食を考える地域ネットワーク会議 　震災後の子ども達の食関連の健康課題について、関係機関で対策を検討した。 　（実施回数）６回　延べ参加人数：１３１名 ・保育所等を対象とした食の指導者育成研修会 　震災後の子ども達の健康課題に対応するため、食育の観点から指導者を育成した。 　（実施回数）６回　延べ参加人数３３６名 ・地域の子育て食環境支援事業 　福島県栄養士会に業務委託し、子育て関係機関等における栄養・食生活指導を行い、子どもの発育・発達段階に応じた望ましい食習慣の定着と、円滑な地域の栄養指導体制の充実を図った。 　個別指導 実施回数：１５回 支援延べ人数：５３５名 　集団指導 実施回数：５９回 支援延べ人数：３１７９名	・平成３０年度も継続して次の事業を行う。 ・地域で課題及び対策について共通認識を持ち、ネットワーク体制が再構築されてきたため、肥満傾向児の割合の減少等、健康課題の改善に向けて取り組む。なお、平成３０年度は、日常的かつ健康的な食生活に重点を置き、事業を実施する。 　子どもの食を考える地域ネットワーク会議 　保育所等を対象とした食の指導者育成研修会 　地域の子育て食環境支援事業	保健福祉部	健康増進課
		・食育実践サポーターとして平成２９年度末で１９８名登録、子どもの食育に係る事業や研修会等にのべ49人派遣した。 ・ふるさとの農林漁業体験支援事業として、８団体１１事業の食育に関する体験委託事業を実施した。	・食育実践サポーター派遣事業を実施する。 ・ふるさとの農林漁業体験支援事業として、食育に関する体験委託事業を実施する。	農林水産部	農産物流通課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(3) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化					
7-3-1 関係機関の連携強化					
14	県民の健康を保護し、庁内関係部局及び県内関係自治体相互の連携を図り、食の安全・安心の確保を推進するため「ふくしま食の安全・安心推進会議」を設置して、食の安全・安心に関する施策の策定や進行管理及び普及啓発などを実施します。また、食品に関する苦情や相談等を受け付け、迅速な対応と正確な情報の提供に努めます。	・食品安全相談員を中心に食品に関する相談を407件受け付け、迅速な対応と正確な情報提供に努めた。	・食品安全相談員を中心に食品に関する相談を受け付け、迅速な対応と正確な情報提供に努める。	生活環境部	消費生活課
		・県関係課及び中核市との連携を図るためふくしま食の安全・安心推進会議を開催し、具体的行動計画であるふくしま食の安全・安心対策プログラムの当年度の成果と次年度計画について報告した。 ・なお、関係課及び出先機関とが連携することを目的に設置した「食品安全１１０番」については、消費者等から11件の苦情・相談を受け付け対応した。	・ふくしま食の安全・安心対策プログラム（第3期）が今年度からスタートすることから、各課等が実施する事業の進行管理を行い、目標達成に向けた各種事業の推進と連携強化を図っていく。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・食品に関する苦情・相談に随時対応した。（58回）	・食品表示に関する苦情・相談への丁寧な対応を行う。	農林水産部	環境保全農業課
7-3-2 国、市町村その他の関係機関との連携					
15	国、市町村その他の関係機関と連携し、積極的に情報収集、意見交換等を行うとともに迅速な危機管理対応の強化に努めます。	・国や他自治体との情報共有を密に行い、健康被害に関する情報の把握に努め、被害の拡大防止を図った。	・引き続き、国や他自治体、関係機関等との情報共有に努め、迅速な危機管理対応に努める。	保健福祉部	食品生活衛生課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(4) 食品中の放射性物質対策への取組					
7-4-1 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策					
16	食品の安全性を確保するため、生産者や製造加工者自らが放射性物質に関する理解を深め、自主的に取り組むことが必要であることから、放射性物質対策を含めた農林水産物の栽培管理に関する技術の普及、指導や加工食品の製造・加工工程における安全管理に関する監視、指導を行い、安全な食品の生産と供給に努めます。	・平成29年度食品衛生監視指導計画に基づき、これまでに不良食品の発生が多い業種施設を重点的に監視指導を行った。（監視対象施設数：67,242、監視施設数：31,537） なお、放射性物質の基準値を超過する食品は確認されなかった。	・引き続き、平成30年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的な検査の実施に努め、違反品の流通防止を図る。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うよう指導を行いました。（1,778回）	・きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うよう指導を行うことにより、安全な栽培きのこの供給に資する。	農林水産部	林業振興課
		・「ふくしま　新発売。」サイト及び「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行った。	・「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行う。		農産物流通課
		・生産者に対して放射性物質対策（家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理等）についての巡回指導等を実施した。 ・年に１回、生産者（牛飼養農家）に対して立入調査を実施し、適正な飼養状況であるか確認を行った。	・生産者に対して放射性物質対策（家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理等）についての巡回指導等を実施する。 ・年に１回、生産者（牛飼養農家）に対して立入調査を実施し、適正な飼養状況であるか確認を行う。		畜産課
7-4-2 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信					
17	食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の検査を積極的に実施して、安全な食品の出荷、流通等を図るとともに、測定結果を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。	・県立学校及び希望する市町村において、学校給食調理場で提供した学校給食1食分に含まれる放射性物質検査を実施した結果を県ホームページで公表した。（検出件数、０件）	・県立学校及び希望する市町村において、学校給食調理場で提供した学校給食1食分に含まれる放射性物質検査を継続して県ホームページで公表する。	教育庁	健康教育課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
17	食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の検査を積極的に実施して、安全な食品の出荷、流通等を図るとともに、測定結果を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。	・県内の食品加工業者が製造する加工食品の自主検査を支援するため、ハイテクプラザおよびハイテクプラザ会津若松技術支援センターにて無料で放射性物質検査を実施しました。 測定件数1,960件（基準値超過件数　０件） ・県内10商工会議所と26商工会に簡易放射性物質検査装置を配置し、県内食品加工業者のための全県的な放射性物質スクリーニング検査体制を構築した。 測定件数：2,044件(基準値超過件数　０件)	・県内の食品加工業者が製造する加工食品の自主検査を支援するため、ハイテクプラザおよびハイテクプラザ会津若松技術支援センターにて無料で放射性物質検査を実施します。 ・県内10商工会議所と26商工会に簡易放射性物質検査装置を配置し、県内食品加工業者のための全県的な放射性物質スクリーニング検査体制を構築します。	商工労働部	産業創出課
		・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により自家消費野菜、山菜、きのこ類などの検査を行い、その結果を公表した。（実施件数50,088件）	・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により自家消費野菜、山菜、きのこ類などの検査を行い、その結果を公表する。	生活環境部	消費生活課
		・平成29年度食品衛生監視指導計画に基づき検査を実施し、検査結果をホームページで公表した。なお、基準値を超過した食品は確認されなかった。 （実績）検査検体数：3,611検体	・平成30年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的な検査を実施し、検査結果をホームページに公開する。なお、基準値を超過する食品の流通が判明した場合は、迅速な調査を実施し、違反食品の流通拡大防止のための措置を講じる。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・児童養護施設等給食検査体制整備事業 実施施設　１３施設 ・保育所等給食検査体制整備事業 補助対象市町村数　３８市町村 ・障がい児施設等給食検査体制整備事業 実施施設　８施設	・児童養護施設等給食検査体制整備事業 実施施設　１３施設予定 ・保育所等給食検査体制整備事業 補助対象市町村数　３７市町村予定 ・障がい児施設等給食検査体制整備事業 実施施設　８施設予定	保健福祉部	こども・青少年政策課
		・栽培きのこ、野生きのこ・山菜、樹実類等63品目1702件のモニタリング検査を実施した。	・栽培きのこ、野生きのこ・山菜、樹実類等のモニタリング検査を実施する。 ・「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行う。	農林水産部	林業振興課
		・「ふくしま　新発売。」サイト及び「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行った。	・「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行う。	農林水産部	農産物流通課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
17	食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の検査を積極的に実施して、安全な食品の出荷、流通等を図るとともに、測定結果を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。	・食肉（牛肉・豚肉・鶏肉・馬肉）・鶏卵・原乳・はちみつ・飼料作物については、品目別試料採取基準等に定める方法により、放射性物質の検査を実施し、基準値（もしくは、暫定許容値）以下であることを確認。分析結果は迅速に公表した。	・食肉（牛肉・豚肉・鶏肉・馬肉）・鶏卵・原乳・はちみつ・飼料作物については、品目別試料採取基準等に定める方法により、放射性物質の検査を実施し、基準値（もしくは、暫定許容値）以下であることを確認。分析結果は迅速に公表する。	農林水産部	畜産課
		・市場等へ出荷される前の農林水産物の放射性物質検査を実施し、その結果を生産者、消費者及び流通業者等に対して速やかに周知した。 米の全量全袋検査件数　9,924,917点　基準値（100Bq/kg）超過　0％ モニタリング検査点数：19,545点（うち基準値超過点数：10点[0.05％]）	・引き続き、市場等へ出荷される前の農林水産物の放射性物質検査を実施し、その結果を生産者、消費者及び流通業者等に対して速やかに周知。	農林水産部	環境保全農業課
		・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により自家消費野菜　等の食品の検査を行い、その結果を公表した。（実施件数50,088件）	・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により自家消費野菜等の食品の検査を行い、その結果を公表する。	生活環境部	消費生活課
7-4-3 飲料水の放射性物質検査と測定結果の情報発信					
18	水道水や飲用井戸水等の放射性物質検査を積極的に実施するとともに、測定結果を迅速に情報発信して、飲用水の安全と安心を確保します。	・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により井戸水等の検査を行い、その結果を公表した。（実施件数1,354件）	・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により井戸水等の検査を行い、その結果を公表する。	生活環境部	消費生活課
		・県内の水道水及び井戸水等の定期的な放射性物質のモニタリングを行い、ホームページに公表した。 （実績）水道水　11,990件、飲用井戸等　1,166件	・県内の水道水及び井戸水等の定期的な放射性物質のモニタリングを行い、ホームページに公表する。	保健福祉部	食品生活衛生課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
7-4-4 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進					
19	放射性物質対策に関する最新情報を提供し、放射性物質についての正確な知識の普及を図り、放射性物質に関する県民の疑問や不安解消を図るとともに、今後はさらに県民が自ら判断する力を持つことができるような機会を設けるなど努めます。	・食と放射能に関する説明会を75回開催した。加者計2617名。 ・食の安全・安心アカデミーシンポジウムを郡山市と南相馬市で開催した。参加者計575名。	・食と放射能に関する説明会を75回以上開催する。 ・食の安全・安心アカデミーシンポジウムを中通りと浜通りで開催する。	生活環境部	消費生活課
		・検査結果をホームページに公開するとともに、食品事業者及び消費者に対する衛生講習会を実施し、検査結果や本県の取組状況を説明した。（実施回数：479回、受講者数：17，380名）	・引き続き、検査結果をホームページに公開するとともに、食品事業者及び消費者に対する衛生講習会を実施し、分かりやすい情報提供に努める。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・県内434カ所の直売所等に対し、野生きのこ・山菜に関する出荷制限の情報提供及びホームページに掲載し県民に対する周知を行った。	・県内直売所等に対して、野生きのこ・山菜に関する出荷制限の情報提供及びホームページによる県民に対する周知を行う。	農林水産部	林業振興課
		・「ふくしま　新発売。」サイト及び「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行った。	・「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行う。		農産物流通課
7-4-5 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進					
20	食の安全・安心を確保するため、食品中の放射性物質の除去や低減等の技術開発、調査研究等の推進を図ります。	・加工食品の放射性物質検査について、水戻しを要する加工食品の検査手法は、国から検査法が示されていない食品があることから、正確な検査結果を求める必要性があるため、加工食品の水戻しに関する検査方法について研究を行いました。	・加工食品の放射性物質検査について、水戻しを要する加工食品の検査手法は、ほぼ全ての食品について検討を行ったことから、本事業は昨年度までをもって終了とする。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・放射性物質に関する試験研究に取り組み、その結果得られた36成果を「放射線関連支援技術情報」に取りまとめ、ホームページへの掲載、農業者や関係機関・団体職員を対象とした説明会を開催し、情報提供を行った。	・農業・林業・水産業それぞれの分野の試験研究機関が、放射性物質の除去技術や吸収抑制技術の開発等を行い、得られた知見や情報、対策技術を農林漁業者や関係機関・団体等へ提供します。	農林水産部	農業振興課

８ 生活環境の保全

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 環境の状況の監視及び調査					
8-1-1 環境モニタリングの充実強化					
1	工場や事業場に対して汚染物質等の排出基準等の遵守を指導するとともに、環境モニタリングの充実強化を図り、環境基準の超過が見られた場合は、詳細調査などによる原因究明や事業者への改善対策の指導など、迅速かつ的確な措置を講じます。	・大気発生源調査実績１５７件、水質発生源調査実績４２８件、汚染物質の排出（流出）による環境基準超過事例は確認されなかった。	・大気発生源調査、水質発生源調査を実施し、工場、事業場に対する指導を行う。	生活環境部	水・大気環境課
8-1-2 調査結果の維持管理・指導への反映					
2	一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場からの放流水等の調査結果については、立入調査による排水処理施設の稼働状況等を踏まえて、適正な維持管理が図られるように役立てるとともに、過去の調査結果から検査対象物質の検出項目数が多い施設及び濃度が相対的に高い施設について、重点的に排出状況等の経年的な変化を調査し、その結果をもとに削減対策や埋立処分の方法、排水処理などの指導を行います。	・一般廃棄物最終処分場放流水１９検体、周縁地下水４検体、産業廃棄物最終処分場放流水等６６検体、周縁地下水３５検体、その他必要と認める調査を２２８件行った。 基準超過が２件あり、指導を行った。	・一般廃棄物最終処分場放流水　　１９検体、周縁地下水　４検体、産業廃棄物最終処分場放流水等４９検体、周縁地下水２０検体、その他必要と認める調査を行う。	生活環境部	一般廃棄物課、産業廃棄物課
8-1-3 産業廃棄物の安全性確認					
3	産業廃棄物の再利用や埋立物については、ダイオキシン類等有害物質による環境への影響の有無など安全性の確認を継続して実施します。	・再生利用物３検体、最終処分場への埋立物８検体を調査した。基準超過なし。	・再生利用物５検体、最終処分場への埋立物１３検体を調査する。	生活環境部	産業廃棄物課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
8-1-4 総合的な不法投棄防止対策事業の実施					
4	「廃棄物の不法投棄は絶対にさせない、許さない」という地域住民の意識醸成と地域住民による日常的な監視体制づくりを支援するなど、総合的な不法投棄防止対策事業を実施し、不法投棄の根絶を目指します。	・産廃車両指導検査時や街頭啓発時等にパンフレット及び啓発グッズを配布し、住民の方の意識醸成を図った。監視体制づくりの支援については、５住民団体に対して支援を行った。	・産廃車両指導検査時や街頭啓発時等にパンフレット及び啓発グッズを配布し、住民の方の意識醸成を図る。監視体制づくりの支援について、６住民団体への支援を行う予定。	生活環境部	産業廃棄物課
8-1-5 不法投棄広域化への対応					
5	産廃スクラム（関東及びその近県の都県市で構成する協議会）への参加等、広域連携を推進し、構成自治体と日頃から情報を共有するとともに、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を連携して実施するなど、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止や不適正処理発生後の迅速な対応に努めます。	・産廃スクラムや南東北不法投棄担当者会議等へ参加し、他県との情報共有を図った。郡山市、いわき市合同の産業廃棄物収集運搬車両一斉路上調査や山形県、宮城県合同の県境一斉パトロール等を実施した。	・産廃スクラムや南東北不法投棄担当者会議等へ参加し、他県との情報共有を図る。福島市、郡山市、いわき市合同の産業廃棄物収集運搬車両一斉路上調査や山形県、宮城県合同の県境一斉パトロール等を実施する。	生活環境部	産業廃棄物課
(2) 生活環境の保全に関する周知啓発					
8-2-1 水・大気環境に関する普及啓発					
6	県民に対する生活排水の適正処理、低公害車の普及など環境に配慮した取組、事業者に対する環境負荷低減の取組の周知啓発を進めるとともに、大気環境や水環境等の監視結果などを公表し、環境保全への自主的かつ積極的な取組を促進します。	・平成２８年度の環境等測定調査結果の公表を実施した。 （大気環境基準達成率７４．４%、水質環境基準達成率９３．２%）	・平成２９年度の環境等測定調査結果の公表を実施予定。	生活環境部	水・大気環境課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
8-2-2 住宅・建築物に関する普及啓発					
7	住宅におけるアスベスト対策やホルムアルデヒド等によるシックハウス対策について、県民からの住宅相談に応じるとともに、住宅・建築物における吹付けアスベスト対策のための各種補助制度の活用の普及に努めます。	各建設事務所の窓口にて随時相談対応を行うとともに、市町村と連携しながら各種補助制度の活用について普及に努めた。	引き続き、各建設事務所の窓口にて随時相談対応を行うとともに、市町村及び関係団体で構成する福島県アスベスト対策に係る連絡会議を通じ、各種補助制度の活用について普及啓発を図る。	土木部	建築指導課
8-2-3 不法投棄防止意識の普及啓発					
8	不法投棄防止強調月間（6月・9月）に新聞、ラジオ等の広報媒体を活用した広報活動や産業廃棄物運搬車両指導検査などを集中的に実施するとともに、ホームページや啓発パンフレットを通した広報を日常的に行うほか、地域活動団体等が行う意識啓発活動を支援するなど、県民に対する不法投棄防止意識の普及啓発に努めます。	・不法投棄強調月間には、新聞、ラジオを利用した広報活動を実施するとともに、産廃車両指導検査時や街頭啓発時等にパンフレット及び啓発グッズを配布し、住民の方の意識醸成を図った。地域活動団体の啓発活動支援については、５住民団体に対して支援を行った。	・不法投棄強調月間には、新聞、ラジオを利用した広報活動を実施するとともに、産廃車両指導検査時や街頭啓発時等にパンフレット及び啓発グッズを配布する。地域活動団体の啓発活動支援については、６住民団体に対して支援を行う予定。	生活環境部	産業廃棄物課
8-2-4フロン類の排出抑制、回収義務の浸透					
9	業務用エアコンや冷凍機器などについては、機器の適正な管理を行うとともに、廃棄時において冷媒用フロンが、適正に回収されるよう関係事業者に対する普及啓発に努めます。	・テレビによるスポット放送、ふくしまFMによる広報により、業務用機器の適正管理、フロンの適正回収について普及啓発を行った。また、フロン類充填回収業者等に対する立入調査を７７件実施し、指導を行った。	・テレビによるスポット放送、ふくしまFMによる広報等により普及啓発を行うとともに、フロン類充填回収業者等に対する立入調査を実施する予定。	生活環境部	水・大気環境課
(3) リスクコミュニケーションの推進					
8-3-1 リスクコミュニケーションの普及拡大					
10	工場・事業場に対し、情報共有と信頼関係醸成のため、自らが積極的に地域住民等とリスクコミュニケーションを行っていくよう各種誘導施策を実施します。	・化学物質適正管理にかかるリスコミ推進のためのセミナー開催、事例発表・交流会の開催、企業アンケート調査、企業・工業団地訪問を実施し、工場・事業場におけるリスクコミュニケーション実施の普及促進を行った。（セミナー１回（受講者数79名（企業68名、自治体11名））、事例発表・交流会１回（参加者数17名）、企業・工業団地訪問2回）	・今後とも、化学物質適正管理にかかるリスコミ推進のためのセミナー開催、事例発表・交流会の開催、企業アンケート調査、企業・工業団地訪問を実施する予定。	生活環境部	水・大気環境課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(4) 工場、事業場及び廃棄物処理施設における安全確保対策					
8-4-1環境汚染防止対策及び再発防止対策					
11	工場、事業場及び廃棄物処理施設での環境汚染防止対策を促進するとともに、事業者に対して事故発生時における被害の拡大防止や徹底した原因究明、再発防止対策の確立を指導します。	・水質関係事故発生のあった５０事業所に対して、被害拡大防止、原因究明、再発防止を指導した。大気・化学物質関係の事故発生のあった３事業所に対して、被害拡大防止、原因究明、再発防止を指導した。	・水質、大気・化学物質関係の事故発生時には、事業所に対して、被害拡大防止、原因究明、再発防止を指導する。	生活環境部	水・大気環境課
		・廃棄物処理施設６施設において事故が発生したが、その都度事業者に対して事故発生時における被害の拡大防止や徹底した原因究明、再発防止対策の確立を指導した。	・事故が発生した際は、その都度事業者に対して事故発生時における被害の拡大防止や徹底した原因究明、再発防止対策の確立を指導する。		一般廃棄物課、産業廃棄物課
(5) 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復					
8-5-1環境放射線モニタリングの実施					
12	県、国、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壌、野生鳥獣等）の放射性物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施し、その結果を迅速かつ分かりやすく公表します。 また、公表の方法を工夫するほか、県内だけでなく県外へも情報発信していきます。	野生鳥獣においては、イノシシほか７種の肉２７７検体の放射性物質検査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表している。なお、２７７検体のうち７４検体が１００Bq／ｋｇを超過した。 河川においては、県内９６地点でトリチウムの放射性物質調査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表している。調査結果は原子力発電所事故前と比較して「同程度」でした。 地下水は県内２７地点、水浴場は県内２８地点、港湾・海面漁場において海水は３４地点、海底土は４２地点で放射性物質調査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表している。なお、放射性セシウムは地下水と水浴場はすべての地点で不検出、港湾・海面漁場において海水はすべての地点で不検出、海底土は最大６５３Bq／ｋｇであった。	野生鳥獣においてはイノシシほか７種の肉で総計４０２検体の放射性物質検査を予定しており、その結果は速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表する。 河川においては、県内９６地点のトリチウムの放射性物質調査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表する。 地下水は県内２６地点、水浴場は県内２８地点、港湾・海面漁場において、海水は２３地点、海底土は４２地点で放射性物質調査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表する。	生活環境部、危機管理部	自然保護課、放射線監視室

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
8-5-2 除染等の推進					
13	市町村や国、専門機関等との連携の下、総力を結集し一体となって必要な除染に取り組み、人材育成、技術的支援、住民理解の促進など総合的な施策を展開していきます。 市町村と連携しながら現地調査を実施し、取組・進捗状況の確認とともに仮置場の適正管理に係る技術指針の改定を行うなど、今後とも、市町村の課題を丁寧に把握しながら、きめ細かな対応を行い、迅速かつ確実な推進に取り組みます。 なお、国に対して、必要な除染の確実な実施と予算の確保について、引き続き求めていきます。 また、中間貯蔵施設の整備について、地権者説明の促進を図るため、国へ職員を派遣するとともに、輸送ルート等に関する調整など、国、市町村等関係機関と連携して取り組んでいきます。 さらに、国、県、大熊町・双葉町との間で結んだ安全協定に基づき、施設や輸送時における現地確認等を行い、中間貯蔵施設事業における安全・安心を確保していきます。	・除染業務講習会を８回（延べ受講者321名）開催した。 ・業務従事者コース４回　（受講者148名） ・現場監督者コース２回　（受講者77名） ・業務管理者コース２回　（受講者96名） ・除染技術の実証試験を３件実施した。 ・除染に関するリスクコミュニケーションセミナーを１回（参加者93名）開催した。 ・仮置場等技術指針（第５版）の改訂を実施した。 ・国直轄除染地域における現地調査を２９回実施した。 ・国への要望活動を６月、８月に実施した。	・除染業務講習会や除染に関するリスクコミュニケーションセミナーの開催、仮置場等技術指針の改訂、国直轄除染地域における現地調査や国への要望活動を実施。	生活環境部	除染対策課
		・中間貯蔵施設については、用地の取得面積は、平成30年3月末現在で約874ｈａ（全体約1,600ha）、除去土壌等の輸送量は累計で約76万㎥となり、平成29年10月から土壌貯蔵施設の運用が開始されたところ。地権者説明の促進を図るため、国へ職員を派遣するとともに、輸送ルート等について、国、市町村等関係機関との協議・調整を進めた。さらに、施設整備や輸送が安全・確実に実施されるよう、安全協定に基づき、現地の状況確認やモニタリングなどを実施した。	・中間貯蔵施設の整備について、引き続き、国に対して地権者への丁寧な説明と寄り添った対応を求めるとともに、事業が安全・確実に実施されるよう、安全協定に基づく状況確認などにより、国の取組をしっかり確認していく。		中間貯蔵施設等対策室

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
8-5-3 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進					
14	焼却灰や下水汚泥などの汚染廃棄物の処理が円滑に進むよう、住民の不安払拭に取り組んでいきます。 また、指定廃棄物*1については、国が処理するまでの間、排出事業者等が適正に保管を行うよう指導・助言を行っていきます。 さらに、国が実施する既存管理型処分場を活用した特定廃棄物*2の埋立処分事業について、施設や輸送時における現地確認等により安全・安心の確保を確保していきます。 また、災害廃棄物の適正な一時保管・処理方法の周知のため、専門家派遣や処理施設の立入調査を行うほか、既存処理施設の活用に向けた住民理解の促進に努めます。	・県内16市町村等における一般廃棄物処理施設計36施設の空間線量率、排ガス及び放流水の放射性物質濃度のモニタリング結果をとりまとめてＨＰにて公表した。	・県内における一般廃棄物処理施設の放射性物質モニタリング調査結果（県内16市町村等における一般廃棄物処理施設計36施設の空間線量率、排ガス及び放流水の放射性物質濃度）をとりまとめてＨＰにて公表する。	**生活環境部**	**一般廃棄物課**
		・避難地域１２市町村の住民や事業者を対象に、廃棄物など身の回りのものへの放射線不安に対する相談窓口を設置し、２２５件の相談を受けた。	・引き続き、避難地域１２市町村の住民や事業者を対象に、廃棄物など身の回りのものへの放射線不安に対する相談窓口を設置する。		産業廃棄物課
		・特定廃棄物の埋立処分事業については、国の特定廃棄物埋立処分施設への搬入及び埋立処分が平成29年11月より開始された。輸送が安全・確実に実施されるよう、安全協定に基づき、現地において状況確認を行った。	・特定廃棄物の埋立処分事業について、引き続き、国に対して地元への丁寧な説明と寄り添った対応を求めるとともに、安全協定に基づく状況確認など安全・安心の確保を始め、国の取組をしっかり確認していく。		中間貯蔵施設等対策室
8-5-4 発達段階に応じた「放射線教育の推進」					
15	放射線教育を中核として、防災教育や道徳教育、人権教育、健康教育、キャリア教育、エネルギー教育等との関連を図った「ふくしま」ならではのカリキュラムの構築を図っていきます。	・地区別研究協議会の開催（県内全７地区、公立小中学校代表の悉皆） ・「放射線教育・防災教育フォーラム」の開催による実践の発信を行った。 ・「放射線教育・防災教育実践事例パンフレット」を３２，０００枚作成し、県内小・中・高・特別支援学校の全教職員へ配布した。	・地区別研究協議会を開催する（県内全７地区、公立小中学校代表の悉皆）。 ・放射線教育・防災教育の授業公開を行う（県内７地区における実践協力校）。 ・「放射線教育・防災教育実践事例集」を作成し、県内小・中・高・特別支援学校へ配布する。	教育庁	義務教育課

９ 消費者の安全確保の推進

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度 取組状況(実績)	平成30年度 取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 自立した消費者の育成					
9-1-1 消費者への情報提供					
1	県消費生活センターの展示機能の充実を図るとともに、「ふくしまくらしの情報」の発行やホームページによる情報発信等を通じ、県民が合理的な消費行動を行うために必要な情報の提供を行います。	・県消費生活センター展示ホールに消費生活に関する展示を行った。また、「ふくしまくらしの情報」を4回発行、配布し、ホームページにも公開した。発行部数400,000部（100,000部×4回）	・今後も県消費生活センター展示ホールに消費生活に関する展示を行うとともに「ふくしまくらしの情報」を4回発行し、ホームページにも公開する。	生活環境部	消費生活課
9-1-2 世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施					
2	消費者の情報収集能力には世代ごとに大きな差があり、また、必要となる情報も異なります。このため、出前講座の実施や各種資料を活用し、世代や生活環境等に応じたきめ細かい消費者教育及び啓発を行います。	・各種団体からの要請により講師を派遣し、消費生活に関する出前講座を実施した。（実施回数44回、参加者数1,396人）	・今後も各種団体からの要請により講師を派遣し、消費生活に関する出前講座を実施する。	生活環境部	消費生活課
9-1-3 情報活用能力の向上					
3	個人情報の漏えいや各種詐欺等、違法・有害情報の被害に遭わないよう、また、アプリを使用することによる事件・事故、モラル違反を避けるため、県、市町村、関係機関連携の下、県民を対象としたセミナーなどにおいて啓発活動や注意喚起を行うとともに、児童生徒や保護者、青少年に対しては、各種機会を捉えながら情報活用能力の向上のための指導及び啓発を行います。	・ふくしまICT利活用推進協議会にて以下の事業を実施した。 1 情報通信月間特別講演 開催日：6/8 参加者：125名 2 情報リテラシー向上事業 三春町：11/16-17,22 参加者30名 金山町：12/26 参加者 6名 川俣町：1/28 参加者19名 川俣町：2/17 参加者 10名 福島市：3/2 参加者 30名 3 地域情報化活動助成事業 ・助成先：公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構 参加者 136名 ・助成先：福島県社会保険労務士会 参加者 25名 4 ふくしまICT未来フェア2017 開催日：11/7 参加者：896名	・ふくしまICT利活用推進協議会にて以下の事業を実施予定 1 情報通信月間特別講演会 福島市 6/8（予定） 2 情報リテラシー向上事業 3 地域情報化活動助成事業 4 ふくしまICT未来フェア 福島市 11/14（予定）	企画調整部	情報政策課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
3	個人情報の漏えいや各種詐欺等、違法・有害情報の被害に遭わないよう、また、アプリを使用することによる事件・事故、モラル違反を避けるため、県、市町村、関係機関連携の下、県民を対象としたセミナーなどにおいて啓発活動や注意喚起を行うとともに、児童生徒や保護者、青少年に対しては、各種機会を捉えながら情報活用能力の向上のための指導及び啓発を行います。	・県内の８４の高校を対象に、情報モラル講演会、クラス討論会を開催し、情報モラル教育の徹底を図った。	・事業予定なし。福島県生活指導協議会や学校訪問を通じて、情報モラル教育の徹底について、指導していく。	教育庁	高校教育課
		・「ふくしま高校生スマホサミット」を開催した。 「高校生スマホワークショップ」で取りまとめたICT機器の利用に関する「ふくしま高校生スマホ宣言」を発表 参加者　約300名（うち生徒95名）	・事業予定なし。	保健福祉部 教育庁	こども・青少年政策課 高校教育課
		・街頭啓発を実施 フィルタリングの設定を呼びかけるパンフレット（３２０部）を配布した。	・街頭啓発を実施予定 フィルタリングの設定を呼びかけるパンフレットを配布。	保健福祉部	こども・青少年政策課
9-1-4 消費者団体の育成					
4	消費者団体に対する情報提供や県消費生活センターにおける活動スペースの提供を行うなど、自主的な活動を支援します。	・「ふくしまくらしの情報」を送付するなど、情報提供を行った。また、消費生活センターの研修室等について消費者団体の活動の用に供するなど支援を行った。	・今後とも「ふくしまくらしの情報」を送付するなど、情報提供を行うとともに消費生活センターの研修室等について消費者団体の活動の用に供するなど支援を行う。	生活環境部	消費生活課
9-1-5 薬物乱用防止の普及啓発					
5	危険ドラッグの乱用による健康被害の恐ろしさや、覚醒剤等の違法薬物による社会的な弊害など正しい知識を広く県民に対して啓発を行います。若年層に対しては、街頭キャンペーンや薬物乱用防止教室により啓発を行います。	・薬物乱用防止教室を実施した。 ・派遣学校数　　237校（小・中・高校・大学） ・受講生徒数　　22,761人 ・「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動626ヤング街頭キャンペーンを開催した。 ・県内16市町村、18ヶ所で開催 ・参加人数　1,237人 ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施した。 ・広報媒体（ポスター797枚、リーフレット1830部）による啓発 ・地域の祭礼等に合わせて、街頭啓発活動を実施	・薬物乱用防止教室を実施する。 ・「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動626ヤング街頭キャンペーンを開催する。 ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施する。	保健福祉部	薬務課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
9-1-6 計量に関する知識の普及啓発					
6	県民が容易に理解し自ら判断できるよう、計量に関するホームページの内容を充実するとともに、イベントへの出展や消費者等支援事業等を実施し、計量に関する知識や計量制度の普及啓発を行います。	1　ホームページの内容充実を図った。 ・当所の事業を紹介するとともに、計量に関する知識や制度等を分かりやすく情報提供し、理解の促進を図った。（更新回数24回：主任計量者関係（6回）、定期検査関係（6回）、普及啓発（6回）、商品量目（3回）、その他（3回）） ２　計量に関する普及啓発を行った。 ・親子計量体験教室 7/1（土）13:30～15:30 （福島市市民会館：参加者6組15名） 7/8（土）13:30～15:30 （郡山市総合福祉センター：参加者7組21名） ・計量出前教室 平成２９年６月～平成３０年２月（実績：学校数19校、回数40回、人数938名） ３　イベントに参加した。 ・計量記念日街頭啓発（平成２９年１０月２５日（水）：福島駅前） ・福島市計量記念日事業「計量ひろば」後援	1　ホームページの内容充実を図る。 ・ 年号表記の変更に関する広報 2　計量に関する普及啓発を行う。 ・　親子計量体験教室 7～8月 ・計量出前教室 5～2月 ・消費者等支援事業 7月 3　イベントに参加する。 ・いわき計測展（11月8～９日）の出展	商工労働部	商工総務課
(2) 消費者被害の救済					
9-2-1 県消費生活センターの相談対応機能強化					
7	県消費生活センターの相談時間を拡大するとともに、第4日曜日の無料法律相談のほか、平成28年6月より第4日曜日の電話相談の実施等に努め、消費者トラブルを抱える県民の利便性向上を図ります。	・相談時間の拡大 平日9:00～17:00の相談時間を9:00～18:30まで拡大して運用した。（相談件数493件） 第４日曜日9:00～16:30まで、電話相談を実施した。（相談件数49件） ・日曜無料法律相談の実施 第４日曜日に司法書士による無料法律相談を９回実施した。（相談件数20件）	・相談時間の拡大 平日9:00～17:00の相談時間を9:00～18:30まで拡大して運用する。 第４日曜日9:00～16:30まで、電話相談を実施する。 ・日曜無料法律相談の実施 第４日曜日に司法書士による無料法律相談を１２回実施する。	生活環境部	消費生活課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
9-2-2 市町村相談窓口の充実等の支援					
8	最も身近な行政機関である市町村において消費者トラブルに関する相談が適切に行われるよう、市町村の消費生活センターの設置や相談窓口の充実強化に向けた取組への支援を行います。 また、すでに設置されている市町村の消費生活センターの間で被害情報の共有を行うなど、連携強化に努めます。	・市町村における消費生活相談員のレベルアップ支援 　県消費生活センターの相談員による市町村への巡回訪問指導を５市２町５２回実施した。 　県消費生活センターにおける、市町村の消費生活相談員の受け入れ研修を延べ３８日実施した。 ・市町村における消費生活相談体制強化 　関係自治体に対する生活相談体制強化の働きかけによって、消費生活相談員を配置する市町村数が平成２９年度中に２２から３１まで拡大した。 　財政支援を実施した。　31市町村、81,740千円。	・市町村における消費生活相談員のレベルアップ支援 　県消費生活センターの相談員による市町村への巡回訪問指導を５市２町５４回実施する。 　県消費生活センターにおける、市町村の消費生活相談員の受け入れ研修を随時、実施する。 ・市町村における消費生活相談体制強化 　関係自治体に対する生活相談体制強化の働きかけていく。 　財政支援を実施する。	生活環境部	消費生活課
9-2-3 多重債務者対策の実施					
9	多重債務者対策については無料法律相談を実施するとともに、多重債務者対策協議会等で、市町村や庁内外の関係機関等との連携の下、効果的な推進方策を検討します。	・無料法律相談 　県消費生活センターにおける、弁護士及び司法書士による無料法律相談を４８回実施した。 　県消費生活センターにおける、ファイナンシャルプランナーによる無料生活再建相談を１２回実施した。 　県中、県南、会津地方振興局における、弁護士による無料法律相談を１８回実施した。（相談件数計166件） ・多重債務者対策協議会 　平成２９年１２月に書面による情報交換を実施した。	・無料法律相談 　県消費生活センターにおける、弁護士及び司法書士による無料法律相談を４８回実施する。 　県消費生活センターにおける、ファイナンシャルプランナーによる無料生活再建相談を１２回実施する。 　県中、県南、会津地方振興局における、弁護士による無料法律相談を１８回実施する。 ・多重債務者対策協議会 　年１回、書面による情報交換を実施する。	生活環境部	消費生活課
9-2-4 製品事故の原因調査					
10	消費者から寄せられた消費生活用製品の事故相談や情報に基づき、国民生活センター等と連携し事故の原因究明に努めます。	・不都合のある商品に関して、消費者からの依頼に従って、県消費生活センターより国民生活センターに商品テストを３回依頼し、原因究明に努めた。	・不都合のある商品に関して、消費者からの依頼に従って、県消費生活センターより国民生活センターに商品テストを依頼し、原因究明に努める。	生活環境部	消費生活課
9-2-5 医薬品に関する正しい知識の普及啓発					
11	医薬品に関する正しい知識の普及啓発及び健康被害防止のため、医薬品等の苦情相談を実施します。	・県民を対象とした薬の知識に関する出前講座を実施 　　実施回数：１２回 　　参加者数：５０３名 ・医薬品等の苦情相談室の設置 　　処理件数：54件 　　相談内容：主に医療用医薬品や健康食品の相談	・県民を対象とした薬の知識に関する出前講座を実施する。 ・医薬品等の苦情相談を継続して実施する。	保健福祉部	薬務課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(3) 事業者及び事業者団体への監視及び指導					
9-3-1 違反事業者への指導・勧告					
12	必要に応じ事業者が守るべき基準を設定するとともに、基準や法律等に違反する事業者に対して、是正に向けた指導や勧告を行います。また、不当な取引を行う悪質事業者に対しては、消費者等からの情報を基に業務停止命令等の処分を迅速に行います。	・景品表示法関連で11件調査を行い、うち4件に口頭による注意をした。 ・特定商取引法関連で4件調査を行い、うち1件に口頭による指導をした。	・随時、基準や法律等に違反する事業者に関する情報収集や調査を行い、必要に応じて事業者に対し、是正に向けた指導や勧告、業務停止命令等の処分を迅速に行う。	生活環境部	消費生活課
9-3-2 国、他の都道府県、市町村との連携					
13	国及び他の都道府県との情報共有を推進するとともに、市町村窓口との連携強化を行うことにより悪質事業者の早期実態把握に努めます。	・特定商取引法関連で、群馬県及び茨城県と合同調査を実施すると共に、国と情報共有をした。 ・市町村に対して、消費者関連法や事業者に関する情報提供をした。	・国と他の都道府県と情報共有や、市町村への情報提供を行う。	生活環境部	消費生活課
9-3-3 事業者団体との連携					
14	事業者団体との意見交換の場を確保し、各業界の情報把握に努めるとともに、関連事業者団体を通じた要請を行うことにより、県民の消費生活の安定及び向上に向けた業界全体の取組を促進します。	・H29.10.12福島県食肉公正取引協議会主催の講習会に講師として参加。 ・H29.10.24（公社）全国家庭電気製品公取協主催の家電製品の不当表示防止に係る店頭調査に参加。 ・H30.2.14（一社）日本電化協会主催の消費者懇談会に参加し意見交換。	・事業者団体との意見交換や、関連事業者団体を通じた要請を行う。	生活環境部	消費生活課
9-3-4 健康食品等による健康被害防止					
15	県民に対して健康食品等をインターネット等により安易に個人輸入することの危険性について注意喚起を行います。 健康食品等の買い上げ検査により医薬品成分が検出された場合は、販売業者に対して販売・広告中止及び回収等の指示を行います。	・医薬品等の苦情相談室の設置し、随時相談を応需した。 　処理件数：54件 ・健康食品等の買い上げ検査を行った。 　買い上げ数：2個（現在検査中）	・医薬品等の苦情相談室を設置し、随時相談を応需しながら消費者教育を実施する。 ・健康食品等の買い上げ検査を実施する。	保健福祉部	薬務課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
9-3-5 適正計量の徹底に向けた関係事業者への監視指導					
16	適正な計量の実施の確保と消費者保護の観点から、特定計量器使用事業者及び特定商品販売事業者への立入検査を実施するなど、関係事業者に対する監視指導の強化に努めます。	・計量関係事業者２８事業所、特定計量器使用事業者６５事業所、特定商品販売事業者１７事業所への立入検査を実施し、不適正事項が認められた事業所に対し改善指導等を行った。	・過去の立入検査で改善指導をした事業者への立入検査を優先的に実施し、不適正再発防止についての指導強化に努める。	商工労働部	商工総務課
9-3-6 貸金業者に関する苦情相談等への対応					
17	苦情や相談等により問題があると考えられる貸金業者に対しては、資金需要者保護の観点から随時立入検査を実施し、違法行為や重大な問題が判明した場合は、法に基づき適正に対応します。	・消費者等からの苦情・相談が発生しなかったため、それに伴う立ち入り検査も実施しなかった。	・苦情や相談等により問題があると考えられる貸金業者に対しては、資金需要者保護の観点から随時立入検査を実施し、違法行為や重大な問題が判明した場合は、法に基づき適正に対応します。	商工労働部	経営金融課

10 犯罪被害者等支援の推進

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度 取組状況(実績)	平成30年度 取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
(1) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進					
10-1-1 犯罪被害者等支援団体の活動促進					
1	（公社）ふくしま被害者支援センターは、被害者等に対する電話及び面接相談、物品の供与又は貸与、付き添い支援などの役務の提供、犯罪被害者等給付金の裁定申請補助等のほか、犯罪被害者等支援の必要性・重要性に関する広報及び啓発事業等を実施しています。その円滑な活動を促進するため、各種援助を行います。	・ふくしま被害者支援センターと共催で、中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ授業」及び県民を対象とした「支援の輪を広げるつどい」を開催した。さらに、相談業務・相談支援研修業務・広報活動業務について、県警察からふくしま被害者支援センターに業務委託するなど、財政的援助を図るとともに、適正な運営管理がなされているかを検証するため、立入検査を実施し改善指導等を行った。【3,295千円】	・昨年度に引き続き、相談業務・相談支援研修業務・広報活動業務について、ふくしま被害者支援センターに業務委託するなど、財政的援助を図る予定。【4,867千円】	警察本部	県民サービス課
(2) 国、市町村その他の関係機関等との連携による支援					
10-2-1 総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の推進					
2	国、県、市町村、警察、関係機関等が緊密な連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定や計画・指針等の策定を支援します。	・平成29年11月25日、犯罪被害者支援イベント「支援の輪を広げるつどい」において、全国被害者支援ネットワーク理事長の基調講演を行い、被害者遺族の心情や各種支援施策の必要性についての理解を深めた。	・昨年度に引き続き、同イベントを開催する予定。	警察本部	県民サービス課
		・犯罪被害者等支援の情報について随時市町村等へ情報提供するとともに、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会等を開催し、講義やグループワークを通じて被害者支援の意識の醸成を図った。	・市町村や関係機関と犯罪被害者等支援の情報について随時情報を共有するとともに、研修会等の機会を通じて意見を交換し、連携を図る。	生活環境部	男女共生課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
10-2-2 関係団体等の連携による支援体制の充実					
3	福島県被害者等支援連絡協議会及び各被害者等支援地域ネットワークの各会員相互連携による、各種支援活動や広報啓発活動が円滑に行われるよう支援します。 また、「犯罪被害者支援ハンドブック」を活用しながら、市町村、既存の民間団体、その他の関係機関団体と連携して犯罪被害者等の支援体制の充実に努めます。	・平成29年６月12日、杉妻会館において福島県被害者等支援連絡協議会を開催し、会員102名が参加し、議案審議のほか、犯罪被害者遺族の講演を聴講するなど、犯罪被害者遺族の置かれた立場や心情を理解するとともに、会員相互の連携を図った。さらに、県内14の地域ネットワークにおいて総会を開催し、関係機関・団体との相互協力及び連携した支援のあり方やその必要性について情報を共有した。	・昨年度に引き続き、福島県被害者等支援連絡協議会総会の開催及び各被害者支援地域ネットワーク総会の開催を予定。	警察本部	県民サービス課
		・犯罪被害者等支援の情報について随時市町村等へ情報提供するとともに、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会等を開催し、講義やグループワークを通じて被害者支援の意識の醸成を図った。	・市町村や関係機関と犯罪被害者等支援の情報について随時情報を共有するとともに、研修会等の機会を通じて意見を交換し、連携を図る。	生活環境部	男女共生課
10-2-3 国、他都道府県及び市町村との連携による情報共有					
4	内閣府が主催する都道府県・政令指定都市の担当課長会議及び北海道・東北ブロック研修会等において、国等との情報の共有を図るとともに、市町村職員等を対象とする犯罪被害者施策研修会などを通じ、市町村との連携を図ります。	・警察庁が主催する都道府県・政令指定都市主管課室長会議（H29．5．17）に出席し、国及び各都道府県・政令指定都市等と情報交換を行った。また、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会をH29.10.17に開催し、市町村と情報を共有した。	・警察庁が主催する都道府県・政令指定都市主管課室長会議に出席し、国及び各都道府県・政令指定都市等と情報交換を行う。また、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催する。	生活環境部	男女共生課
10-2-4 市町村の取組の促進					
5	市町村職員を対象とする犯罪被害者施策研修会等を通じて、被害者支援の意識の醸成、支援体制の充実を図ります。	・市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会をH29.10.17に開催し、講義やグループワークを実施し、被害者支援の意識の醸成を図った。	・市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催する。	生活環境部	男女共生課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況（実績）	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
10-2-5 関係機関等の連携による性犯罪被害者の相談・支援体制の充実					
6	性暴力等被害者等を支援するため、福島県警、福島県産婦人科医会、ふくしま被害者支援センターの３機関で運用している「性暴力等被害救援協力機関ＳＡＣＲＡふくしま」に加え、関係機関団体等が連携・協力し、性暴力等被害者等が安心して相談できる環境の整備と適切な支援を行うため、更なる支援体制の充実を図るとともに、県民に広く周知広報します。	・平成29年９月、県及び県教育委員会が参画し、新たに５機関での運用となり、さらなる相談・支援体制の強化を図った。 ・SACRAカードを作成し、約1,800枚を県内市町村の被害者支援担当窓口59箇所に設置し、sacraふくしまの周知をはかるとともに、約19,000枚を県内中学校230校・高校106校の保健室への配置を依頼し、子ども達への相談窓口の周知を図った。さらに、SACRAシールを作成し、約400枚を県庁舎内及び市町村等のトイレ等、約300枚を県内ホームセンターの男女トイレ内に貼付し、相談環境の整備を図った。 　※「SACRAカード」～「性暴力等：Sexual Assaullt、被害救援：Crisis Response、協力機関Association 」の頭文字をとり、相談電話番号等を記載したカード	・昨年に引き続き、SACRAカードを県内小学校に配置するとともに、SACRAシールについては、関係機関・団体に協力依頼し貼付予定。	警察本部	県民サービス課
(3) 犯罪被害者等の支援に関する周知啓発					
10-3-1 被害者等支援に関する普及啓発					
7	被害者等支援に対する県民の理解と協力を得るため、広報誌等の各種メディアを活用した広報、機会を捉えながらの被害者等支援講話、各種イベント会場内における広報など、あらゆる機会を活用した各種啓発活動に努めます。	・平成29年11月25日、桜の聖母短期大学マリアンホールにおいて、犯罪被害者支援イベント「支援の輪を広げるつどい」を開催し、約600人が参加するなど、社会全体で犯罪被害者を支える必要性・重要性等について理解を深めた。 ・被害者に優しい地域作り事業として、会社や学校等の職域において、警察職員が被害者遺族の手記の朗読や犯罪被害者支援施策に関する講話を461回18,276人が聴講した。 ・県警ラジオ番組に20回出演し、各種被害者支援施策や制度について放送するなど、周知を図った。	・昨年度に引き続き、犯罪被害者支援イベント及び被害者に優しい地域作り事業等の機会を捉えた各種広報啓発活動を実施予定。	警察本部	県民サービス課
		・犯罪被害者週間に併せて、ホームページで周知を行った。また、性暴力被害者への対応についてのリーフレットを3,500枚作成し、市町村や関係機関、学校等に配布し、性暴力被害者支援に関する啓発を行った。	・ホームページや各種メディアを活用するとともに、各種イベント会場内における広報など、あらゆる機会を活用し各種啓発活動に努める。	生活環境部	男女共生課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度 取組状況(実績)	平成30年度 取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
10-3-2 犯罪被害者週間による周知啓発					
8	犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせて、啓発事業を集中的に実施するとともに、広報誌等の各種メディアを活用した広報などによる周知啓発に取り組みます。 また、市町村や関係機関・団体等に対して、同週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう働き掛けを行います。	・支援センターと連携し、県内４方部において被害者支援の相談窓口や各種支援施策に関する街頭広報啓発活動を実施した。	・昨年度に引き続き、各種広報啓発活動を実施する予定。	警察本部	県民サービス課
		・犯罪被害者週間に併せて、ホームページで周知を行い、１１月２５日には県警察本部、ふくしま被害者支援センターと共催で「支援の輪を広げるつどい」を開催した。また、市町村に対して同週間における啓発事業の取組について文書で依頼した。	・犯罪被害者週間に併せて、ホームページやSNS等で周知を行う。また、県警察本部、ふくしま被害者支援センターと共催で「支援の輪を広げるつどい」を開催する。市町村に対しては、同週間における啓発事業の取組について依頼する。	生活環境部	男女共生課
10-3-3 各種公的制度の周知					
9	診断書等経費や性犯罪被害者に対する初診料等の公費負担制度、カウンセリング制度など各種公的制度を実施するとともに、その制度の周知を図ります。	・各種公費負担制度を適正に運用するとともに、各種支援施策等について、あらゆる機会を活用した広報啓発活動を実施するなど周知を図った。	・昨年度に引き続き、公費負担制度の適正な運用及びその制度の周知を図る。	警察本部	県民サービス課
		・９月補正で警察に相談できない性暴力被害者への医療費（診察、処置、検査費用等）の助成制度を創設し、県政広報等を活用して県民への周知を図った。	・市町村の担当職員を対象とした研修会やホームページ、SNS等で同制度の周知を図る。	生活環境部	男女共生課
10-3-4 中高生等に対する被害者支援の啓発					
10	中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組みます。	・県内の中学校17校及び高校６校において、犯罪被害者遺族等による「命の大切さを学ぶ授業」を開催し、生徒や教職員等約5,700人が受講し、命の大切さについての理解を深めた。	・昨年度に引き続き、「命の大切さを学ぶ授業」を県内の中学校15校、高校７校で実施する予定。	警察本部	県民サービス課

No.	施策展開の方向と取組	平成29年度　取組状況(実績)	平成30年度　取組(事業実施)予定	担当部局	担当課
10-3-5 学校へのカウンセラー派遣					
11	心に傷を負った児童生徒に対して、臨床心理に関する高度に専門的な知識・経験を持つスクールカウンセラーを派遣して心のケアに当たるなど、保護者・学校関係者等の連携の下、児童生徒がＰＴＳＤ*1等にならないよう、心の回復を支援します。	・重大事件発生時に、学校の要請により、臨床心理士2名を1日7時間で３日間派遣し、心のケアにあたった。	・重大事件発生時に、学校の要請により、臨床心理士2名を1日7時間で３日間派遣し、心のケアにあたる。	教育庁	義務教育課